

**公正競争確保の在り方に関する検討会議
報告書（案）**

2021年3月3日

公正競争確保の在り方に関する検討会議

目次

はじめに	1
第1章 検討の背景	3
1. NTTの組織の変遷.....	3
2. 公正競争確保のための制度整備等.....	3
3. 電気通信市場を取り巻く環境の変化.....	8
4. NTTドコモ完全子会社化等.....	9
第2章 公正競争確保に係る課題	11
第3章 各課題についての検討	18
1. 現行制度の状況.....	18
2. 各課題の対応の方向性.....	22
3. 各論点に対する対応の進め方.....	43
第4章 将来的なネットワークの統合等に伴う課題	47
1. 想定される将来的なネットワーク.....	47
2. 将来的なネットワークに対する事業者の見解.....	48
3. 将来的課題等.....	48
おわりに	52
参考資料	53

はじめに

1 我が国の電気通信市場では、競争原理の導入を図るため、1985年に日本電信
2 電話公社を民営化するとともに通信市場の自由化が行われた。その後も、市場の
3 環境変化を踏まえつつ、累次の電気通信事業法（昭和59年法律第86号。以下
4 「事業法」という。）の改正などにより、公正競争の確保のための制度整備が図
5 られてきた。事業者間の公正な競争が行われることにより、多様な通信サービス
6 が様々な事業者により提供され、通信サービスの利用者にとっての利便性は増
7 大してきた。

8 1992年の旧NTT（1999年のNTT再編成前の日本電信電話株式会社をいう。
9 以下同じ。）の移動体分離以降、電気通信市場においては、携帯電話やブロード
10 バンドの普及、移動系通信市場における事業者間競争の進展、移動系通信事業者
11 を主としたグループ単位での競争の進展等の大きな環境変化が起きている。そ
12 うした中、公正競争の確保のための取組とともに、研究開発力の強化、新規産業
13 の創出など我が国の産業全体の発展に向けた取組が一層重要となってきた。

14 このような中で、日本電信電話株式会社（以下「NTT持株」という。なお、
15 旧NTTや現在のNTT持株及びその傘下の各社について区別せず言及する場合
16 には単に「NTT」という。）による株式会社NTTドコモ（以下「NTTド
17 コモ」という。）の完全子会社化を目的とした株式公開買付けが2020年11月に
18 成立した。また、NTT持株は、今後、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーション
19 ズ株式会社（以下「NTTコム」という。）やエヌ・ティ・ティ・コムウェア株
20 式会社（以下「NTTコムウェア」という。）をNTTドコモの子会社とした上
21 で、NTTドコモとの連携強化を図るとしている。その一方、NTTドコモの完
22 全子会社化などについては、NTT以外の事業者等から、公正競争上の懸念が示
23 されている。

24 1992年の旧NTTの移動体業務の分離時の公正有効競争条件の一つとして、
25 「出資比率の低下」がある中で、NTT持株によるNTTドコモに対する株式公
26 開買付けが行われたところ、①前記のとおり、累次の事業法の改正等により制度
27 整備が図られてきていること、②前記のとおり、1992年の移動体分離以降、電
28 気通信市場においては大きな環境変化が起きていること、③出資比率の上昇を
29 妨げる特段の法律上の制約がないこと、④株式市場に大きな影響を与えるなど
30 株式公開買付けという事案の特殊性が存在すること等を総合的に勘案し、当該
31 株式公開買付けの手続の終了後に、「電気通信市場検証会議」（座長：大橋 弘
32 東京大学公共政策大学院院長）（以下「市場検証会議」という。）の下に「公正競

33 争確保の在り方に関する検討会議」(主査：大橋 弘 東京大学公共政策大学院
34 院長)を設け、公開の検討を行うこととした。

35 本検討会議においては、電気通信市場における公正競争の確保等の観点から、
36 必要な方策等について検討を行った。2020年12月3日の第1回会合以降、6回
37 の会合を開催し、NTT持株を始め、KDDI株式会社(以下「KDDI」とい
38 う。)、ソフトバンク株式会社(以下「ソフトバンク」という。)、楽天モバイル株
39 式会社(以下「楽天モバイル」という。)、一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟
40 (以下「CATV連盟」という。)、在日米国商工会議所(以下「ACCJ」とい
41 う。)及び一般社団法人テレコムサービス協会MVNO委員会(以下「MVNO
42 委員会」という。)(以下これらを併せて「関係事業者等」という。)から幅広く
43 ヒアリングを行いつつ、諸論点について精力的な議論を行った。

44 本報告書は、本検討会議において検討した公正競争の確保等の観点から必要
45 な方策等についての考え方を整理したものである。

第1章 検討の背景

46 1. NTTの組織の変遷

47 我が国の電気通信市場において競争原理の導入を図るため、1985年4月、旧
48 NTTが設立されるとともに、事業法が施行された。

49 1988年7月には、旧NTTのデータ通信事業（現・NTTデータ）が分離さ
50 れた。

51 旧NTTの設立に当たっては、日本電信電話株式会社法（昭和59年法律第85
52 号。1997年に題名が「日本電信電話株式会社等に関する法律」に改正された。
53 以下「NTT法」という。）附則第2条において、「政府は、会社の成立の日から
54 五年以内に、この法律の施行の状況及びこの法律の施行後の諸事情の変化等を
55 勘案して会社の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を
56 講ずるものとする。」とされた。その後、1990年3月の電気通信審議会答申を受
57 け、同月、「日本電信電話株式会社法附則第2条に基づき講ずる措置」が郵政省
58 より公表され、「移動体通信分野における公正有効競争を実現するため、移動体
59 通信業務を一両年内を目途にNTTから分離」することとされた。これを受け、
60 1992年7月、旧NTTから移動体業務（現・NTTドコモ）の分離が行われた。

61 1997年には、ソフトウェア関連業務（現・NTTコムウェア）の分離も行わ
62 れた。

63 1999年7月、公正競争の促進を図るとともに、国際通信業務への進出を実現
64 することにより、国民の電気通信サービスに対する多様な需要への対応を可能
65 とするため、旧NTTについて、持株会社（NTT持株）、東西地域会社（東日
66 本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社〔以下、これら2社を併せて
67 「NTT東西」という。〕）、長距離国際会社（NTTコム）の4社への再編成が
68 行われた。

69 2. 公正競争確保のための制度整備等

70 1で記載した旧NTTにおける各種の事業分離時やNTT再編成時において
71 は、NTTに対する公正競争条件が都度公表されてきた。1990年代後半以降は、
72 総務省において、事業法を随時改正すること等を通じて、公正競争の確保のため
73 に必要な制度整備を図ってきている。

74 (1) NTTに対する累次の公正競争条件

75 電気通信市場における公正有効競争の実現、NTTの巨大・独占性の弊害
76 を可能な限り改善し、NTTの経営の向上を図る等の観点から、旧NTTに
77 おける各種の事業の分離やNTT再編成時においては、その都度、公正競争
78 条件等として、各種条件が公表されてきた。

79 1992年7月の移動体業務の分離に当たっては、同年4月の郵政省及び旧N
80 TTの報道発表¹において、

- 81 ①NTTと別個の伝送路の構築、NTT回線の利用条件の移動体系新事業
82 者との同等性確保
- 83 ②NTTから新会社への取引を通じた補助の禁止、鉄塔・局舎の利用等の
84 取引条件やNTTとの接続条件等の移動体系新事業者との同等性確保
- 85 ③NTTから新会社への転籍による社員の移行、出向形態の人事交流の禁
86 止
- 87 ④NTTの出資比率の低下
- 88 ⑤NTT・新会社の共同資材調達²の禁止
- 89 が公正有効競争条件²として公表された。

90 また、1999年7月のNTT再編成に当たっては、「日本電信電話株式会社
91 の事業の引継ぎ並びに権利及び義務の承継に関する基本方針」(1997年12月
92 郵政省告示)において、

- 93 ①地域会社・長距離会社間の役員兼任の禁止
- 94 ②地域会社・長距離会社間の在籍出向の禁止
- 95 ③持株会社及び承継会社の短期借入の個別実施
- 96 ④持株会社/地域会社・長距離会社間の共同資材調達²の禁止
- 97 ⑤地域会社・長距離会社間の接続形態の他事業者との同等性確保
- 98 ⑥地域会社・長距離会社間の接続条件の他事業者との同等性確保
- 99 ⑦地域会社・長距離会社間の電気通信役務の提供に関連する取引条件の他
100 事業者との同一性確保
- 101 ⑧長距離会社は独立した営業部門を設置、利用者の利便性維持のために地
102 域会社が長距離会社の販売業務を受託する場合における条件の他事業者
103 との同一性確保
- 104 ⑨地域会社・長距離会社間で提供される顧客情報等の他事業者との同一性

¹ 「日本電信電話株式会社の移動体通信業務の分離について」(1992年4月28日郵政省報道発表)、「移動体通信事業の分離について」(1992年4月28日日本電信電話株式会社報道発表)

² 移動体分離時の公正有効競争条件におけるNTTは、現在のNTT持株及びNTT東西に相当する。

105 確保
106 ⑩持株会社/地域会社が長距離会社に対して行う研究成果に係る情報開示
107 の条件の他事業者との同一性確保
108 が公正競争条件として公表された³⁴。

109 (2) 固定系通信に係る制度整備

110 1985年の事業法の制定・施行により、郵政大臣（当時）による接続協定の
111 締結命令など、電気通信事業者間の接続に係る規制が導入されたものの、1989
112 年から1994年にかけて、旧NTTと他の電気通信事業者との間で接続協議が
113 長期間難航する事例が生じた。このため、1997年、事業法改正⁵により、全て
114 の第一種電気通信事業者⁶に対して、原則として接続の請求がなされればそれ
115 に応諾する義務が課された。同時に、ボトルネック設備に着目した接続ルー
116 ルが設けられた。指定電気通信設備を保有する事業者である旧NTTに対し
117 ては、①接続料・接続条件を記載事項とする接続約款の認可制の導入、②接
118 続会計制度の創設及び③網機能提供計画の制度化が行われた。

119 また、2000年、事業法改正⁷により、接続料の算定に当たって長期増分費用
120 方式（LRIC）が導入されるとともに、第一種指定電気通信設備接続料規
121 則（平成12年郵政省令第64号）により、接続料の算定方法が整備された。

122 2001年には、市場支配力を有する電気通信事業者がその市場支配力を濫用
123 することを未然に防止するため、第一種指定電気通信事業者（NTT東西）に
124 対し、①接続関連情報の目的外利用・提供、②特定の電気通信事業者に対する
125 不当な優先的取扱い等、③製造業者等に対する不当な規律・干渉があらかじめ
126 禁止された（禁止行為規制）。また、併せて、第一種指定電気通信事業者に

³ NTTデータ分離時の公正競争条件は、以下のとおり。

- ①NTTの新会社に対する出資比率の低下
- ②NTTから新会社への転籍による社員の移行
- ③回線の無差別公平な提供
- ④NTTと新会社間の取引を通じた補助の禁止、第三者と同等の取引条件の確保
- ⑤NTT・新会社の共同資材調達禁止
- ⑥NTT・新会社の連結決算の実施

⁴ NTTコムウェア分離時の公正競争要件は、以下のとおり。

- ①NTT・新会社との取引について第三者との同等の取引条件の確保
- ②NTT・新会社の共同資材調達禁止
- ③新会社に継承される研究開発成果の他社への開示の担保、NTTの研究開発成果の開示条件の同等性確保

⁵ 電気通信事業法の一部を改正する法律（平成9年法律第97号。1997年11月17日施行。）

⁶ 電気通信回線設備を有する電気通信事業者（当時）

⁷ 電気通信事業法の一部を改正する法律（平成12年法律第79号。2000年11月18日施行。）

127 対し、特定関係事業者⁸との間の役員兼任を禁止する特定関係事業者制度が導
128 入され、特定関係事業者としては、N T T コムが指定された⁹。

129 2011年には、事業法改正¹⁰により、N T T 東西に対し、設備部門と営業部門
130 との隔離等、接続業務に関して知り得た情報を適正に管理するための体制の
131 整備が義務付けられるとともに、第一種指定電気通信設備と他事業者設備と
132 の接続業務の実施状況を監視する部門を設備部門とは別個に構築することも
133 義務付けられる機能分離が実施された。加えて、第一種指定電気通信事業者
134 (N T T 東西)に対し、業務委託先子会社が接続情報の目的外利用等の反競
135 争的行為を行わないよう、当該子会社への適切な監督が義務付けられた。

136 2015年には、卸電気通信役務の提供の本格化を踏まえ、事業法改正¹¹によ
137 り、第一種指定電気通信事業者が提供する卸電気通信役務について、事後届
138 出制や、当該届出内容を総務大臣が整理・公表する制度が整備された。また、
139 電気通信事業者のグループ化や寡占化が進展する中、更なる寡占化等を確認
140 するため、第一種指定電気通信事業者に対して、グループ外の大規模事業者
141 と合併等を行った場合に、電気通信事業の登録の更新を行うことも義務付け
142 られた。

143 (3) 移動系通信に係る制度整備

144 2000年12月の電気通信審議会答申において、移動体通信について、「市場
145 からの排除がないようにするための最低限の担保措置として、接続料を含む
146 接続条件に関して透明性をより確保することを基本としたルールの整備が必
147 要」との提言がなされたことを受け、2001年、事業法改正¹²により、第二種指
148 定電気通信設備制度が創設され、第二種指定電気通信事業者に対し、接続料・
149 接続条件を記載事項とする接続約款を定め、届出・公表することが義務付け
150 られた。第二種指定電気通信事業者への指定基準値は端末シェア25%超とさ
151 れ、2002年にN T T ドコモ及び沖縄セルラー電話株式会社(以下「沖縄セル
152 ラー」という。)が指定され、2005年にはK D D Iが指定された。2001年の

⁸ 第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者の①子会社、②親会社、③兄弟会社である電気通信事業者のうち総務大臣が指定する者

⁹ 平成14年総務省告示第8号により指定され、会社形態変化を踏まえて、令和2年7月28日総務省告示第220号により再度指定された。

¹⁰ 電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律(平成23年法律第58号。2011年11月30日施行。)

¹¹ 電気通信事業法等の一部を改正する法律(平成27年法律第26号。2016年5月21日施行。)

¹² 電気通信事業法等の一部を改正する法律(平成13年法律第62号。2001年11月30日施行。)

153 事業法改正では、併せて、固定系通信と同様に、市場支配力を有する電気通信
154 事業者がその市場支配力を濫用することを未然に防止するため、第二種指定
155 電気通信設備を設置する市場支配的事業者に対し、①接続関連情報の目的外
156 利用・提供、②総務大臣が指定する特定の電気通信事業者（特定関係法人）に
157 対する不当な優先的取扱い等、③製造業者等に対する不当な規律・干渉を禁
158 止する禁止行為規制が導入され、当該市場支配的事業者としてNTTドコモ
159 が指定された。

160 2010年3月には、第二種指定電気通信設備制度の運用に関するガイドライ
161 ンが策定され、接続料算定方法が整備された。同年には、接続制度をさらに
162 強化するため、事業法改正¹³により、第二種指定電気通信設備についても接続
163 会計制度が導入され、2011年3月に第二種指定電気通信設備接続会計規則（平
164 成23年総務省令第24号）が制定された。また、2012年6月には、電気通信
165 事業法施行規則（昭和60年郵政省令第25号）が改正され、第二種指定電気
166 通信設備の指定基準値である端末シェアの割合が25%から10%に引き下げら
167 れた。これにより、第二種指定電気通信事業者として、ソフトバンクが新た
168 に指定された。

169 2015年には、MVNOの参入促進を図る観点から、事業法改正¹⁴により、そ
170 れまでガイドラインとして規定していた接続料の算定方法等が法制化された。
171 併せて、MNOにおけるグループ内の卸取引やMVNOの参入・サービス提
172 供が増加してきていることを踏まえ、第二種指定電気通信事業者が提供する
173 卸電気通信役務について、第一種指定電気通信事業者が提供する卸電気通信
174 役務と併せ、事後届出制や、当該届出内容を総務大臣が整理・公表する制度
175 が整備された。また、電気通信事業者のグループ化や寡占化が進展する中、
176 更なる寡占化等をチェックするため、第二種指定電気通信事業者に対して、
177 グループ外の大規模事業者と合併等を行った場合に、電気通信事業の登録の
178 更新を行うことも義務付けられた。加えて、移動系通信市場では、携帯電話
179 事業者間の競争の進展や、周辺市場の環境変化を踏まえ、様々な業種の企業
180 との連携を通じた新事業・新サービスの創出を促進するため、移動系通信市
181 場における市場支配的事業者に指定されているNTTドコモに対する禁止行
182 為規制のうち、製造業者等に対する不当な規律・干渉が撤廃されるなど、禁
183 止行為規制が緩和された。

¹³ 放送法等の一部を改正する法律（平成22年法律第65号。事業法第34条にかかる改正規定については、2011年3月31日施行。）

¹⁴ 電気通信事業法等の一部を改正する法律（平成27年法律第26号。2016年5月21日施行。）

184 2019年12月には、全国BWA事業者であるUQコミュニケーションズ株
185 式会社（以下「UQコミュニケーションズ」という。）及びWireless City
186 Planning株式会社（以下「WCP」という。）が新たに第二種指定電気通信事
187 業者として指定された。

188 3. 電気通信市場を取り巻く環境の変化

189 1992年の移動体分離以降、電気通信市場においては、携帯電話やブロードバ
190 ンドの普及、移動系通信市場における事業者間競争の進展、移動系通信事業者を
191 中心としたグループ単位での競争の進展等といった大きな環境変化が起きてい
192 る。一方、固定系通信市場においては、今もなお、NTT東西の影響力は大きい。

193 （携帯電話・ブロードバンドの普及）

194 1992年以降、移動系通信の利用者は大きく増加し、ブロードバンドは国民一
195 般に普及している。1992年9月末時点においては、携帯電話の契約数は200万
196 契約に満たなかったが、2020年9月末時点で1億9,049万契約にのぼり、その
197 うち、LTE及び5Gの契約数は併せて1億5,994万契約となっている。また、
198 固定系ブロードバンドの契約数は、2020年9月末時点では、4,196万契約にの
199 ぼっている。

200 （移動系通信市場における事業者間競争の進展）

201 1992年と比較して、移動系通信市場においては、事業者間競争が進展してい
202 る。移動系通信市場における競争の状況として、携帯電話の契約数シェアをみる
203 と、1992年9月末時点においてはNTT移動通信網（現・NTTドコモ）が60%
204 超のシェアを有していたが、2020年9月末時点では、NTTドコモのシェアは
205 約37%まで低下し、KDDI¹⁵のシェアは約28%、ソフトバンクのシェアは約
206 21%、MVNOのシェアは約13%となっている。MNOとして2020年4月より
207 正式サービスを開始した楽天モバイルのシェアは0.6%となっている。また、
208 2019年度の携帯電話に係る端末設備シェアについては、NTTドコモは40%超
209 となっている。

210 （グループ単位での競争の進展）

211 NTTはもとより、KDDIやソフトバンクも、グループ内にMVNOを含む

¹⁵ 沖縄セルラーも含む。

212 移動通信事業者のほか、固定通信事業者を抱えるなど、グループ単位での競争が
213 進展してきている。例えば、F T T H市場では、N T T（N T T東西、N T Tド
214 コモ、N T Tコム）のシェアが約44%、K D D Iグループ約10%、ソフトバン
215 ク約11%となっており、ISP市場ではN T T系、K D D I系、ソフトバンク系の
216 シェアの合計が約70%となっているなど、移動系通信市場における有力な事業
217 者を主としたグループ化が進展している。

218 （固定系通信市場における競争状況）

219 固定系通信市場においては、N T T東西のほか、M N Oや電力系事業者¹⁶、ケ
220 ーブルテレビ事業者¹⁷などの間で競争が行われている。固定系通信市場のうちF
221 T T H市場において、サービス提供主体別に見れば、N T T東西のシェアは、合
222 計で約20%程度まで低下している。一方で、N T T東西が卸電気通信役務とし
223 て提供するものも含めて事業者別シェアを算出すると、未だ約65%のシェアを
224 有している。また、設備ベースでのシェアで見れば、N T T東西のシェアは約
225 75%となっている。F T T H市場においては、サービス卸の形態によるサービス
226 提供が増加し続けており、2020年9月末時点では、F T T Hの全契約数（3,407
227 万契約）のうち、サービス卸の契約数（1,460万契約）が占める割合は、約43%
228 に達している。

229 4. N T Tドコモ完全子会社化等

230 2020年9月29日に、N T T持株はN T Tドコモに対する株式公開買付け手続
231 を開始し、同年11月17日に、株式公開買付けの成立を公表した。その後、同年
232 12月25日にN T Tドコモは上場廃止され、同月29日にはN T T持株がN T T
233 ドコモの全株式を取得し、N T TドコモはN T T持株の完全子会社となった。

234 N T Tドコモの完全子会社化の目的として、N T T持株は、N T Tドコモの完
235 全子会社化を通じ、N T Tドコモの競争力強化・成長を図るとしている。また、
236 N T TドコモとN T Tコム・N T Tコムウェアとの連携等を通じて、新たなサー
237 ビスの展開や6Gを見据えた通信基盤整備を移動固定融合型で推進し、N T T

¹⁶ 設備設置事業者としてサービス提供を行っており、都道府県別では、2020年9月末にお
いて、そのシェアが約30%前後となっている府県が複数存在する。

¹⁷ 市町村などの地域単位でサービス提供を行っており、2019年度末において、ケーブルテ
レビ事業者471事業者のうち「ブロードバンドサービス」を提供している事業者は325者
存在し、ケーブルテレビ事業者によるブロードバンドサービスの契約数は956万、うちF T
T Hの契約数は409万にのぼっている。

238 グループ全体の成長を図るなどとしている。

239 主な取組内容として、法人営業力を強化し移動固定融合型の新サービスを創
240 出し、コスト競争力の強化としてネットワーク等に係るリソース等の最適化を
241 図るほか、研究開発力の強化として、NTTドコモとNTT持株研究所との一体
242 的な研究の推進等を行うとともに、NTTドコモとNTTコム等との連携によ
243 り、サービスや研究開発成果等をグローバルに展開することなどを掲げている。

244 また、取組を通じた社会への貢献として、情報通信機器・サービスのグローバ
245 ル展開など産業の国際競争力の強化や、デジタル化の普及促進による地域社会・
246 経済の活性化など社会的課題の解決、災害時にも強靱な情報通信基盤の確保、利
247 便性の高いサービスの実現などを掲げている。

248 なお、NTTドコモの完全子会社化等に関し、NTT持株は、公正競争上の観
249 点等からの見解として、20数年前と比較し、市場環境は激変しており、NTT
250 ドコモの完全子会社化やNTTコムとの連携が、現在の市場競争環境に悪影響
251 を及ぼすことはなく、新たな規制を設けるべきでない旨、NTT東西に対しては、
252 厳格な接続規制が課されたほか、禁止行為規制や業務範囲規制等、出資比率を下
253 げなくても、市内通信事業の独占性の影響を遮断できる措置が講じられており、
254 NTTドコモの完全子会社化やNTTドコモとNTTコムとの連携によって、
255 両社とNTT東西との関係が変わるものではなく、NTT東西は、今後とも各種
256 法令等を遵守していくことから、公正競争条件の確保に支障が生じることはな
257 い旨の意見を表明している。

第2章 公正競争確保に係る課題

258 KDDI、ソフトバンク、楽天モバイル等28者は、NTTドコモの完全子会
259 社化に係る意見申出書を2020年11月11日に総務大臣に提出した。本検討会議
260 では、第1回会合から第5回会合までのヒアリングにおいて、KDDI、ソフト
261 バンク、楽天モバイル、CATV連盟、ACCJ及びMVNO委員会から、当該
262 意見申出書の内容も含め、意見を聞いた。これらを通じて、NTT以外の事業者
263 等（以下「他事業者等」という。）から提起されている公正競争上の懸念や課題
264 は、①NTTドコモとNTT東西の関係に係る課題、②NTTドコモとNTTコ
265 ムの関係に係る課題、③その他公正競争確保に係る課題、④将来的なネットワ
266 ークの統合等に伴う課題に分類できる。

267 ① NTTドコモとNTT東西の関係に係る課題

268 ①NTTドコモとNTT東西の関係に係る課題として、NTT東西がNTT
269 ドコモを優先的に取り扱う懸念及びNTT東西の有する情報の目的外利用の懸
270 念が具体的に提起されている。

271 (a) NTT東西がNTTドコモを優先的に取り扱う懸念

272 一般コロケーションなど相対取引において、局舎等の設備についてNTTド
273 コモに優先的に利用させる又は有利な条件で契約するなど、NTTドコモを優
274 先的に取り扱う懸念が提起されている。また、接続にかかる事前調査申込等の
275 手続においてNTTドコモを優先的に取り扱う懸念も提起されている。さらに、
276 NTTドコモの要望に沿って光エリアの拡大やネットワーク設備の増強をし
277 たり、設備仕様をNTTドコモと共通にしたり、フレキシブルファイバ¹⁸を有
278 利な料金で提供したりするなど、ネットワーク構築面でNTTドコモを優先的
279 に取り扱う懸念も提起されている。そのほか、NTTドコモとの関係において
280 は、NTT東西におけるローカル5Gのネットワーク構築面での懸念なども提
281 起されている。

282 (他事業者等の意見)

283 ア 一般コロケーションなど相対取引において、NTTドコモ等が義務的コロ
284 ケーションよりも有利な条件で契約していたり、局舎の利用においてNTT
285 ドコモ等が優先して局舎スペースを確保しているなど、接続ルール等が及ば

¹⁸ ここでは、携帯電話事業者等に対し、既存の光回線設備が存在しないエリア等において、個別の光回線設備等を設置し、既存の光回線設備と組み合わせて光回線設備等を提供するNTT東西の卸電気通信役務をいう。

286 ない範囲で実質的にNTTドコモ等への優遇が行われるおそれがある。(KDDI、ソフトバンク、楽天モバイル)
287
288 イ 接続にかかる事前調査申込等の手続において、接続ルールで担保される範囲外でNTTドコモ等への優遇が行われるおそれがある。(KDDI、楽天モバイル)
289
290
291 ウ NTT東西のボトルネック設備に関する事業計画等がNTTグループ内で共有され、NTTドコモの基地局整備等を加味した光エリア拡大が行われたり、フレキシブルファイバの提供料金においてNTTドコモが有利になっていたりするなど、NTTドコモのネットワーク構築における優遇が行われるおそれがある。(KDDI、ソフトバンク、ACCJ)
292
293
294
295
296 エ NTTグループ内の仕様等の統一により、NTTグループ各社に有利な設備・仕様の採用を強いられ、競争事業者においては当該設備・仕様を利用するために追加的な負担が発生するおそれがある。(KDDI、ソフトバンク、楽天モバイル)
297
298
299
300 オ NTT東西が競争事業者よりも優位にローカル5Gのネットワークを構築できるようなることや、NTT東西とNTTドコモが一体的に5Gを提供することなどのおそれがある。(CATV連盟)
301
302

303 (b) NTT東西の有する情報の目的外利用の懸念

304 NTTグループ内での人事交流等を通じて、NTT東西が接続や卸等で得た他事業者の情報がNTTドコモに提供されるおそれがあるという懸念が提起
305
306 されている。

307 (他事業者等の意見)

308 ア NTT東西とNTTグループ間での人事交流等を通じて、競争事業者の接続や卸等に係る情報がNTTグループ内に流通するおそれがある。(KDDI、ソフトバンク)
309
310

311 ② NTTドコモとNTTコムに係る課題

312 ②NTTドコモとNTTコムに係る課題として、法人営業の一体化に伴う課題及びネットワークの一体化に伴う課題が具体的に提起されている。
313

314 (a) 法人営業の一体化に伴う課題

315 NTT持株は、NTTドコモとNTTコムとの間で法人営業の一体化を行う
316 と説明している。法人営業が一体化された場合について、NTTコムが強みを
317 持つ法人市場等にNTTドコモの市場支配力が影響を及ぼす懸念や、NTTド
318 コモ・NTTコム間の営業部門再編により、NTT東西との共同営業が実施さ
319 れる懸念が提起されている。

320 (他事業者等の意見)

321 ア NTTドコモ・NTTコムの一体的なサービス提供により、NTTコムが強
322 みを発揮する固定通信市場、法人市場等にNTTドコモの市場支配力が影響
323 を及ぼすおそれがある。(KDDI、ソフトバンク、楽天モバイル)

324 イ NTTドコモ・NTTコム間の営業部門再編により、NTTコムとNTT東
325 西との一体的な共同営業が行われるおそれがある。(KDDI、ソフトバンク)

326 (b) ネットワークの一体化に伴う課題

327 NTT持株は、NTTドコモとNTTコムとの間でネットワーク構築での連
328 携を行うと説明している。NTTコムの事業・資産等をNTTドコモに移転す
329 ることにより、両社のネットワークが一体化された場合について、禁止行為規
330 制等の形骸化につながるおそれがあるという懸念や、NTTコムは、NTT東
331 西のボトルネック設備と結びつきが強く、NTTドコモ・NTTコムのネット
332 ワーク一体化はNTT東西のネットワークとの一体化につながりうるとの懸
333 念が提起されている。

334 (他事業者等の意見)

335 ア NTTコムの事業・資産等をNTTドコモに移転することによるNTTド
336 コモ・NTTコムの連携強化は、禁止行為規制・特定関係事業者制度の形骸化
337 につながるおそれがある。(KDDI、ソフトバンク)

338 イ NTTコムは、NTT東西のボトルネック設備と結びつきが強く、NTTド
339 コモ・NTTコムのネットワーク一体化は、NTT東西のネットワークとの一
340 体化を引き起こすおそれがある。(KDDI、ソフトバンク)

341 ③ その他公正競争確保に係る課題

342 ③その他公正競争確保に係る課題として、競争事業者の排除の懸念、研究開発

343 に係る課題、市場支配的な二種指定事業者に対する禁止行為規制に係る課題、間
344 接取引による現行規制の潜脱の懸念及びNTTドコモの上場廃止に伴う透明性
345 の低下に係る課題が具体的に提起されている。

346 **(a) 競争事業者の排除の懸念**

347 NTTグループ全体としての利益を最大化するため、内部相互補助により光
348 サービス卸について赤字を前提とした価格設定をグループ会社において行う
349 ことや、NTTグループ内優遇を行うことなどにより、各地域の通信市場も含
350 め、競争事業者の排除が行われる等の懸念が提起されている。

351 (他事業者等の意見)

352 ア NTTグループ全体の利益最大化のため、NTTグループと競争事業者に
353 対して同等に高額な料金で光サービス卸が提供され、競争事業者が排除され
354 るおそれがある。(KDDI、ソフトバンク、楽天モバイル)

355 イ NTTグループ内での利益を最大化するインセンティブがNTT持株には
356 構造的に存在するため、NTTグループ内優遇や内部補助、NTTグループの
357 共同調達により、競争事業者が排除されるおそれがある。(ソフトバンク、A
358 CCJ)

359 ウ 各地域の通信市場において、NTTグループの市場支配力が強大化し、事業
360 規模の劣る地域の通信事業者が排除されるおそれがある。(CATV連盟)

361 **(b) 研究開発に係る課題**

362 研究開発の一体的運営により、研究開発費の負担割合や成果の利用面におい
363 て、NTT持株とNTTグループ各社との研究開発の関係性が不透明化するこ
364 とや、特に実用化に係る研究の連携により、ネットワーク設備等について、N
365 TT独自仕様による統一が行われること等の懸念が提起されている。

366 (他事業者等の意見)

367 ア NTT持株・NTTドコモの研究開発機能の一体的運営により、NTT東西
368 とNTTドコモ・NTTコムとの間でネットワーク設備等のNTT仕様による
369 統一が行われ、競争事業者との接続条件に非同等性が生じるおそれがある。
370 (KDDI)

371 イ NTT持株の研究開発費等に関して、NTTグループの各子会社の研究開
372 発費の負担割合やNTT持株による研究開発費の使用用途が不透明化するお
373 それがある。(楽天モバイル)

374 (c) 市場支配的な二種指定事業者に対する禁止行為規制に係る課題

375 移動系通信市場について、競争状況の変化に伴い、市場支配的な二種指定事
376 業者に対する禁止行為規制について規制対象事業者の範囲や規律内容の見直
377 しをする必要があるなどの課題が提起されている。

378 (関係事業者等の意見)

379 ア NTTドコモのシェア等が低下していること等を踏まえ、NTTドコモの
380 みに課されている禁止行為規制を見直していただきたい。NTTドコモは、平
381 成4年の分社以降、禁止行為規制の存在が、自由な連携や事業運営に対して、
382 過剰な萎縮効果をもたらしたこともあって、市場が大きく変化している中で
383 も、移動通信事業に止まり続け、固定通信サービス等への事業拡大を行うこと
384 ができなかった。(NTT持株)

385 イ NTTドコモは依然として強固な市場支配力を有しており、NTT持株が
386 主張するNTTドコモに対する禁止行為規制の緩和は行うべきでない。(KDD
387 DI、ソフトバンク、楽天モバイル)

388 ウ 共同調達等のグループ一体運営を通じて、NTTドコモが製造事業者等に
389 及ぼす影響が強まっていることを踏まえれば、NTTドコモに対する禁止行
390 為規制の規律内容は、NTT東西同等に戻すなど、強化すべき。(KDDI)

391 エ FTTHにおいても、ドコモ光の契約数はトップシェアを有し、移動体事業
392 に止まるどころか、固定事業でも大きく契約数を拡大。グループ内にボトルネ
393 ック設備を保有するNTTグループの強力な一体運営を通じた総合的事業能
394 力は他のMNOの状況とは大きく事情が異なる。(KDDI)

395 オ 指定に当たっての基本的考え方における「総合的事業能力」の考慮要因とし
396 て、ボトルネック設備を保有する事業者との関係性、資本関係を通じた調達力、
397 技術力、販売力等を考慮に入れるべき。(KDDI)

398 カ MNOとMVNO間のイコールフットィングのため、二種指定事業者のう
399 ち、MVNOに比して大きな交渉力を持つ事業者として、現行のNTTドコモ
400 に加え、KDDI、沖縄セルラー、ソフトバンクの3社に対し、事業法30条
401 に基づく禁止行為規制を適用すべき。(MVNO委員会)

402 (d) 間接取引による現行規制の潜脱の懸念

403 NTTグループ内での間接取引により、規律の対象とならないグループ会社
404 を用いて、禁止行為規制等を潜脱するおそれがあるのではないかと懸念が提
405 起されている。

406 (他事業者等の意見)
407 ア NTTグループ内の間接取引により、禁止行為規制、サービス卸ガイドライ
408 ン及び指定設備制度(卸役務契約の届出、整理・公表)などの現行規制が潜脱
409 されるおそれがある。(KDDI、ソフトバンク、CATV連盟)

410 **(e) NTTドコモの上場廃止に伴う透明性の低下に係る課題**

411 NTTドコモが上場廃止されることにより、四半期決算など従来公表されて
412 いた情報の公表が求められなくなることにより、透明性が低下するのではない
413 かとの懸念が提起されている。

414 (他事業者等の意見)
415 ア NTTドコモの完全子会社化により、NTTグループのセグメント情報が
416 簡素化された場合、NTTドコモとNTT東西の間で内部取引が行われてい
417 ても外部からは把握できないおそれがある。(KDDI)

418 **④ 将来的なネットワークの統合等に伴う課題**

419 具体的に提起されている課題としては、仮想化の進展、コア網とアクセス網の
420 融合、固定網と移動網の融合等、ネットワークが高度化していく中で、ネット
421 ワークのオープン化が必須であり、厳格な接続ルールのもと、競争事業者が様々な
422 階層(收容局単位、県単位、集約単位)で当該ネットワークへ接続できること、
423 API連携で必要な時に必要な機能を利用できることなど、相互運用性の確保
424 が必要ではないか、NTT東西のアクセス網以外にボトルネック性が生じるの
425 であれば、そのボトルネック性に着目し、卸提供ではなく、接続ルールを適用し
426 ていくべきではないかとの課題が提起されている。

427 (他事業者等の意見)
428 ア 仮想化技術等が導入されても、固定・移動通信市場のそれぞれの市場で市場
429 支配力を有するNTT東西とNTTドコモが統合ネットワークを構築するこ
430 とは明確に禁止すべき。(KDDI)

431 イ IOWN等、NTT東西又はNTTドコモを含む統合ネットワークが構築
432 される場合は、当該ネットワークのオープン化が必須であり、厳格な接続ルー
433 ルのもと、競争事業者が様々な階層(收容局単位、県単位、集約単位)で当該
434 ネットワークへ接続できること、API連携で必要な時に必要な機能を利用
435 できること、相互運用性の確保などが必要。(KDDI)

436 ウ 仮想化技術等により、設備と機能の分離が進み、NTT東西のアクセス網以
437 外にもボトルネック性が生じれば、そのボトルネック性に着目し、卸提供では
438 なく、接続ルールを適用していくべき。(KDDI、ソフトバンク)
439 エ NTT東西・NTTドコモによる他事業者とのネットワーク統合は、禁止行
440 為規制における不当な優先的取扱い等に該当することを明確に示すことが必
441 要。(KDDI)

第3章 各課題についての検討

442 1. 現行制度の状況

443 (1) 指定電気通信設備制度等

444 固定系通信では、固定系の加入者回線を経由しなければ通信が成り立たない
445 構造となっており、固定系の加入者回線を相当な規模で設置する電気通信
446 事業者は、他の電気通信事業者との接続協議において強い交渉力を有し、優
447 位な地位に立つことになる。また、移動系通信では、電波の有限性等により
448 新規参入が困難で寡占的な市場が形成されており、このような市場において
449 相対的に多数の移動端末設備を設置する電気通信事業者は、他の電気通信事
450 業者との接続協議において強い交渉力を有し、優位な地位に立つことになる。
451 このため、事業法では、固定系の加入者回線を相当な規模で設置する電気通
452 信事業者や、相対的に多数の移動端末設備を保有する特定の事業者に対して、
453 接続料等の公平性・透明性、接続の迅速性を担保するための規律（指定電気
454 通信設備制度）等を課している。

455 固定系通信については、第一種指定電気通信事業者に対し、接続約款（接
456 続料・接続条件）¹⁹の認可制、接続会計の整理義務、網機能提供計画の届出・
457 公表義務が課されており（第一種指定電気通信設備制度）、第一種指定電気通
458 信事業者としては、都道府県ごとに50%超の加入者回線シェアを有する事
459 業者であるNTT東西が指定されている。

460 移動系通信については、第二種指定電気通信事業者に対し、接続約款（接
461 続料・接続条件）の届出制、接続会計の整理義務が課されており（第二種指
462 定電気通信設備制度）、第二種指定電気通信事業者としては、業務区域ごと
463 に10%超の特定移動端末設備数の占有率（端末シェア）を有するNTTドコ
464 モ、KDDI、沖縄セルラー、ソフトバンク、WCP、UQコミュニケーションズ
465 が指定されている。

466 また、NTT東西の光回線の卸売サービス等、第一種指定電気通信設備・
467 第二種指定電気通信設備を用いる卸電気通信役務の提供については、事後届

¹⁹ なお、接続約款に記載すべき接続を円滑にするために必要な事項として、電気通信事業法施行規則第23条の4第2項において、接続の請求に際して必要な情報の開示を他の電気通信事業者が受ける手続、接続の請求の手続、接続に必要な装置の設置・保守や建物・管路・とう道・電柱の利用（コロケーション）の請求の手続、コロケーションの条件・負担金額・代替措置等について定められている。

468 出の義務が課されているとともに、その届出内容を総務大臣が整理・公表す
469 ることとされている。

470 なお、光サービス卸料金については、「NTT東西のFTTHアクセスサー
471 ビス等の卸電気通信役務に係る電気通信事業法の適用に関するガイドライ
472 ン」(2019年9月改定)(以下「サービス卸ガイドライン」という。)におい
473 て、競争事業者を排除又は弱体化させるために、適正なコストを下回る卸料
474 金を設定する場合や、利用者料金を上回る卸料金を設定する場合には、事業
475 法上問題となり得るなどとされている。

476 (2) 禁止行為規制等

477 市場支配力を有する電気通信事業者がその市場支配力を濫用した場合に
478 は、電気通信の健全な発達に及ぼす弊害は著しく大きく看過し得ないもの
479 となるため、そうした市場支配力の濫用を未然に防止すべく、事業法第30条に
480 おいて、①第一種指定電気通信事業者、②第二種指定電気通信事業者で営業
481 収益において大きな市場占有率を占めること等により指定された者を市場
482 支配的事業者とした上で、他の電気通信事業者との間に不当な競争を引き起
483 こすおそれのある当該市場支配的事業者の行為を類型化して、あらかじめ禁
484 止するなどしている(禁止行為規制)。

485 第一種指定電気通信事業者であるNTT東西は、他の電気通信事業者の電
486 気通信設備との接続の業務に関して知り得た情報を目的外に利用等しては
487 ならず、その電気通信業務について、特定の電気通信事業者に対する不当に
488 優先的な取扱いや不利な取扱い等をしてはならないとされているほか、電気
489 通信設備の製造業者等に対し、その業務について不当な規律・干渉をしては
490 ならないとされている。

491 市場支配的な第二種指定電気通信事業者については、「電気通信事業法第
492 30条第1項及び第3項第2号の規定による電気通信事業者の指定に当た
493 ったの基本的考え方」(2016年3月改定)に基づいて、収益シェアに加え、
494 事業規模(資本金、収益、従業員数)、市場への影響力・ブランド力、需要/
495 供給の代替性、価格の弾力性等の要素も勘案した上で、現在、NTTドコモ
496 のみが指定されている。

497 市場支配的な第二種指定電気通信事業者は、他の電気通信事業者の電気通
498 信設備との接続の業務に関して知り得た情報を目的外に利用等してはなら

499 ないとされており、その電気通信業務について、グループ内の事業者（総務
500 大臣の指定する特定の電気通信事業者〔特定関係法人〕）に対する不当に優先
501 的な取扱い等をしてはならないとされている²⁰。

502 また、第一種指定電気通信事業者の役員が、その子会社等であって特定の
503 密接な関係にある電気通信事業者（特定関係事業者）の役員を兼任すること
504 は公正競争上の弊害の構造的温床となりやすく、第一種指定電気通信事業者
505 が、その特定関係事業者に比べて他の電気通信事業者に不当に不利な取扱い
506 等をした場合には、電気通信の健全な発達に及ぼす弊害は大きく看過し得な
507 い。そこで、事業法 31 条において、第一種指定電気通信事業者である N T T
508 東西は、その特定関係事業者との間での役員の兼任を行わないこと、接続や
509 電気通信業務に関連した周辺的な業務（第一種指定電気通信設備との接続に
510 必要な電気通信設備の設置・保守等）に関し、その特定関係事業者よりも他
511 の事業者を不利に扱ってはならないこととされている（特定関係事業者制
512 度）。また、設備部門の設置、情報の管理責任者の配置、設備部門とは別の監
513 視部門の設置など接続の業務に関して知り得た情報の適正な管理等のため
514 の体制を整備することも義務付けられている。

515 現在、N T T 東西の特定関係事業者として指定されているのは、N T T コ
516 ムのみである。N T T コムが指定された当時、その指定理由としては、①N
517 T T 再編成前は、第一種指定電気通信設備を設置する第一種電気通信事業者
518 たる N T T 東西と一体として電気通信役務を提供していたこと、N T T 再編
519 成後も、利用者利便の維持を理由に N T T 東西への委託が認められている
520 数々の業務が存在していることが、N T T 東西との間で、一体的かつ排他的
521 な共同営業が行われやすい構造的要因となっていると考えられること、②ま
522 た、実際にも、N T T 東西との間で不適切な一体営業が行われているとの苦
523 情等が後を絶たず、これに対して、総務省からも重ねて行政指導等の処分を
524 行ってきたことなどが挙げられている²¹。

525 なお、事業法第 29 条においては、前記の禁止行為規制の対象となり得る行
526 為も含め、電気通信事業者等の業務の方法が不適切に行われ、利用者の利益
527 や公共の利益が阻害されている場合において、総務大臣は、電気通信事業者
528 等に対し、業務の方法の改善等を命ずること（業務改善命令）ができるとさ
529 れている。

²⁰ 第一種指定電気通信事業者に対する禁止行為規制と異なり、電気通信設備の製造業者等
に対する不当な規律・干渉は、2015 年の事業法改正により緩和されており、規律対象外で
ある。

²¹ 2001 年 12 月 21 日 情報通信審議会 電気通信事業部会 資料 7

530 (3) 市場検証

531 総務省では、公正競争確保のために必要な政策展開に生かすため、「電気通
532 信事業分野における市場検証に関する基本方針」を定め、学識経験者等で構
533 成する市場検証会議を開催し、客観的かつ専門的な見地から助言等を得つつ、
534 電気通信市場における競争状況についての検証を実施している。具体的には、
535 前記基本方針に基づき、各年度における市場検証の実施方針やスケジュール
536 等を「電気通信事業分野における市場検証に関する年次計画」として定め、
537 毎年度、電気通信事業分野における各分析対象市場²²における競争状況や市
538 場動向を分析するとともに、禁止行為規制の遵守状況等やサービス卸ガイド
539 ラインの遵守状況等を確認している。

540 電気通信事業分野における市場動向の分析として、分析対象とされた各市
541 場の動向を把握・分析している。電気通信事業報告規則に基づく報告内容や
542 公表情報、事業者・利用者アンケートの結果等に基づき、各分析対象市場に
543 おける市場シェアや市場集中度などの競争状況に係る指標や市場規模など
544 市場動向に係る指標を算出するなど、定量的・定性的な観点から分析を実施
545 している。

546 N T T 東西に対する禁止行為規制の遵守状況等の確認として、N T T 東西
547 から報告を受けている禁止行為規定遵守措置等報告書の内容に加え、定期的
548 にアンケート・ヒアリング等を実施することを通じ、N T T 東西に対して、
549 特定の電気通信事業者への不当な差別的取扱い等や不当な規律・干渉を防ぐ
550 ための契約チェック体制・研修の実施状況の確認、接続の業務に関して知り
551 得た情報の目的外利用を防ぐための措置・実施状況の確認、N T T 東西とN
552 T T ドコモとの間での社員の在籍出向が行われていないことについての確
553 認等を実施するとともに、関係事業者に対して、禁止行為規制に抵触する疑
554 いのある具体的なN T T 東西の行為の有無の確認を実施している。

555 N T T ドコモに対する禁止行為規制の遵守状況等の確認として、定期的に
556 アンケート・ヒアリング等を実施することを通じ、N T T ドコモに対して、
557 総務大臣が指定する特定の電気通信事業者（特定関係法人）への不当に優先
558 的な取扱い等を防ぐためのチェック体制・マニュアル整備の実施状況の確認
559 等を実施するとともに、関係事業者に対して、禁止行為規制に抵触する疑い
560 のある具体的なN T T ドコモの行為の有無の確認を実施している。

²² 移動系通信市場（部分市場：MNOサービス市場、MVNOサービス市場）、固定系ブロードバンド市場（部分市場：固定系超高速ブロードバンド市場、F T T H市場）、ISP 市場、固定電話市場、050-IP 電話市場、WANサービス市場

561 サービス卸ガイドラインの遵守状況等の確認として、NTT東西から届け
562 出られている個別の契約内容、NTT東西からの報告内容等に基づき、サー
563 ビス卸ガイドラインにおいて事業法上問題となり得る行為とされている事
564 項の有無等の確認を実施するとともに、サービス卸先事業者等に対し、サー
565 ビス卸ガイドラインにおいて事業法上問題となりうる行為とされている事
566 項の一部（競争阻害的な料金の設定等）の有無等の確認を実施している。

567 2. 各課題の対応の方向性

568 ① NTTドコモとNTT東西の関係に係る課題

569 (a) NTT東西がNTTドコモを優先的に取り扱う懸念

570 （関係事業者等の意見）

571 第2章①(a)のとおり、一般コロケーションなど相対取引においてNTTドコ
572 モを優先的に取り扱う懸念や、NTTドコモの接続機能要望等を優先したり、フ
573 レキシブルファイバを有利な料金で提供したりするなど、ネットワーク構築面
574 でNTTドコモを優先的に取り扱う懸念も提起されている。また、接続にかかる
575 事前調査申込等の手続においてNTTドコモを優先的に取り扱う懸念も提起さ
576 れている。そのほか、NTT東西のローカル5Gに関する懸念も提起されている。

577 他事業者等からは、これらの課題への対応策として、NTT東西がNTTドコ
578 モ等のNTTグループ各社に対する優先的取扱いの有無について、現在の検証
579 よりも詳細な情報に基づいた検証を行う必要があるなどの意見が表明されてい
580 る。一方、NTT持株からは、NTTドコモの完全子会社化等により、NTT東
581 西とNTTドコモ等との関係が変わるものではなく、NTT東西の禁止行為規
582 制の遵守状況については必要な検証がなされてきており、今後、今回の検討会議
583 や市場検証会議における議論を踏まえ、検証の強化が必要とされた事項につい
584 ては、そのための対応コスト等も勘案した上で、対応可能な範囲で、情報提供に
585 応じていく旨の意見が表明されている。

586 ア 電気通信業務に関連した相対取引等について、契約書等の全てを総務省へ
587 報告するなどして、NTTグループ・競争事業者間の公平性が担保されてい
588 かの検証、同等条件での競争事業者への提供義務が必要。（KDDI）

589 イ 一般コロケーションや局舎スペースの利用について、局舎ごとにNTTグ
590 ループ各社の一般／義務的コロケーションの利用状況を把握するなどして、
591 NTTグループ・競争事業者間の公平性が担保されているかの検証が必要。

592 (KDDI、ソフトバンク、楽天モバイル)

593 ウ コロケーションスペースのビジネス転用ルールの整備、サーバ類の義務コ
594 ロケーション対象化が必要。(KDDI、ソフトバンク)

595 エ 禁止行為の遵守状況等の検証について、現行よりも詳細な情報(例:情報ア
596 クセスの遮断状況、契約書の内容、NTTグループ内を含む全ての取引先との
597 個別取引ごとの接続条件・納期〔最大値、最小値、中央値、最頻値〕の報告、
598 直属上長の確認内容、監査部門が問題ないと判断した根拠等)に基づいた検証
599 を行う必要。(ソフトバンク)

600 オ 接続手続に係る時間や接続開始・工事開通までのリードタイムについて、N
601 TTグループ・競争事業者間の公平性が担保されているかの比較・検証が必要。
602 (KDDI、ソフトバンク、楽天モバイル)

603 カ NTT東西の設備増強・接続機能要望(①光ファイバのエリア拡大要望、②
604 コロケーションのスペース・電力の増強要望、③中継ダークファイバの増強要
605 望、④接続機能の要望)について、NTTグループ・競争事業者から公平に要
606 望を聴取し、実際にNTTグループの要望ばかりが実現されていないかなど、
607 NTTグループ・競争事業者間の公平性の検証が必要。(KDDI、ソフトバ
608 ンク、楽天モバイル)

609 キ 公正競争確保の観点での検証に必要な情報について、法令に定められてい
610 ないものを含めて、これまでも総務省への報告等を行っており、そうした情報
611 等に基づき、総務省の市場検証会議等において、様々な確認・検証が行われて
612 きているものと認識。今後、今回の検討会議や市場検証会議における議論を踏
613 まえ、検証の強化が必要とされた事項については、そのための対応コスト等も
614 勘案した上で、対応可能な範囲で、情報提供に依拠していく考え。(NTT持株)

615 ク NTT東西の局舎における義務コロケーションのリソースの利用状況や、
616 新たにコロケーションリソースに空きが生じる場合の見込み時期については、
617 接続事業者が閲覧可能なホームページでその情報を開示している。なお、情報
618 開示やコロケーションの利用にあたって、NTT東西が特定の事業者を不当
619 に優遇することはなく、公平に取り扱っているところ。(NTT持株)

620 ケ NTTドコモの完全子会社化やNTTコムとの連携により、NTT東西と
621 NTTドコモやNTTコムとの関係が変わるものではなく、NTT東西は、こ
622 れまでと同様、不当な優先的取扱いの禁止を担保していく考え。(NTT持株)

623 (現状)

624 1(2)のとおり、事業法第30条により、NTT東西は、その電気通信業務
625 について、特定の電気通信事業者に対する不当に優先的な取扱いや不利な取扱

626 い等をしてはならないとされている。このため、電気通信業務に係る相対取引の
627 取引条件面でNTTドコモを不当に優遇することや、NTT東西の接続機能要
628 望等に関しNTTドコモの要望を不当に優先して取り扱うこと等は禁止されて
629 いる。したがって、電気通信業務に係る相対取引においてNTTドコモを優先的
630 に取り扱う懸念や、NTTドコモの接続機能要望等を優先的に取り扱う懸念に
631 ついては、事業法第30条により対応がなされていると考えられる。

632 ただし、義務コロケーションや電気通信役務の提供に関する契約の締結の取
633 次等の業務の受託においてNTTドコモを優先的に取り扱うなど、電気通信業
634 務に関連した周辺的な業務に関して提起されているような懸念については、N
635 TT東西の特定関係事業者にNTTドコモが指定されておらず、事業法第31条
636 による対応はなされていない。

637 また、1(3)のとおり、禁止行為規制の遵守状況等については、市場検証会
638 議等において毎年度検証を実施している。NTT東西による不当に優先的な取
639 扱い等の有無の検証に当たっては、不当な優先的取扱い等を防ぐための契約チ
640 ェック体制・研修の実施状況等をNTT東西から確認するとともに、禁止行為規
641 制に抵触する疑いのある具体的なNTT東西・NTTドコモの行為の有無を関
642 係事業者から確認している。また、NTTドコモを含む他の電気通信事業者との
643 接続に係る各種手続のリードタイム等に関しては、NTT東西から禁止行為規
644 定遵守措置等報告書²³の一部として報告を受け、総務省において公表している。
645 しかし、こうした検証については、不当に優先的な取扱い等が行われた場合にそ
646 の影響が現れるであろう各種指標(局舎利用への申込みへの対応、接続機能要望
647 への対応等)などの客観的なデータに基づいた検証が十分にできていないとい
648 う課題がある。

649 なお、フレキシブルファイバの提供条件や接続として取り扱う範囲の明確化
650 等については、接続料の算定等に関する研究会で検討が行われている。

651 (対応の方向性)

652 接続や電気通信業務に関連した周辺的な業務に関して、NTT東西により、取
653 引等を通じて密接な関係にあるNTTドコモに対し、不当に優先的な取扱い等

²³ NTT東西は、事業法第31条第8項の規定に基づき、事業法第31条第2項、第3項及び第6項の規定の遵守のために講じた措置及びその実施状況を「禁止行為規定遵守措置等報告書」として、毎年、総務大臣に報告している。総務省は、同報告を確認するとともに、報告内容を公表している。

654 が行われるおそれがあり、2①(b)及び2②(b)に記載の理由と併せ、新たにNT
655 Tドコモを特定関係事業者に指定する必要がある。

656 また、NTT東西がNTTドコモを優先的に取り扱う懸念に関しては、今後、
657 具体的な問題がないかについての検証を強化し、問題が認められれば、それを踏
658 まえ、既存ルール等の見直しについて検討すべきである。

659 既存ルール等の遵守状況に関する市場検証会議等における検証に関しては、
660 NTTドコモの完全子会社化による影響の有無にかかわらず、現在、十分とは言
661 えない部分があれば、見直しし、強化する必要がある。具体的に強化すべき点と
662 して、NTT東西による不当に優先的な取扱い等の有無等の確認のため、例えば、
663 以下のように、関係事業者等の協力を得て客観的なデータを取得し、それに基づ
664 いた検証等を実施することが考えられる。なお、関係事業者等から取得するデー
665 タについては、実際に検証を行っていく中で見直していくことが適当である。

- 666 ・ 一般コロケーションや局舎スペースの利用に関して検証するため、スペース
667 や電力のリソースがDランクとなっているビルの中で任意に抽出したNTT
668 東西の局舎について、一般コロケーションを含めた、NTTグループ各社及び
669 他事業者からの申込みへの対応状況のデータをNTT東西から取得し、その
670 データに基づき検証を行う。
- 671 ・ NTTドコモ及び他のMNO各社から、基地局回線等の自己設置比率・NT
672 T依存度等を把握した上で、NTT東西への基地局回線等の設置要望など、NT
673 TT東西の接続機能要望の受け入れ結果を把握し、類似の要望事例において、
674 NTTドコモの要望のみを受け入れる等、不当に優先的な取扱いがされてい
675 ないか、可能な範囲で、そうした要望事例を比較し、事後的に検証する。
- 676 ・ NTT東西における各種手続（加入光ファイバ、中継光ファイバのほか、主
677 要なサービス卸先事業者との光サービス卸に係る手続が想定される。）につい
678 て、事業者側の対応状況の違い等も考慮しつつ、可能な範囲でNTTグループ
679 各社に対する手続のリードタイムと他事業者に対する手続のリードタイムの
680 平均日数を比較するなどして検証する。
- 681 ・ NTT東西のローカル5G事業における実態を調査するため、NTT東西と
682 NTTドコモ・NTTコムとの連携状況等を確認するほか、必要に応じて、比
683 較対象として、NTTドコモ以外のMNOとローカル5G事業者や地域BWA
684 事業者と全国BWA事業者の連携状況等を確認する。

685 なお、電気通信業務に関連した相対取引等について契約書等の全てを総務省
686 に提出させるといふ他事業者等の提案する対応策については、契約書等の全て
687 の提出には多大なコストがかかることが想定されることから、検証のために必

688 要なデータに絞った上で取得することが必要と考えられる。

689 また、卸料金の在り方など既に別の場で検討が行われている課題については、
690 引き続き、当該別の場において検討を進めていくことが適当である。

691 (b) NTT東西の有する情報の目的外利用の懸念

692 (関係事業者等の意見)

693 第2章①(b)のとおり、NTTグループ内での人事交流等を通じて、NTT東
694 西が接続や卸等で得た他事業者の情報がNTTドコモに提供されるという懸念
695 が提起されている。

696 他事業者等からは、これらの課題への対応策として、NTTドコモをNTT東
697 西の特定関係事業者として指定する必要や、第三者機関によるNTT東西の設
698 備部門の監査の仕組みを導入する必要があるなどの意見が表明されている。一
699 方、NTT持株からは、NTTドコモの完全子会社化等により、NTT東西とN
700 TTドコモ等との関係が変わるものではなく、これまでもNTTドコモはNT
701 TT東西の特定関係事業者に指定はされていないが、特段の問題も生じていない
702 旨の意見が表明されている。

703 ア NTT東西とNTTドコモの間のファイアウォールとして、NTTドコモ
704 をNTT東西の特定関係事業者に指定する必要。また、特定関係事業者制度の
705 禁止事項として、役員兼任だけでなく、在籍出向の禁止も必要。(KDDI、
706 ソフトバンク、CATV連盟)

707 イ ファイアウォールの徹底のため、第三者機関によるNTT東西設備部門の
708 監査の仕組みを導入する必要。(KDDI、ソフトバンク)

709 ウ NTT東西とNTTドコモとの間においては、在籍出向及び役員兼任を行
710 っておらず、今後も、これらを実施しないことにより、人事交流を通じた情報
711 の目的外利用が生じないよう対応していく考え。これまでもNTTドコモは
712 NTT東西の特定関係事業者に指定はされていないが、特段の問題も生じて
713 おらず、大きく変えていく必要はないのではないか。(NTT持株)

714 エ NTTドコモの完全子会社化やNTTコムとの連携により、NTT東西と
715 NTTドコモやNTTコムとの関係が変わるものではなく、NTT東西は、こ
716 れまでと同様、情報の目的外利用の禁止を担保していく考え。(NTT持株)

717 (現状)

718 1(2)のとおり、事業法第30条により、NTT東西は、他の電気通信事業
719 者の電気通信設備との接続の業務に関して知り得た情報を目的外に利用等して
720 はならないとされている。このため、NTT東西が、競争事業者の接続や卸等に
721 係る情報をNTTドコモ等のNTTグループ各社に流通させることは禁止され
722 ている。したがって、NTT東西が接続や卸等で得た他事業者の情報がNTTド
723 コモに提供されるという懸念については、事業法第30条により対応がなされて
724 いると考えられる。

725 なお、NTTに対する公正競争条件を通じて、NTT東西及びNTTドコモ間
726 では、社員の在籍出向は行わないこととされている。

727 1(3)のとおり、禁止行為規制の遵守状況等については、市場検証会議等に
728 おいて毎年度検証を実施している。NTT東西・NTTドコモにおける情報の目
729 的外利用の有無の検証に当たっては、NTT東西・NTTドコモに対し、接続の
730 業務に関して知り得た情報の目的外利用を防ぐための措置・実施状況とともに、
731 NTT東西とNTTドコモとの間での社員の在籍出向が行われていないことを
732 確認している。また、NTT東西における接続関連情報の取扱いに係る社内規程
733 や情報管理体制等に関して、NTT東西から禁止行為規定遵守措置等報告書の
734 一部として報告を受け、総務省において公表している。しかし、こうした検証に
735 ついては、情報の目的外利用を防ぐための措置・実施状況に関するNTT東西・
736 NTTドコモからの報告をもとに事務局が確認した結果を市場検証会議に報告
737 している形を採っているため、市場検証会議の構成員が更なる質問等をNTT
738 東西・NTTドコモに対して行い、NTT東西・NTTドコモの報告内容の事実
739 関係を十分に検証できていないという課題がある。

740 (対応の方向性)

741 NTT東西が接続や卸等で得た他事業者の情報がNTTドコモに提供される
742 という懸念について、事業法第30条により対応がなされているものの、取引等
743 を通じて密接な関係にあるNTTドコモに対しNTT東西が接続業務を通じて
744 知り得た情報を流用するリスク等は構造的に存在すると考えられることから、
745 情報の目的外利用が行われないう構造的に担保するため、2①(a)及び2②
746 (b)に記載の理由と併せ、新たにNTTドコモをNTT東西の特定関係事業者に
747 指定する必要がある。

748 NTT東西及びNTTドコモ間の社員の在籍出向については、NTTに対す
749 る累次の公正競争条件を通じて行わないこととされており、引き続き、行われる
750 べきではない。なお、NTT東西及びNTTドコモ間の社員の在籍出向が行われ
751 ていないことについては、市場検証会議等において検証されており、これまで公
752 正競争条件に反した在籍出向が行われた事実は確認できていないことから、新
753 たにその禁止の根拠を法律に定めることまでは要さないと考えられる。

754 NTT東西の有する情報の目的外利用の懸念に関しては、今後、具体的な問題
755 がないかについての検証を強化し、問題が認められれば、それを踏まえ、既存ル
756 ール等の見直しについて検討すべきである。

757 既存ルール等の遵守状況に関する市場検証会議等における検証に関しては、
758 NTTドコモの完全子会社化による影響の有無にかかわらず、現在、十分とは言
759 えない部分があれば、見直しし、強化する必要がある。具体的に強化すべき点と
760 して、NTT東西による接続の業務に関して知り得た情報の目的外利用が行わ
761 れていないかを検証する上で、例えば、当該情報の目的外利用を防ぐための措
762 置・実施状況の詳細について、非公開情報も含めてNTT東西からヒアリングす
763 るための非公開会合を市場検証会議において設け、NTT東西と市場検証会議
764 の構成員との間で質疑応答を行う機会を設けることが考えられる。その際、NT
765 T東西側の必要に応じて、NTT東西と市場検証会議の構成員との間で、秘密保
766 持契約（NDA）の締結を行うことも考えられる。また、非公開会合における検
767 証プロセスの透明性を確保する観点から、検証プロセスの詳細までは公開でき
768 ないにしても、可能な範囲でヒアリング項目や検証結果の概要の公表などを行
769 うことも考えられる。

770 なお、NTTドコモにおける情報の目的外利用の有無の検証に当たり、非公開
771 情報も含めてNTTドコモからヒアリングするための非公開会合を市場検証会
772 議において設けることも考えられる。

773 また、NTT東西の設備部門の監査を行う第三者機関をNTT東西の中に設
774 けるという他事業者等の提案する対応策については、NTT東西に第三者機関
775 を設けたとしても、現在の市場検証会議における検証と同程度の内容の検証が
776 行われるのみであれば、現在の検証と変わるところはなく、また、第三者機関を
777 新たに設けるには一定のコストが生じると考えられることから、現在の市場検
778 証会議における検証方法を見直し、より効果的な検証とすることが適当と考え
779 られる。

780 ② NTTドコモとNTTコムとの関係に係る課題

781 (a) 法人営業の一体化に伴う課題

782 (関係事業者等の意見)

783 第2章②(a)のとおり、NTTドコモとNTTコムとの間で法人営業が一体化
784 された場合について、法人市場にNTTドコモの市場支配力が影響を及ぼす懸
785 念や、営業部門再編によるNTT東西との共同営業の実施等の懸念が提起され
786 ている。

787 他事業者等からは、これらの課題への対応策として、法人向けサービスにおけ
788 るNTTグループの市場支配力についての検証などを強化する必要があるとの
789 意見が表明されている。また、NTT持株からも、IoTを含む法人市場の重要性
790 が増すものと想定され、法人市場の分析が有用である旨の意見が表明されてい
791 る。

792 ア 市場検証会議において、法人向けサービスにおけるNTTグループの市場
793 支配力についての検証などを強化する必要がある。(KDDI、ソフトバンク、CA
794 TV連盟)

795 イ 通信モジュール(IoT向け)の契約数が急成長する等、今後のモバイル市場
796 は、IoTを含む法人市場の重要性が増すものと想定されることから、法人市場
797 の競争状況について分析・検証していくことも有用。(NTT持株)

798 ウ 法人事業利用で広く活用されている通信モジュールの契約数シェアは、K
799 DD Iがトップシェア(40%超)の状況と、決して、NTTドコモがNo.1と
800 いう状況ではない。(NTT持株)

801 (現状)

802 1(2)のとおり、NTTドコモは、その電気通信業務について、グループ内
803 の事業者(総務大臣の指定する特定の電気通信事業者〔特定関係法人〕)に対す
804 る不当に優先的な取扱い等をしてはならないとされている。そのため、電気通信
805 業務について、NTTドコモがNTTコムを不当に優先的に取扱うなどしてそ
806 の市場支配力を法人市場に及ぼすことは禁止されている。したがって、法人市場
807 にNTTドコモの市場支配力が影響を及ぼす懸念については、事業法第30条に
808 より対応がなされていると考えられる。また、NTT東西は、その電気通信業務
809 について、特定の電気通信事業者に対する不当に優先的な取扱いや不利な取扱
810 い等をしてはならず、その特定関係事業者であるNTTコムとの間での役員兼

811 任が禁止されているほか、NTT再編成時の基本方針に基づき、NTT東西とNT
812 TTコムには独立した営業部門がそれぞれ設置されている。そのため、NTTド
813 コモと法人営業を一体化したNTTコムが、NTT東西との共同営業を行わな
814 いように対応がなされている。したがって、NTT東西との共同営業の実施等の
815 懸念についても、既存ルール等により対応がなされていると考えられる。

816 1(3)のとおり、市場検証会議等において、公正競争確保のために必要な政
817 策展開に生かすため、分析対象とされた各市場の動向を把握・分析している。し
818 かし、法人向けネットワーク(WAN サービス等)市場は分析対象であるものの、
819 その他の法人向けサービスは対象でない。そのため、法人向けサービスの実態把
820 握が十分にできておらず、公正競争確保のために必要な政策を検討する前提と
821 なる情報が得られていないという課題がある²⁴。なお、法人向けの市場について
822 は、その範囲が必ずしも明らかではないが、現状把握できている分野のシェアを
823 見る限り、NTTドコモ及びNTTコムが圧倒的に高いシェアを有するもので
824 はないと考えられる。

825 (対応の方向性)

826 NTT東西及びNTTコムとの間の法人営業での共同営業の懸念が引き続き存
827 在することから、NTT東西の特定関係事業者としてのNTTコムの指定は引
828 き続き維持すべきである。

829 NTTドコモとNTTコムとの間の法人営業の一体化に伴う懸念に関しては、
830 今後、まずは各市場や関連市場の動向について、NTTのみならず、必要に応じ
831 て、比較対象として他事業者等からもデータを取得し、その市場動向の把握・分
832 析を強化したうえで、具体的な問題が認められれば、それを踏まえ、既存ルール
833 等の見直しについて検討すべきである。

834 既存ルール等の遵守状況に関する市場検証会議等における検証に関しては、
835 現在、十分とは言えない部分があれば、見直しし、強化する必要がある。具体的
836 に強化すべき点として、今後、法人向けサービスが成長していくことが予想され
837 ることも踏まえ、市場分析として、法人向けネットワーク(WAN サービス等)市
838 場やIoT向け通信サービス市場に限らず、法人向けサービスの実態把握を強化
839 することが考えられる。例えば、以下のような、関係事業者等の協力を得てデー

²⁴ IoT向け通信サービスについては、2020年度より、移動系通信市場の部分市場として、「IoT向け通信サービス市場」を試行的に画定し、検証を行うために実態を把握中。

840 タを取得し、それに基づき実態把握を行うことが考えられる。

- 841 ・ 関係事業者等で提供している法人向けサービスの概要を確認し、どの程度の
842 データが取得できるかを把握した上で、電気通信事業者以外が提供する法人
843 向けサービスとの関係等も検討しつつ、各社の法人向けサービスについて、関
844 係事業者等の協力を得つつ、可能な範囲でデータを取得し、データが得られた
845 範囲で、事業者別シェア等を算出する。
- 846 ・ 法人向けとして契約約款によらず相対契約で通信契約を締結している携帯
847 電話サービスについて、関係事業者の協力を得つつ、可能な範囲で契約の実態
848 や競争状況を把握する。

849 (b) ネットワークの一体化に伴う課題

850 (関係事業者等の意見)

851 第2章②(b)のとおり、NTTドコモとNTTコムのネットワークが一体化さ
852 れた場合について、禁止行為規制等の形骸化につながることで、NTT東西のネッ
853 トワークとの一体化につながりうること等の懸念が提起されている。

854 他事業者等からは、これらの課題への対応策として、NTT東西の特定関係事
855 業者にNTTドコモを追加する必要がある、NTT東西とNTTドコモ・NTT
856 コムの統合ネットワークは禁止されるべきであるなどの意見が表明されている。
857 一方、NTT持株からは、KDDIやソフトバンクが移動・固定の通信サービス
858 を戦略的に組み合わせる柔軟な提案・提供を行っており、NTTドコモとNTT
859 コムとの連携による移動固定融合型の新たなサービス創出等を通じて市場の活
860 性化につながる旨の意見が表明されている。

861 ア NTTコムの事業・資産等がNTTドコモ等に移転された場合は、特定関係
862 業者にNTTドコモ等を追加する必要がある。また、役員兼任だけでなく、在籍出
863 向の禁止も必要。(KDDI、ソフトバンク、CATV連盟)

864 イ NTT東西・NTTドコモが旧NTTからの分離会社を合併等する時は、
865 「電気通信事業の登録の更新」の対象にすべき。また、NTT東西間及びNTT
866 T東西とNTTドコモ・NTTコム等他の事業者との合併・統合等や、NTT
867 東西と資本的に一体化するNTTドコモが、NTTコム等他の事業者と合併・
868 統合等することは公正競争の観点から認めない。(KDDI)

869 ウ NTT東西とNTTドコモ・NTTコムの統合ネットワークは禁止される
870 べき。(KDDI、ソフトバンク、ACCJ)

871 エ KDDI やソフトバンクは、自社内で移動通信サービスと固定通信サービ
872 スを戦略的に組み合わせて柔軟な提案・提供を行っている中、NTTドコモは
873 移動通信だけに止まっており、NTTドコモにもそれに加えてNTTコムと
874 の連携により固定通信の能力を持たせることで、移動固定融合型の新たなサ
875 ービス創出等を柔軟かつ機動的に行える環境を作ることが、公正な市場競争
876 を促進し、市場の活性化に繋がる。(NTT持株)

877 (現状)

878 これまでの経緯として、1992年に移動体業務を旧NTTから分離した際の公
879 正競争条件において別個の伝送路を構築することとされ、NTT東西とNTT
880 ドコモは、それぞれ独立したネットワークを構築することとされている。また、
881 1999年に旧NTTは持株会社、東西地域会社、長距離会社の4社に再編成され、
882 「日本電信電話株式会社の事業の引継ぎ並びに権利及び義務の承継に関する基
883 本方針」において、NTT東西とNTTコムは、旧NTTから引き継いだ電気通
884 信業務に対応して資産を承継し、それぞれ独立したネットワークを保有するこ
885 ととなった。一方で、NTTコムとNTTドコモとのネットワークの在り方につ
886 いては、累次の公正競争条件には特に含まれておらず、NTTドコモもNTTコ
887 ムも、その業務範囲などについての規律は存在しない²⁵。そのため、NTTドコ
888 モへのNTTコムの設備の移管による一体化を含め、NTTドコモへのNTT
889 コムのネットワークの一体化は、現行法令上は明確な制約はないと考えられる。

890 ただし、1(2)のとおり、特定関係事業者制度については、かつてNTT東
891 西と一体として電気通信役務を提供していたことにも着目し、NTTコムを指
892 定しているところ、NTTドコモがNTTコムのネットワークを保有するよう
893 になったとしても、現状では、NTTドコモはその規律の対象とはなっていない。

894 また、NTTドコモへの一体化により、従来のNTTコムとの間の取引は、N
895 TTドコモ社内の取引に内部化されることになるため、現行のNTTドコモに
896 対する禁止行為規制の対象から外れることになる。

897 なお、NTTドコモが保有する中継系伝送路設備は、移動電気通信役務の提供

²⁵ NTT東西は、NTT法において、地域電気通信事業を営営することを目的とする会社と定められており、その業務範囲は規制されている。仮に、NTTドコモやNTTコムと合併等を行った場合、それに伴い統合される事業は、業務範囲規制に抵触するものと考えられる。なお、NTT東西による合併等の決議はNTT法第11条により、総務大臣認可事項である。

898 のために用いられるものであれば、二種指定設備となる。

899 (対応の方向性)

900 NTTコムのネットワークをNTTドコモに一体化する場合に、①NTTド
901 コモがNTTコムに代わりNTT東西の県間伝送路の主要な公募調達先となる
902 ことが想定され、その場合、調達元事業者と調達先事業者間での役員兼任は公正
903 な公募調達制度の信頼性の観点から不適切であることから、2①(a)及び2①
904 (b)に記載の理由と併せ、新たにNTTドコモをNTT東西の特定関係事業者と
905 して指定する必要がある。加えて、NTTコムとNTT東西の間の公正競争条件
906 について、NTTコムのネットワークがNTTドコモへ一体化されるのであれば、
907 新たに、NTTドコモとNTT東西の間においても遵守される必要がある。

908 また、これまでの経緯を踏まえれば、NTTコムとNTTドコモのネットワー
909 クは、NTT東西のネットワークとは独立して構築されるべきであり、仮にNT
910 TコムとNTTドコモのネットワークが一体化される場合であっても、累次の
911 公正競争条件を維持し、引き続き、一体化されたNTTコムとNTTドコモのネ
912 ットワークは、NTT東西のネットワークとは独立して構築されるべきである。
913 一方で、将来的には、マイグレーションに伴う音声における県間伝送設備の不可
914 避的な利用や固定網と移動網のコア網の融合など、ネットワークの在り方が変
915 化していくことも想定されており、そのような変化に対応した規制の在り方等
916 についても、検討していく必要がある(第4章参照)。

917 NTTコムのネットワークをNTTドコモへ一体化する場合に、NTTコム
918 との間取引がNTTドコモ社内の取引に内部化されることにより、禁止行為
919 規制の対象から外れるという懸念に関しては、具体的な課題の有無を見極めた
920 上で、必要に応じ、市場支配的な二種指定事業者に対する禁止行為規制の在り方
921 について、検討を行う必要がある(2③(c)参照)。

922 NTTドコモとNTTコムとのネットワークの一体化を行う場合は、市場検
923 証会議等において、競争上の問題が新たに生じていないか、状況を継続的に注視
924 していく必要がある。例えば、NTTドコモとNTTコムとのネットワークが一
925 体化される場合に生じるNTTドコモとNTT東西の間におけるネットワーク
926 調達にかかる取引の状況について、可能な範囲でNTT東西における県間伝送
927 設備の調達件数、調達参加事業者、調達先事業者及び調達価格のデータを得るほ
928 か、必要に応じて、競争上の問題を検証するための比較対象として、可能な範囲
929 で他事業者におけるネットワーク調達状況(他者調達の場合の調達先事業者、調

930 達価格)のデータを得ることにより、継続的に確認していくことが考えられる。

931 ③ その他公正競争確保に係る課題

932 (a) 競争事業者の排除の懸念

933 (関係事業者等の意見)

934 第2章③(a)のとおり、NTTグループ全体としての利益を最大化するため、
935 内部相互補助により光サービス卸について赤字を前提とした価格設定をグルー
936 プ会社において行うなどにより、各地域の通信市場も含め、競争事業者の排除が
937 行われる等の懸念が提起されている。

938 他事業者等からは、これらの課題への対応策として、光サービス卸料金や内部
939 相互補助の有無についての検証の強化が必要などの意見が表明されている。一
940 方、NTT持株からは、NTT東西はNTTドコモを含めて光コラボ事業者間で
941 公平な条件で提供している旨の意見が表明されている。

942 ア NTT東西の光サービス卸については、「指定設備卸役務の卸料金の検証の
943 運用に関するガイドライン」における「重点的な検証」の対象として、卸料金
944 の適正性・透明性を高めることが必要。(KDDI、ソフトバンク)

945 イ NTTグループ間での内部相互補助の有無を外部から検証するため、NT
946 Tドコモにおける各種セグメント別の収支、営業利益、営業利益率等の情報の
947 継続的な確認が必要。(KDDI、ソフトバンク、楽天モバイル)

948 ウ 地域の通信事業者が排除されないよう、地域における競争環境の監視を強
949 化することが必要。(CATV連盟)

950 エ NTT東西は光コラボ事業者間で公平な条件で提供しており、少なくとも
951 NTTドコモだけを不当に優遇しているわけではなく、契約数が増えている
952 のは、各社の営業努力によるものと認識。(NTT持株)

953 オ 競争事業者の事業展開に不可欠なボトルネック設備は、公正競争に与える
954 影響が大きいため、本来は事後検証ではなく、公正報酬率規制等の事前規制が
955 必要。(KDDI)

956 (現状)

957 1(2)のとおり、NTT東西は、その電気通信業務について、特定の電気通

958 信事業者に対する不当に優先的な取扱いや不利な取扱い等をしてはならないと
959 されており、NTTドコモは、その電気通信業務について、グループ内の事業者
960 （総務大臣の指定する特定の電気通信事業者〔特定関係法人〕）に対する不当に
961 優先的な取扱い等をしてはならないとされている。また、1（1）のとおり、サ
962 ービス卸ガイドラインにおいて、競争事業者を排除又は弱体化させるために、適
963 正なコストを下回る卸料金を設定する場合や、利用者料金を上回る卸料金を設
964 定する場合、事業法上問題となり得るなどとされている。このように、提起され
965 ているような競争事業者の不当な排除の懸念に関しては、いずれも従来から発
966 生し得たものと考えられるとともに、基本的に既存ルール等により対応が行わ
967 れてきていると考えられる。

968 1（3）のとおり、禁止行為規制やサービス卸ガイドラインの遵守状況等につ
969 いては、市場検証会議等において毎年度検証を実施している。ただし、こうした
970 既存ルール等に関する検証において、グループ内で内部相互補助が行われてい
971 ないかという観点から、各グループ各社間におけるグループ内取引の実態等
972 について、定量的なデータに基づいた検証が十分にできていないという課題があ
973 る。

974 （対応の方向性）

975 競争事業者の不当な排除の懸念に関しては、今後、具体的な問題がないかにつ
976 いての検証を強化し、問題が認められれば、それを踏まえ、既存ルール等の見直
977 しについて検討すべきである。

978 また、提起されているような懸念を含め、競争事業者の排除に係る具体的な問
979 題が発生するおそれがないかについては、適切な市場（地域市場を含む。）を画
980 定した上で、市場検証会議等において継続的に注視していくことが適当である。

981 既存ルール等の遵守状況に関する市場検証会議等における検証に関しては、
982 現在、十分とは言えない部分があれば見直しし、強化するほか、NTTドコモの
983 完全子会社化等による影響も踏まえつつ見直しし、強化する必要がある。具体的
984 に強化すべき点として、グループ内で内部相互補助が行われていないかを検証
985 する上で、グループ内取引の実態を詳細に把握するため、定量的なデータに基づ
986 いた検証を行うことが考えられる。例えば、各グループ会社間におけるグループ
987 内取引にかかるデータについて、NTTのみならず、必要に応じて、比較対象と
988 して他事業者等からも提供を受け、グループ各社の損益にどのような影響が生
989 じているかなどを比較・検証することが考えられる。また、地域市場において、

990 競争事業者の排除に係る具体的な問題が発生していないか、各地域の通信事業
991 者に対して確認を行うことも考えられる。

992 (b) 研究開発に係る課題

993 (関係事業者等の意見)

994 第2章③(b)のとおり、研究開発の連携に伴い、研究開発費の負担割合や成果
995 の利用においてNTT持株とグループ各社との関係性が不透明化することや、
996 ネットワーク設備等についてNTT独自仕様による統一が行われること等の懸
997 念が提起されている。

998 他事業者等からは、これらの課題への対応策として、研究開発費の拠出額等の
999 開示、研究開発の内容等の情報公開の実施が必要であるなどの意見が表明され
1000 ている。一方、NTT持株からは、グローバルスタンダードを目指しており、研
1001 究開発成果を公開し、その成果を適正かつ公平な条件での提供に努めてきてい
1002 る旨、また、各事業者が強みを活かして、研究開発力の強化を図ることが重要で
1003 ある旨の意見が表明されている。

1004 ア 基礎研究の開示状況やグループ一体での研究開発状況（NTT持株とNT
1005 Tドコモとの研究開発の連携状況等）の検証が必要。（ソフトバンク）

1006 イ NTTドコモにおける研究開発費の拠出額、使用用途別の投入額等の開示、
1007 研究開発の内容等の情報公開の実施が必要。（楽天モバイル）

1008 ウ 今後、Beyond5G (6G) を見据えると、これまでのベンダーロックインのネッ
1009 トワークから脱却し、技術標準化を進め、オープンで柔軟な高速・広帯域のネ
1010 ットワークを構築していくことが重要。NTTは、0-RAN Allianceを始め、
1011 0-RAN・vRANによる世界規模でのオープン化・仮想化に向けた取組みを進める
1012 とともに、IOWN構想の実現に向けて、「IOWNグローバルフォーラム」
1013 を設立し、国内外の様々なパートナー企業等と連携し、研究開発を行っている
1014 ところ。こうした取組みを通じ、グローバルスタンダードを目指していく。
1015 (NTT持株)

1016 エ これまでも、NTTの研究開発成果をホームページで公開し、その成果の活
1017 用を希望される方に、適正かつ公平な条件での提供に努めてきている。引き続
1018 き、適正かつ公平な条件での提供に努めていく考え。（NTT持株）

1019 (現状)

1020 NTT持株には、電気通信技術に関する研究の推進及びその成果の普及に係
1021 る責務が存在しており（NTT法第3条）、NTT持株とNTTドコモが実用化
1022 開発で連携することについて、法的な制約は存在しない。また、移動体分離時の
1023 公正有効競争条件により、研究開発成果の利用条件について、NTTドコモと他
1024 事業者間で同等性を確保することが求められている。

1025 ネットワーク設備の汎用化やグローバル展開を見据えた動きが進む中で、研
1026 究開発面での連携により、他事業者が明らかに不利になるようなNTT独自仕
1027 様となっていくおそれは、さほど高くないものと考えられる。一方で、NTTド
1028 コモなどで行う応用研究が、実質的にNTT持株で行われ、他事業者が明らかに
1029 不利になるようなNTT独自仕様となっていくおそれはないとは言えない。

1030 加えて、NTT持株における基礎研究に係る研究開発費のNTTグループ各
1031 社拠出について、各社の負担割合を操作することによる実質的な内部相互補助
1032 などが行われるおそれもないとは言えない。

1033 市場検証会議において、現在、研究開発に着目した検証は特になされていない。
1034 なお、NTT持株における基礎研究に係る研究開発費について、各社拠出額は総
1035 務省で把握している。

1036 (対応の方向性)

1037 NTT持株には、電気通信技術に関する研究の推進及びその成果の普及によ
1038 り、我が国の電気通信の創意ある発展に寄与する責務があり、NTT持株におけ
1039 る基礎研究の成果がNTTドコモ等NTTグループ各社で囲い込まれることは、
1040 我が国の電気通信の発展の観点からも問題である。引き続き、公正競争条件を維
1041 持し、NTT持株の基礎研究の成果は、競争事業者に対して公平な条件で開示さ
1042 れるようにすべきである。

1043 また、NTT持株・NTTドコモの研究開発の連携強化を通じ、NTT東西・
1044 NTTドコモを含めて、NTTグループ内で情報が共有され、他事業者が明らか
1045 に不利になるようなNTT独自仕様で統一される懸念についても、NTT持株
1046 における基礎研究とNTTドコモ等の行う応用研究とが具体的にどのように分
1047 けられており、他事業者が明らかに不利になるようなNTT独自仕様に通じる
1048 研究が基礎研究として行われていないかなどについて、新たに、市場検証会議等
1049 において、継続して注視していく必要がある。NTT持株における基礎研究に係

1050 る各社の拠出額についても、各社の負担割合を操作することによる実質的な内
1051 部相互補助などが行われていないか等の観点から、新たに、市場検証会議等にお
1052 いて、継続して注視していく必要がある。

1053 NTT持株には、電気通信技術に関する研究の推進及びその成果の普及に係
1054 る責務が存在する一方で、研究開発を担うべき主体はNTTだけでなく、他のM
1055 NOも積極的に研究開発に貢献していく役割を担っていくべきと考えられる。
1056 そして、グローバルな視点も含め、研究開発競争をいかに促進していくべきか
1057 という観点も公正競争上重要と考えられる。そのため、市場検証会議等において、
1058 各社の研究開発費の推移を始め、各通信事業者における共同研究開発や異業種
1059 連携など研究開発競争に係る状況について、関係事業者等の協力を広く得つつ
1060 ヒアリング等を通じ、可能な範囲で継続的に把握していくことも考えられる。

1061 (c) 市場支配的な二種指定事業者に対する禁止行為規制に係る課題

1062 (関係事業者等の意見)

1063 第2章③(c)のとおり、移動系通信市場について、競争状況の変化に伴い、市
1064 場支配的な二種指定事業者に対する禁止行為規制の対象事業者やその規律内容
1065 についての見直しが必要ではないかとの課題が様々な立場の事業者から提起さ
1066 れている。

1067 NTT持株からは、NTTドコモのシェア等が低下していること等を踏まえ、
1068 NTTドコモのみに課されている禁止行為規制を見直す必要がある旨の意見が
1069 表明されている。KDDI、ソフトバンク、楽天モバイルからは、NTTドコモ
1070 は依然として強固な市場支配力を有しており、NTT持株が主張するNTTド
1071 コモに対する禁止行為規制の緩和は行うべきでないとの意見や、むしろ、禁止行
1072 為規制の規律内容は、NTT東西同等に戻すなど、強化すべきとの意見も表明さ
1073 れている。MVNO委員会からは、MNOとMVNO間のイコールフットイング
1074 のため、NTTドコモに加え、KDDI、沖縄セルラー、ソフトバンクの3社を
1075 規制対象にすべきとの意見が表明されている。

1076 ア NTTドコモのシェア等が低下していること等を踏まえ、NTTドコモの
1077 みに課されている禁止行為規制を見直していただきたい。NTTドコモは、平
1078 成4年の分社以降、禁止行為規制の存在が、自由な連携や事業運営に対して、
1079 過剰な萎縮効果をもたらしたこともあって、市場が大きく変化している中で
1080 も、移動通信事業に止まり続け、固定通信サービス等への事業拡大を行うこと

1081 ができなかつた。(NTT持株)
1082 イ NTTドコモは依然として強固な市場支配力を有しており、NTT持株が
1083 主張するNTTドコモに対する禁止行為規制の緩和は行うべきでない。(KDDI、ソフトバンク、楽天モバイル)
1084 D I、ソフトバンク、楽天モバイル)
1085 ウ 共同調達等のグループ一体運営を通じて、NTTドコモが製造事業者等に
1086 及ぼす影響が強まっていることを踏まえれば、NTTドコモに対する禁止行為
1087 規制の規律内容は、NTT東西同等に戻すなど、強化すべき。(KDDI)
1088 エ FTHにおいても、ドコモ光の契約数はトップシェアを有し、移動体事業
1089 に止まるどころか、固定事業でも大きく契約数を拡大。グループ内にボトルネ
1090 ック設備を保有するNTTグループの強力な一体運営を通じた総合的事業能
1091 力は他のMNOの状況とは大きく事情が異なる。(KDDI)
1092 オ 指定に当たっての基本的考え方における「総合的事業能力」の考慮要因とし
1093 て、ボトルネック設備を保有する事業者との関係性、資本関係を通じた調達力、
1094 技術力、販売力等を考慮に入れるべき。(KDDI)
1095 カ MNOとMVNO間のイコールフットィングのため、二種指定事業者のうち
1096 MVNOに比して大きな交渉力を持つ事業者として、現行のNTTドコモ
1097 に加え、KDDI、沖縄セルラー、ソフトバンクの3社に対し、事業法30条
1098 に基づく禁止行為規制を適用すべき。(MVNO委員会)

1099 (現状)

1100 1(2)のとおり、市場支配的な二種指定事業者に対する禁止行為規制につい
1101 て、規制対象事業者におけるグループ内連携等の行為が、禁止されている不当な
1102 優先的取扱い等に当たるかどうかについては、一部はガイドラインなどで整理
1103 されているものの、最終的には、個別の状況に応じて都度判断することが必要な
1104 ものと考えられ、その判断に当たっては、規制対象事業者以外の事業者における
1105 グループ内連携等の行為の実態も把握する必要がある。

1106 加えて、2②(b)のとおり、市場支配的な二種指定事業者に対する禁止行為規
1107 制は、禁止行為規制で規律された特定関係法人との取引において、当該特定関係
1108 法人が行う業務を、二種指定事業者が合併・統合するなどして、当該取引が消滅
1109 することにより、規制の対象外となるという課題がある。

1110 このため、市場支配的な二種指定事業者に対する禁止行為規制については、移
1111 動通信市場における競争環境の変化や、各事業者からの意見、規制の潜脱可能性
1112 等の課題を踏まえ、その規制の対象事業者及び規律の内容の在り方について検
1113 討する必要がある。

1114 (対応の方向性)

1115 規制対象事業者において、総務大臣が指定する特定の電気通信事業者（特定関
1116 係法人）との間で不当な優先的取扱い等に当たるおそれがある行為が行われて
1117 いないかどうか、市場検証会議等で個別事案に対応して確認をしていく必要が
1118 ある。そのために、例えば、2②(a)のとおり、法人向けサービスにおける実態
1119 把握を行うとともに、規制対象事業者以外の事業者におけるグループ内連携等
1120 の行為の実態も併せて把握していくことが必要である。

1121 関係事業者等の意見を踏まえると、市場支配的な二種指定事業者に対する禁
1122 止行為規制については、NTTドコモへの規制を緩和すること、対象事業者及び
1123 規律内容について現状維持とすること、対象事業者について現状維持とした上
1124 で規律内容を強化すること、NTTドコモに加えKDDI、沖縄セルラー、ソフ
1125 トバンクも規制対象とすることなどが考えられる。

1126 これについて、本検討会議では、事業法第30条による事前規制は、事業法第
1127 29条による事後規制とは別途必要であるとの意見や、市場環境等の変化を踏ま
1128 え、MNOとMVNO間のイコールフットィングのためには、現行のNTTドコ
1129 モに加え、KDDI、沖縄セルラー、ソフトバンクにも規制の対象を広げるべき
1130 であり、MVNOとの関係を考えれば、市場支配的な二種指定事業者に対する禁
1131 止行為規制についても、設備部門と営業部門との隔離等を規律内容として設け
1132 るべきとの意見があった。また、規制対象事業者や規律の内容を検討するに当た
1133 っては、まずは実態の確認が必要という意見があった。

1134 こうした市場支配的な二種指定事業者に対する禁止行為規制の対象事業者及
1135 び規律の内容の在り方については、まずは、市場検証会議等の場において、MN
1136 O各社におけるグループ内事業者への優先的な取扱いの実態や、接続の業務に
1137 関し知り得た情報の管理の実態を広く把握・検証したうえで、必要に応じて、別
1138 途、さらなる検討を行っていく必要がある。

1139 (d) 間接取引による現行規制の潜脱の懸念

1140 (関係事業者等の意見)

1141 第2章③(d)のとおり、NTTグループ内での間接取引（例えば、NTTドコ
1142 モからNTTコムを経由したNTTレゾナントへのMVNO卸取引）により、規
1143 律の対象とならないグループ会社を用いて、禁止行為規制等を潜脱するおそれ
1144 があるのではないかと懸念が提起されている。

1145 他事業者等からは、これらの課題への対応策として、NTTグループ内の間接
1146 取引も含め、禁止行為規制の規制対象とするなど、規律の見直しの必要があると
1147 の意見が表明されている。

1148 ア NTTグループ内の間接取引も含め、禁止行為規制の規制対象にするなど、
1149 規律の見直しが必要。(KDDI、ソフトバンク、CATV連盟)

1150 (現状)

1151 第一種指定電気通信事業者に対する禁止行為規制及び市場支配的な第二種指
1152 定電気通信事業者に対する禁止行為規制において禁止されている不当に優先的
1153 な取扱い等は、禁止行為規制対象事業者から見て直接の取引相手との間の取引
1154 を規律対象としている。例えば、禁止行為規制対象事業者から仕入れた卸電気通
1155 信役務を、グループ内の別の事業者に対して、仕入価格よりも低い価格で卸した
1156 としても、当該取引は、禁止行為規制における不当に優先的な取扱い等として規
1157 律対象になるわけではない。

1158 一方で、提起されているような懸念については、いずれも従来から発生し得た
1159 ものと考えられ、NTTドコモの完全子会社化等に伴って、規制を潜脱するため
1160 に懸念が提起されているような間接取引が行われていることは現時点では確認
1161 されていない。

1162 (対応の方向性)

1163 規制を潜脱するために懸念が提起されているような間接取引が実際に発生し
1164 ていないかどうか、市場検証会議等における検証の中で継続的に注視していく
1165 ことが適当である。例えば、禁止行為規制対象事業者からの仕入価格よりも低い
1166 価格で、グループ内の他の事業者に再卸を行っているような事業者が存在する
1167 か否かについて、各事業者の協力を得て、仕入価格や再卸価格等のデータを取得
1168 し、そのデータに基づき確認することが考えられる。

1169 仮にそのような実態が出てきた場合には、例えば、市場支配的な二種指定事業
1170 者に対する禁止行為規制の対象となる特定関係法人の範囲の見直しや、特定関
1171 係事業者への追加的な指定など、必要に応じ、実態に即した対応策について検討
1172 することが求められる。

1173 (e) NTTドコモの上場廃止に伴う透明性の低下に係る課題

1174 (関係事業者等の意見)

1175 第2章③(e)のとおり、NTTドコモが上場廃止されたことで、四半期決算な
1176 ど従来公表されていた情報の公表が求められなくなることにより、透明性が低
1177 下するのではないかと懸念が提起されている。

1178 他事業者等からは、これらの課題への対応策として、NTTグループ間での内
1179 部相互補助の有無を検証するための情報の継続的な確認が必要との意見が表明
1180 されている。一方、NTT持株からは、今後も、NTTの株主等に対する情報開
1181 示の一環として、NTTドコモに関する情報も含め、適時適切な情報開示に努め
1182 ていく旨の意見が表明されている。

1183 ア NTTグループ間での内部相互補助の有無を外部から検証するため、NT
1184 Tドコモにおける各種セグメント別の収支、営業利益、営業利益率等の情報の
1185 継続的な確認が必要。(KDDI、ソフトバンク、楽天モバイル)

1186 イ NTTドコモの各種セグメント別情報とあわせて、NTT持株による「移動
1187 通信事業セグメント」「地域通信事業セグメント」「長距離・国際通信事業セグ
1188 メント」のセグメント情報は継続して開示するべき。(KDDI)

1189 ウ NTTにおいては、今後も、NTTの株主等に対する情報開示の一環として、
1190 NTTドコモに関する情報も含め、適時適切な情報開示に努めていく考え。
1191 (NTT持株)

1192 (現状)

1193 事業法では、その施行に必要な情報について、事業者公表することを求め、
1194 又は総務大臣に報告することを求めている。例えば、NTTドコモは、禁止行為
1195 規制対象事業者への会計整理義務(事業法第24条)に基づき、事業法上必要な
1196 会計情報を毎年度公表している。

1197 一方で、市場検証会議における検証に、NTTドコモの上場廃止に伴い公開さ
1198 れなくなると想定される情報を用いている部分も存在する。例えば、市場検証会
1199 議においては、IRデータに基づき、MNO各社の移動系通信の売上高・営業利
1200 益・ARPUの推移比較を実施している。

1201 (対応の方向性)

1202 NTTドコモの上場廃止後においても、NTTドコモ以外の各社が公表する
1203 データとの比較検証を行うために必要な情報(ARPU等)については、引き続
1204 き、公開されるようにする必要がある。また、市場検証会議における検証に必要
1205 な情報のうち、NTTドコモの上場廃止に伴い公開されなくなるものがあれば、
1206 そうした情報について、NTTドコモから引き続き提供される必要がある。

1207 なお、現在の市場検証会議における検証においても、検証に必要な情報(各社
1208 データの定義を揃えるための情報など)が得られていない場合もあることから、
1209 検証を強化していくために、関係事業者等の協力を得て、より精緻な検証を行う
1210 ことができるようにしていく必要がある。例えば、MNO各社の移動系通信の売
1211 上高の比較に当たっては、各社のIRデータ上のセグメント別売上高から移動
1212 系通信の売上高を推計しているところ、可能な範囲でその推計をより正確に行
1213 うために必要な情報の提供を求めることが考えられる。

1214 3. 各論点に対する対応の進め方

1215 2で記載した各論点に対する対応は、以下の(1)～(3)のように進めてい
1216 く必要がある。

1217 (1) NTT東西の特定関係事業者への指定等について

1218 2②(b)に記載のとおり、NTTコムネットワークをNTTドコモに一体化
1219 する場合に、NTTドコモがNTTコムに代わりNTT東西の県間伝送路の主
1220 要な公募調達先となることが想定され、その場合、調達元事業者と調達先事業者
1221 間での役員兼任は公正な公募調達制度の信頼性の観点から不適切であること、
1222 2①(b)に記載のとおり、NTTドコモに対し、NTT東西が接続業務を通じて
1223 知り得た情報を流用するリスクが存在することから、また、2①(a)に記載のN
1224 TT東西によるNTTドコモに対する不当に優先的な取扱い等のリスクも存在
1225 することも踏まえ、新たにNTTドコモをNTT東西の特定関係事業者として
1226 速やかに指定する必要がある。

1227 また、2③(d)のようにNTTグループ内での間接取引(例えば、NTTドコ
1228 モからNTTコムを経由したNTTレゾナントへのMVNO卸取引)により、規
1229 律の対象とならないグループ会社を用いて、禁止行為規制等を潜脱するとの懸
1230 念が実態として現れたり、NTTグループ内の各社間の電気通信役務に係る
1231 取引関係に変化が生じたりした場合(例えば、NTTレゾナントがMVNOとし

1232 て5万契約を超えるユーザー規模になり、NTTドコモの特定関係法人として
1233 追加指定される要件を満たす場合)には、必要に応じ、市場支配的な二種指定事
1234 業者に対する禁止行為規制の対象となる特定関係法人の範囲の見直しや、特定
1235 関係事業者への追加的な指定など、実態に即した対応策について検討すること
1236 が求められる。そのため、そのような実態が生じていないか、継続的に注視して
1237 いくことが適当である。

1238 なお、NTT東西及びNTTコム間の法人営業での共同営業の懸念が引き
1239 続き存在することから、2②(a)のとおり、NTT東西の特定関係事業者として
1240 のNTTコムの指定を引き続き維持する必要がある。

1241 (2) NTT東西及びNTTドコモ等に対する既存ルール等の維持

1242 指定電気通信設備制度や禁止行為規制、累次の公正競争条件など、NTT東
1243 西及びNTTドコモ等に対する既存ルール等により、他事業者等の提起する課
1244 題については、基本的に対応ができていると考えられる。そのため、こうした
1245 既存ルールについて引き続き適正に運用していくとともに、今後、具体的な問
1246 題がないかについての検証において、問題が認められれば、それを踏まえ、既
1247 存ルールの見直しについて検討する必要がある。

1248 第1章2で記載したとおり、NTTに対しては累次の公正競争条件が課され
1249 てきた。こうした公正競争条件のうち、出資比率の低下については、1990年代
1250 後半以降、事業法改正等により制度整備が図られてきていることや、1992年の
1251 移動体分離以降、電気通信市場の大きな環境変化が進んだこと等を踏まえれば、
1252 その維持の必要性は薄れたものと考えられる一方、出資比率の低下以外の条件
1253 については、引き続き、NTTグループ各社において遵守される必要がある。ま
1254 た、2②(b)に記載のとおり、NTTコムとNTT東西間の公正競争条件につ
1255 いて、NTTコムのネットワークがNTTドコモに移管されるのであれば、新た
1256 に、NTTドコモとNTT東西の間においても遵守される必要がある。改めて、
1257 それぞれの公正競争条件について、条件の対象となる主体がどの会社であり、当
1258 該会社にどの条件が適用されるのかなどの整理をした上で、NTTグループ各
1259 社において遵守されるよう、総務省において遵守状況を継続的に検証してい
1260 などの対応を行う必要がある。

1261 出資比率の低下の条件を維持する必要性は薄れたと考えられるものの、これ

1262 までの考え方²⁶と同様に、毎年の市場検証会議等において、継続的に検証を行い、
1263 個々の検証結果や市場環境の変化等を総合的に判断した上で、公正競争上の問
1264 題となり得る具体的な事象が新たに確認され、既存ルールの見直しでは対応で
1265 きないような場合には、再度、NTTグループの在り方も含め、公正競争確保の
1266 観点から必要な方策等について検討を行う必要がある。

1267 (3) 市場検証の強化

1268 NTTドコモの完全子会社化等の動きも含め、電気通信市場を取り巻く競争
1269 環境には大きな変化が生じてきており、電気通信事業者間の公正な競争環境を
1270 確保していくためには、市場の実態把握や、既存ルール等の遵守状況の検証がこ
1271 れまで以上に重要となる。そのため、市場検証会議等における検証を強化する必
1272 要がある。

1273 市場検証会議等における検証の強化に当たっては、市場の実態をより広く把
1274 握するため、市場分析における検証対象を拡大するとともに、既存ルール等の遵
1275 守状況等をより精緻に検証するため、現行の検証手法のうち不十分な点を見直
1276 す必要がある。また、より効率的・効果的な検証を行うため、毎年度の検証項目
1277 のうち特定の項目を重点的検証の対象と位置づけるなど、検証の枠組みの見直
1278 しも行う必要がある。

1279 検証対象の拡大としては、市場検証会議における市場分析において、NTT
1280 のみならず、必要に応じて、比較対象として他事業者等からもデータを取得し
1281 たうえで、法人向けネットワーク（WAN サービス等）市場やIoT向け通信サービ
1282 ス市場に限らず、法人向けサービスの実態把握を強化することが考えられる。
1283 また、グローバルな視点も持ちつつ、新たに、研究開発競争に係る状況を継続
1284 的に確認していくことも考えられる。

²⁶ 「IT革命を推進するための電気通信事業における競争政策の在り方についての第一次答申～IT時代の競争促進プログラム～（平成12年12月21日電気通信審議会）」においては、「NTTの在り方」への基本的スタンスとして、①電気通信分野における公正有効競争を徹底するという観点からは、NTTの完全資本分離型再編成が最も有効な方策の一つ、②しかし、インターネットや携帯電話の急激な普及など市場環境が大きく変貌しようとしており、NTTの経営形態について完全資本分離が唯一の解決方策と結論づけることは時期尚早、③持株会社方式のメリットを失うことによる問題が生じないか、特に、NTTグループの研究開発力の低下を招くおそれがないか検討が必要、④そこで、現在の持株会社方式の下において、最大限有効と考え得る様々な競争政策を講じることとするが、これらの施策が期待したとおりの効果を発揮しない場合には、完全資本分離を含むNTTグループの経営形態の抜本的な見直しに着手することが妥当、とされている。

1285 検証手法の見直しとしては、NTT東西及びNTTドコモにおける禁止行為
1286 規制の遵守状況等の確認について、NTTのみならず、必要に応じて、比較対
1287 象として他事業者等からも客観的なデータを取得し、それに基づく検証を行う
1288 ことが考えられる。また、NTT東西の有する情報の目的外利用が行われてい
1289 ないかを検証する上で、接続の業務に関して知り得た情報の目的外利用を防ぐ
1290 ための措置・実施状況の詳細について、非公開情報も含めてNTTからヒアリ
1291 ングするための非公開会合を市場検証会議において設け、NTTと市場検証会
1292 議の構成員との間で質疑応答を行う機会を設けることが考えられる。非公開会
1293 合における検証プロセスの透明性を確保する観点から、検証プロセスの詳細ま
1294 では公開できないにしても、可能な範囲で、ヒアリング項目や検証結果の概要
1295 の公表などを行うことも考えられる。そのほか、全国市場に加え、各地域市場
1296 で競争事業者の排除など公正競争上の具体的な問題が発生していないか、継続
1297 的に確認していくことも考えられる。

1298 検証の枠組みの見直しとしては、毎年度の検証項目のうち、特に詳細に又は集
1299 中的に検証する必要のある項目を重点的検証の対象と位置づけることが考えら
1300 れる。

1301 なお、今後、本報告書に記載した検証等の強化の内容を踏まえ、市場検証会議
1302 において、スケジュールも含めて検討の上、さらなる具体化を図り、可能な範囲
1303 で今年度の市場検証より実施していくとともに、見直した検証項目等を盛り込
1304 むため基本方針を改定するなどの進め方が考えられる。また、検証の強化に当た
1305 って、市場の実態等を正確に把握するためには、客観的なデータが必要であり、
1306 そのため、NTTはもとより、広く他事業者等の協力も得て必要なデータを取得
1307 していくことが重要である。関係事業者等から取得するデータについては、市場
1308 環境の変化等に応じて、検証の内容を随時見直しつつ、新たに必要になったデー
1309 タや不要になったデータなどを常に整理・検討していく必要がある。

第4章 将来的なネットワークの統合等に伴う課題

1310 1. 想定される将来的なネットワーク

1311 我が国におけるネットワーク構造は、今後、大きく変化していくことが見込ま
1312 れる。通信ネットワークの構造変化は、電気通信市場の構造や電気通信市場にお
1313 ける競争の態様における大きな変化につながっていくことも考えられる。

1314 既に、特に携帯電話ネットワークにおいては、コアネットワークの一部に仮想
1315 化技術が導入され始めている。今後、こうしたコアネットワークの仮想化が進展
1316 するとともに、基地局についても仮想化やソフトウェア化（SDN/NFV 等）が始ま
1317 り、やがて全ての通信ネットワークに仮想化技術が導入されるなど、ネットワ
1318 ークの仮想化やソフトウェア化がさらに進展することが予想され、設備と機能の
1319 担い手の分離の進展も想定される²⁷。

1320 また、無線アクセス網と固定アクセス網の一体化や、コアネットワークの共通
1321 化など、固定と移動とのネットワークのさらなる融合も想定される。さらに、ア
1322 クセス網とコアネットワークの一体化も進展することが想定される。その場合、
1323 IP 化が進み、距離概念が消失する中で、ネットワーク設備の保有形態と実際の
1324 利用の形態とが異なる場面が生じてくることも考えられる。そのほか、通信市場
1325 の事業者と関連市場の事業者による連携が行われたり、通信市場の事業者と関
1326 連市場の事業者が互いの市場に進出したりすることを通じて、通信市場と関連
1327 市場の融合が進展することも想定される。

1328 中長期的には、仮想化技術の普及に伴いネットワーク機能を外部から提供す
1329 ることが容易になり、ネットワーク設備とネットワーク機能の分離がさらに進
1330 展していくことで、自らはネットワーク設備を持たずにネットワークの監視・制
1331 御を行うなどネットワーク機能のみを担う主体が登場し、当該主体が市場に大
1332 きな影響を与える可能性も想定される。さらに、API 等を通じたネットワーク
1333 機能の一部の外部への開放が進展すると、多様な事業者が通信ネットワークへ
1334 影響を与える可能性も想定される。

²⁷ 情報通信審議会情報通信技術分科会 IP ネットワーク設備委員会第三次報告（2020 年 3 月）においては、電気通信事業者の通信ネットワークにおけるソフトウェア化や仮想化技術等の導入は、技術開発や標準化の動向に合わせて段階的に進展することが想定されるとし、4 段階にモデルを分けて整理している。

1335 **2. 将来的なネットワークに対する事業者の見解**

1336 将来的なネットワークとしての I O W N について、N T T 持株は、主に東西が
1337 トランスポート機能を卸提供していくことになり、ネットワークサービスは、N
1338 T T コム・N T T ドコモを含む各通信事業者がサービス提供者としての役割を
1339 担うことになるなどの説明を行っている。

1340 (N T T の説明)

1341 ○ 将来的な I O W N の実用化に向けた局面では、I O W N の 3 層モデルのう
1342 ち、

1343 ①オールフォトニクス・ネットワーク(トランスポート)の領域は、主に東西
1344 がそれを提供する役割を担い、N T T グループ内外を問わず、ネットワーク
1345 サービスを提供する様々なプレイヤーに対して、トランスポート機能を卸提
1346 供していくことになる、

1347 ②ネットワークサービスの領域は、N T T グループではN T T コム・N T T ド
1348 コモがそれを提供する役割を担い、他の通信事業者や、仮想化技術等を用い
1349 てコアネットワークレイヤへ進出する海外プラットフォーマーやベンダー
1350 等と競争していくことになる、

1351 ③マルチオーケストレータやデジタルツインコンピューティングの領域は、N
1352 T T データやN T T コム・N T T ドコモをはじめとする各事業会社が、それ
1353 ぞれの強みを活かしつつ、パートナー企業等とも連携しながら、国内外の
1354 様々なプレイヤーと競い合いながら、多様なサービスやビジネスの創出を通
1355 じて、市場を活性化していくことになる、と考えている。

1356 このようなN T T の説明する将来的なネットワークについて、他事業者等か
1357 らは、ネットワークが高度化していく中で、ネットワークのオープン化が必須で
1358 あり、厳格な接続ルールのもと、競争事業者が様々な階層(收容局単位、県単位、
1359 集約単位)で当該ネットワークへ接続できること、A P I 連携で必要な時に必要
1360 な機能を利用できることなど、相互運用性の確保が必要ではないか、N T T 東西
1361 のアクセス網以外にボトルネック性が生じるのであれば、そのボトルネック性
1362 に着目し、卸提供ではなく、接続ルールを適用していくべきではないかとの課題
1363 が表明されている。

1364 **3. 将来的課題等**

1365 (ネットワーク仮想化等の進展への対応)

1366 光ファイバやコロケーション等の従来の接続ルールに加えて、ネットワーク
1367 の仮想化やソフトウェア化（SDN/NFV 等）によるネットワーク設備とネットワ
1368 ーク機能との分離の進展に対応し、ネットワーク機能の提供の在り方、ネットワ
1369 ーク機能と切り離れたネットワーク設備の提供の在り方などについて、公正競争
1370 確保の観点から、あらゆる主体を対象として、必要な検討を行うべきである²⁸。

1371 例えば、ネットワークの仮想化の進展により、ネットワーク設備と切り離され
1372 た形でネットワーク機能が提供されるようになる場合に、そのネットワーク機
1373 能ごとの提供料金の在り方についての検討が求められる²⁹。また、基幹的なネッ
1374 トワークに対するAPI開放ルールなど、必要な相互運用性の確保のための規
1375 律の在り方についての検討も求められる。

1376 また、ネットワークの仮想化が進展し、物理的な接続点が存在しないような形
1377 で他社のネットワークを利用するような形態が広く用いられるようになること
1378 も想定されるところ、そうした形態について、公正競争の確保のため、現在の接
1379 続ルールと同様の規律を適用することを含め、必要に応じ、事業者間取引に関す
1380 るルールを見直していくことが求められる。

1381 さらに、I OWNなど次世代のネットワーク構築に当たり、その設計上、光フ
1382 ァイバ等の設備単体での提供や様々な機能単体での提供も含め、必要なアンバ
1383 ンドル等が不可能とならないようにすることはもとより、ネットワーク利用の
1384 具体的意思がある他事業者が必要な機器を調達した上で、ネットワークを構築
1385 した事業者と同時に、サービスインが可能となるようにする必要がある。これま
1386 での規律がなし崩しになることを避けるため、設計段階から必要な相互運用性
1387 を確保するための基本的な原則を定めておくなどルールを事前に明確にするよ
1388 う、あらかじめ議論していく必要がある。

1389 （ネットワークや市場の融合の進展への対応）

1390 固定・移動のネットワークの融合やアクセス網とコアネットワークの一体化、
1391 通信市場とその関連市場の融合など、ネットワークや市場の融合の進展により、

²⁸ 5G（SA方式）による新たなサービスをMVNOが提供可能とするための機能開放の在り方など、5G（SA方式）時代におけるネットワーク提供に係る課題については、接続料の算定等に関する研究会において議論が行われている。

²⁹ NGNについては、OAB-J IP電話の安定品質要件を確保した独自のIP電話サービスの提供が可能となるように、NGNの優先パケット識別機能及び優先パケットルーティング伝送機能をアンバンドルし、その接続料の算定方法についての検討などが行われた（2016年）。

1392 市場支配力の在り方に変化が生じることも考えられる。

1393 固定と移動のネットワークの融合が進展すると、一種指定事業者と二種指定
1394 事業者が同一グループ内にある場合などに、他グループの事業者においてネッ
1395 トワークの利用に係る課題が生ずることが想定されることから、複数の市場に
1396 またがる共同的な市場支配力に関し、事業法における規律の在り方について検
1397 討する必要がある。

1398 また、アクセス網とコアネットワークの一体化の進展等により、ネットワーク
1399 のうちアクセス網以外の部分にボトルネック性が生じるなどして、アクセス網
1400 以外の部分のネットワークを保有する事業者が、市場支配力を有することとな
1401 る可能性があるところ、事業法における規律の在り方について検討する必要が
1402 ある。

1403 さらに、通信市場とその関連市場の融合が進展していくことにより、通信市場
1404 において支配的な事業者と通信以外の市場において支配的な事業者とが排他的
1405 に連携することも想定される。この場合、他法令との関係性にも留意しつつ、複
1406 数の市場にまたがる共同的な市場支配力に関し、事業法における規律の在り方
1407 について検討する必要がある。

1408 (ネットワーク機能のみを担う主体への対応)

1409 中長期的に、ネットワーク設備とネットワーク機能の分離が進展し、自らはネ
1410 ットワーク設備を持たずにネットワークの監視・制御を行うなどネットワーク
1411 機能のみを担う主体が登場した場合に、そうした主体が担うネットワーク機能
1412 に起因する市場支配力が生じる可能性がある。現行の事業法は、ネットワーク設
1413 備とネットワーク機能が一体的に運用されている前提のもと、ネットワーク設
1414 備の保有に着目した市場支配力に対応する規律となっているが、ネットワーク
1415 設備ではなくネットワーク機能に着目した市場支配力への規律の在り方につい
1416 て検討する必要がある。

1417 (今後の対応)

1418 このようなネットワーク仮想化やソフトウェア化に伴うネットワークを巡る
1419 環境変化への対応については、公正競争確保という観点からの検討だけではなく、
1420 現行規律についての適用関係や適用体系を整理し、見直すべき点がないか、

1421 随時検討していく必要がある。そのため、ネットワークを巡る環境変化を常に注
1422 視しつつ、各課題等についてそれぞれ検討を行っていくとともに、別途、ネット
1423 ワークを巡る環境変化に対応するための全体的な整理・検討を行う場を設ける
1424 必要がある。

おわりに

1425 本検討会議においては、電気通信市場における公正競争の確保等の観点から、
1426 必要な方策等について、関係事業者等の意見も踏まえつつ検討を行った。本報告
1427 書の内容を踏まえ、各関係者において、それぞれ必要な対応を行っていくことが
1428 期待される。

1429 総務省においては、新たに、NTT東西の特定関係事業者として、NTTドコ
1430 モの指定を速やかに行う必要がある。また、今後も、通信事業者間の公正な競争
1431 環境を確保するため、事業法等の規律や公正競争条件について引き続き厳格に
1432 運用する必要がある。さらに、市場検証会議の助言等も得つつ、こうした既存ル
1433 ルの遵守状況の検証等を強化することとし、可能な範囲で速やかに、強化した
1434 検証内容を実施していく必要がある。

1435 NTTにおいては、本報告書の内容を踏まえ、事業法等の規律や公正競争条件
1436 など、既存ルール等の遵守を徹底していく必要がある。また、そうした既存ル
1437 ル等の遵守状況の検証等に必要なデータや情報の提供について、これまで以上
1438 に積極的に協力していくことが求められる。

1439 さらに、市場検証の強化に当たり、市場の実態等を正確に把握するためには、
1440 NTTはもとより、広く他事業者等の協力も得て必要なデータを取得していく
1441 必要があることから、他事業者等においても、市場検証に必要なデータや情報の
1442 提供について、積極的に協力していく必要がある。

1443 電気通信市場の変化の速度は速く、電気通信市場を取り巻く競争環境も大き
1444 く変化していくことが想定され、電気通信事業者間の公正な競争環境を確保し
1445 ていくためには、市場検証がこれまで以上に重要となる。今後、市場検証を通じ
1446 て、新たに公正競争上の課題が明らかになったり、市場環境が大きく変化したり
1447 することにより、既存ルール等の見直しの必要性が生じれば、速やかに、必要な
1448 検討を行う必要がある。

参考資料

1. 「公正競争確保の在り方に関する検討会議」概要

- ・ 開催要綱
- ・ 開催状況

2. 各種資料

電気通信市場検証会議
「公正競争確保の在り方に関する検討会議」開催要綱

1 目的

本会合は、「電気通信市場検証会議」の下、移動系通信分野における競争の進展、固定系通信市場と移動系通信市場との間の関係の変化、グローバル競争の激化その他の市場環境の変化等を踏まえ、電気通信市場における公正競争の確保等の観点から検討を行うことを目的として開催する。

2 名称

本会合は、「公正競争確保の在り方に関する検討会議」と称する。

3 主な検討事項

- (1) 電気通信市場を巡る環境変化等について
- (2) グループ経営の強化等に伴う市場への影響について
- (3) (1) 及び (2) を踏まえた公正競争確保に関する方策等について
- (4) その他

4 構成及び運営

- (1) 本会合の構成員及びオブザーバーは、別紙のとおりとする。
- (2) 本会合には、主査及び主査代理を置く。
- (3) 主査は、本会合を招集し、主宰する。主査代理は、主査を補佐し、主査不在のときには主査に代わって本会合を招集し、主宰する。
- (4) 主査は、必要に応じて、構成員及びオブザーバー以外の関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。
- (5) その他、本会合の運営に必要な事項は、主査が定めるところによる。

5 議事・資料等の扱い

- (1) 本会合は、原則として公開とする。ただし、主査が必要と認める場合には、非公開とする。
- (2) 本会合で使用した資料及び議事概要は、原則として、総務省のウェブサイトに掲載し、公開する。ただし、公開することにより、当事者若しくは第三者の利益を害するおそれがある場合又は主査が必要と認める場合には、非公開とする。

6 庶務

本会合の庶務は、総合通信基盤局電気通信事業部事業政策課において行う。

(別紙)

電気通信市場検証会議
「公正競争確保の在り方に関する検討会議」
構成員等

(五十音順、敬称略)

【構成員】

(主査代理)	相田 仁	東京大学 副学長、大学院 工学系研究科 教授
	石田 幸枝	公益社団法人全国消費生活相談員協会 理事
	大谷 和子	株式会社日本総合研究所 執行役員 法務部長
(主査)	大橋 弘	東京大学 公共政策大学院 院長
	岡田 羊祐	一橋大学大学院 経済学研究科長
	高口 鉄平	静岡大学学術院 情報学領域 准教授
	関口 博正	神奈川大学 経営学部 教授

【オブザーバー】

公正取引委員会

「公正競争確保の在り方に関する検討会議」開催状況

日程	議題
<p>第1回会合 2020年12月3日</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・事務局説明 （検討の背景等について） ・ヒアリング （日本電信電話株式会社、KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社、楽天モバイル株式会社） ・意見交換
<p>第2回会合 2020年12月25日</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・第1回会合における質問及び追加質問への回答 （日本電信電話株式会社、KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社、楽天モバイル株式会社） ・ヒアリング （日本電信電話株式会社） ・意見交換
<p>第3回会合 2021年1月14日</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ヒアリング （KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社、楽天モバイル株式会社、一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟） ・意見交換
<p>第4回会合 2021年1月28日</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ヒアリング （在日米国商工会議所） ・事務局説明 （論点整理（案）について） ・意見交換
<p>第5回会合 2021年2月16日</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・第4回会合に関する追加質問への回答 （KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社、楽天モバイル株式会社、一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟、日本電信電話株式会社） ・ヒアリング （一般社団法人テレコムサービス協会 MVNO委員会） ・事務局説明 （論点整理（修正案）について） ・意見交換
<p>第6回会合 2021年3月3日</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・事務局説明 （公正競争確保の在り方に関する検討会議 報告書（案）について） ・意見交換

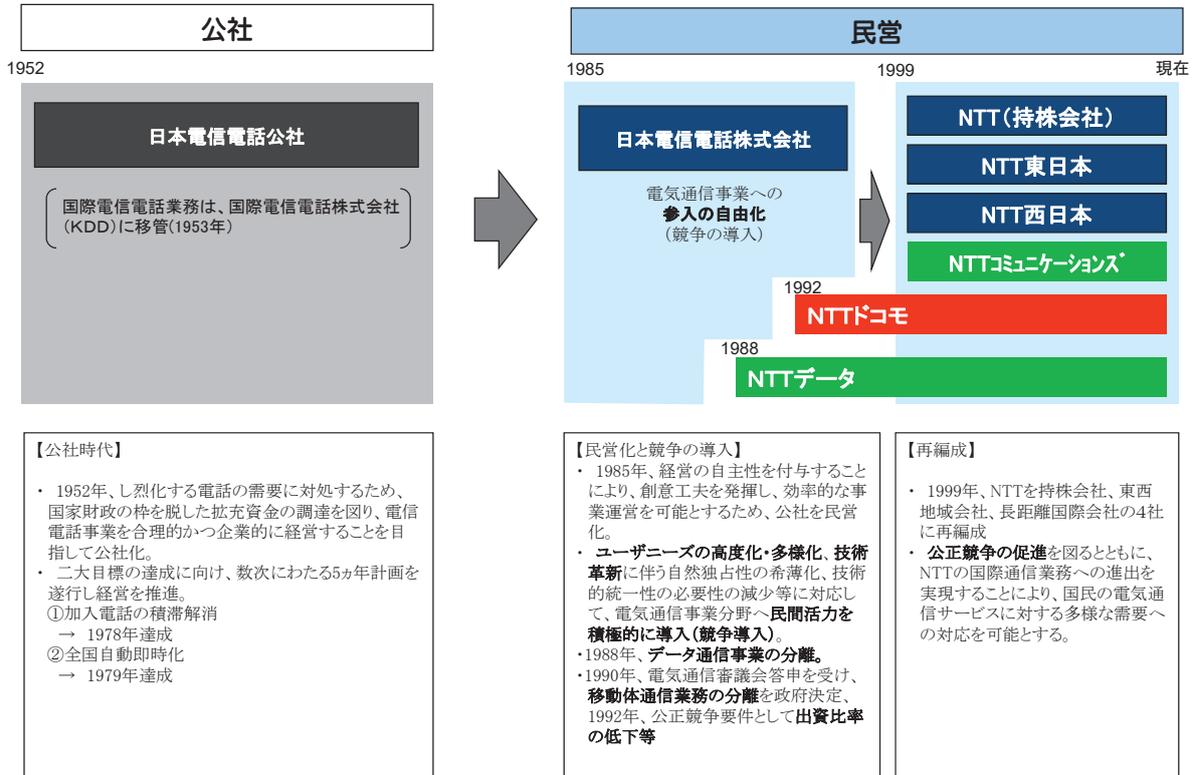
各種資料

2

1 NTTを巡るこれまでの経緯等

NTTの組織の変遷

3



NTTグループ主要会社設立時の公正競争要件

4

1988年 NTTデータへの事業譲渡

データ通信事業の分離について(1988年4月日本電信電話株式会社報道発表)

- ◆ NTTの出資比率の低下
- ◆ 転籍による社員の移行
- ◆ NTTによる新会社への回線提供の他事業者等との無差別公平性の確保
- ◆ NTTから新会社への取引を通じた補助の禁止、第三者と同等の取引条件の確保
- ◆ NTT・新会社の共同調達禁止

1992年 NTTドコモへの事業譲渡

日本電信電話株式会社の移動体業務の分離について(1992年4月郵政省報道発表)

- ◆ 可能な限り、NTTと別個の伝送路を構築
- ◆ NTTから新会社への取引を通じた補助の禁止
- ◆ 転籍による社員の移行
- ◆ NTTの出資比率の低下
- ◆ NTT・新会社の共同資材調達の禁止

(※)ここでいうNTTは再編前のNTTであるが、NTTドコモとNTTとの間の公正競争条件は、再編後の地域会社(NTT東西)の間においても同様に適用される(H9年12月4日郵政省「日本電信電話株式会社の再編成に関する基本方針の公表」より)

1997年 NTTコムウェアへの事業譲渡

ソフトウェア関連業務の事業化について(1997年3月日本電信電話株式会社報道発表)

- ◆ NTTによる新会社との取引の他事業者等との無差別公平性の確保
- ◆ NTT・新会社の共同資材調達の禁止

1999年 持株会社、地域会社及び長距離会社への再編成

日本電信電話株式会社の事業の引継ぎ並びに権利及び義務の承継に関する基本方針(1997年12月郵政省告示)

- ◆ 地域会社・長距離会社間の役員兼任・在籍出向の禁止
- ◆ 持株会社及び承継会社の短期借入の個別実施
- ◆ 持株会社/地域会社・長距離会社間の共同資材調達の禁止
- ◆ 地域会社・長距離会社間の接続形態・接続条件の他事業者との同等待遇確保
- ◆ 地域会社・長距離会社間の電気通信役務の提供に関連する取引条件の他事業者との同一性確保
- ◆ 長距離会社は独立した営業部門を設置、利用者の利便性維持のために地域会社が長距離会社の販売業務を受託する場合における条件の他事業者との同一性確保
- ◆ 地域会社・長距離会社間で提供される顧客情報等の他事業者との同一性確保
- ◆ 持株会社/地域会社が長距離会社に対して行う研究成果に係る情報開示の条件の他事業者との同一性確保

NTTによるNTTドコモの完全子会社化の概要

5

2020年9月29日 TOB(株式公開買付)開始の公表

- 買付期間:9月30日(水)~11月16日(月)
 - 買付価格:3,900円/株
 - 買付総額:約4.3兆円
- ※ 開始時点のNTT持株会社の議決権所有割合は66.21%

2020年11月17日 TOB成立の公表

- TOB成立によりNTT持株会社の議決権所有割合は、91.46%

2020年11月17日 NTTドコモ取締役会において売渡請求の承認を決議

2020年12月25日 NTTドコモの上場廃止

2020年12月29日 NTT持株会社がNTTドコモの全株式を取得(完全子会社化)

NTTによるNTTドコモの完全子会社化等の目的・取組内容等

6

目的

➢ NTTドコモの競争力強化・成長

NTTドコモは、NTTコミュニケーションズ・NTTコムウェア等の能力を活用し、新たなサービス・ソリューション及び6Gを見据えた通信基盤整備を移動固定融合型で推進し、上位レイヤビジネスまでを含めた総合ICT企業へと進化(他のMNOは、既に自社内で移動通信サービスと固定通信サービスを戦略的に組み合わせた提案、提供を実施)

➢ NTTドコモの成長を通じたNTTグループ全体の成長

研究開発投資に係る判断等、親会社と子会社の関係において存在する少数株主との潜在的な利益相反を解消することにより、グループ全体の経営資源の最適化や、グループを横断した取組の意思決定の迅速化を図る

主な取組内容(1)

①法人営業力の強化

- ✓ 移動固定融合型の新サービス創出
 - ✓ 5G・IoT(センサー)・AI等にフレキシブルに対応する新たな法人向けプラットフォームを活用したクラウド・データ連携による融合ソリューションの創出
- (例)
- ・ ネットワーク混雑時または利用者が高精細な動画を視聴したい場合に、移動固定双方のネットワークを集約・統合(上りは移動ネットワーク、下りは固定ネットワーク等)し、帯域を拡張するサービスを実現
 - ・ 現状では1つの法人に対しNTTドコモ(モバイル回線)とNTTコミュニケーションズ(固定回線及びシステム)が別々に対応しているところ、モバイル及び固定回線両方を希望する法人に対して、一元的、ワンストップで最適なものを提案可能に

②サービス創出力の強化

- ✓ パートナーとの協創によるスマートライフ事業(金融・決済、広告・CRM事業等)強化と新事業創出
- ✓ アプリケーション開発の内製化やユーザエクスペリエンス向上

③コスト競争力の強化

- ✓ ネットワークや建物、IT基盤等に係るリソースやアセットの最適化

出典：公正競争確保の在り方に関する検討会議(第1回及び第2回)日本電信電話株式会社提出資料及び説明内容より総務省作成

主な取組内容(2)**④研究開発力の強化**

- ✓ NTTドコモとNTT持株研究所との一体的な研究の推進による6G時代の移動・固定をまたがるコアネットワークの研究開発
- ✓ IOWN構想の実現に向けた研究開発(オールフォトニクス・ネットワーク、コグニティブ・ファウンデーション、デジタルツインコンピューティング)
- ✓ O-RAN+vRANに係る研究開発

※ 多額の費用と長期間を要する研究開発は、短期間で確実なリターンが見込めるものではなく、一定のリスクが伴うことから、現状ではNTTドコモの少数株主の理解が得られにくいケースがあるところ、ドコモを完全子会社化することで、NTT持株会社と連携した研究開発体制を迅速に強化し、日本全体の研究開発力や国際競争力の向上に寄与

⑤グローバルビジネスの強化

- ✓ NTTドコモとNTTコミュニケーションズ、更にはNTT, Inc.、NTT Ltd.等と連携し、上記のサービスや研究開発成果等をグローバルに展開

取組を通じた社会への貢献**①産業の国際競争力の強化**

- ✓ 世界で利用される情報通信機器・ソフトウェア・サービスの開発・展開
- ✓ 情報通信国際標準への貢献

②社会的課題の解決

- ✓ デジタル化、スマート化の普及促進
- ✓ 地域社会・経済の活性化

③安心・安全な通信基盤の確保

- ✓ 事業継続性の向上、情報通信の災害時の強靭化、サイバーセキュリティの強化

④情報通信産業の発展と顧客満足度の高いサービスの実現

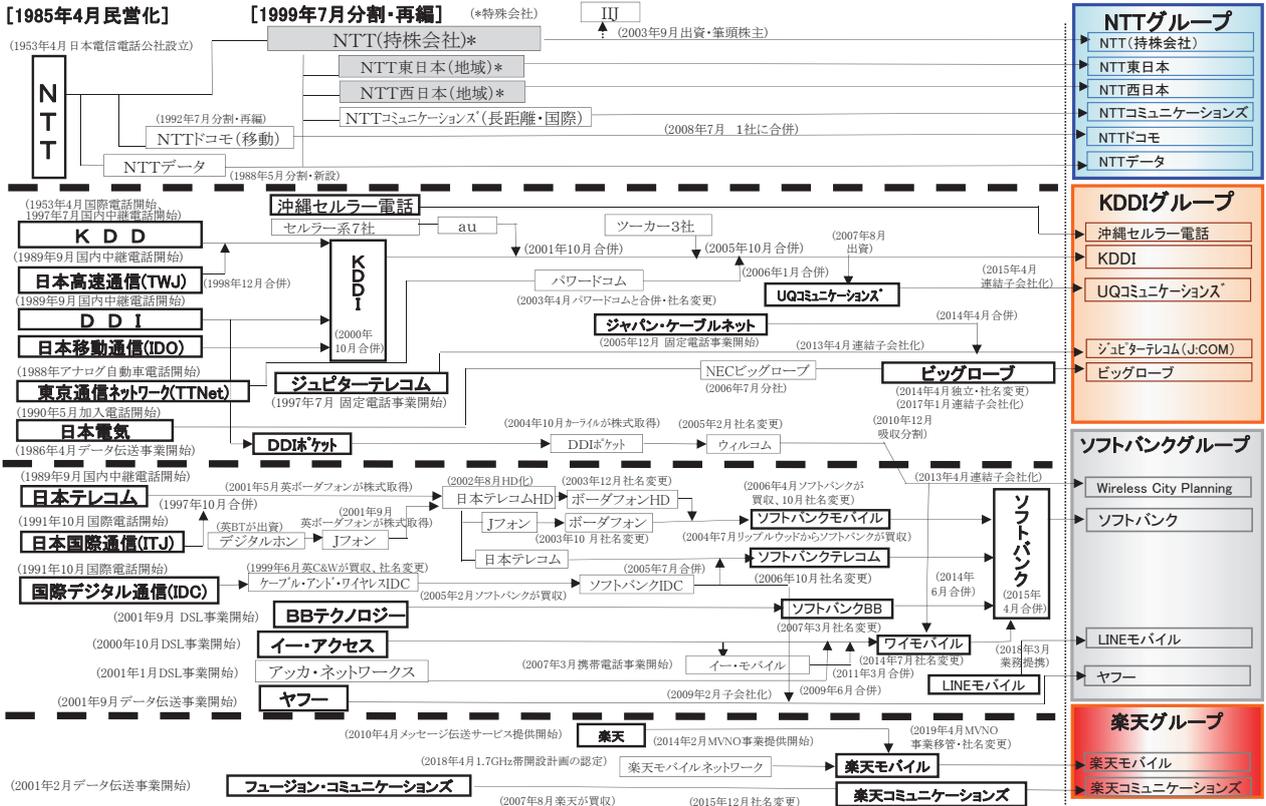
- ✓ より使いやすく、安価なサービス・料金の提供

出典：公正競争確保の在り方に関する検討会議（第1回及び第2回）日本電信電話株式会社提出資料及び説明内容より総務省作成

2 市場の状況

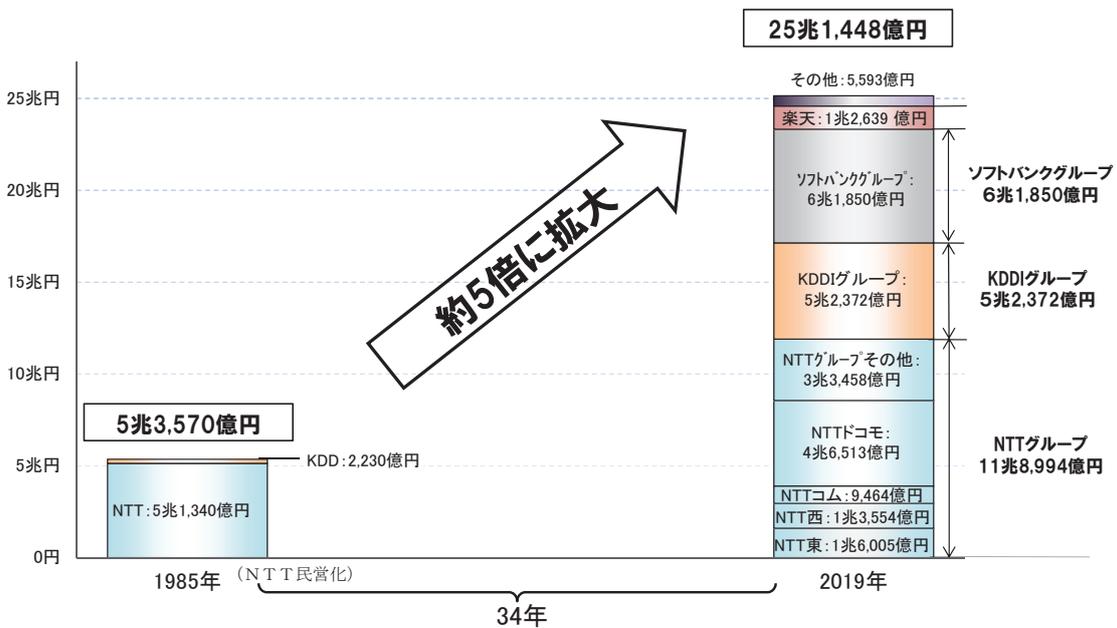
国内通信業界の変遷

9



主要電気通信事業者の売上高の状況

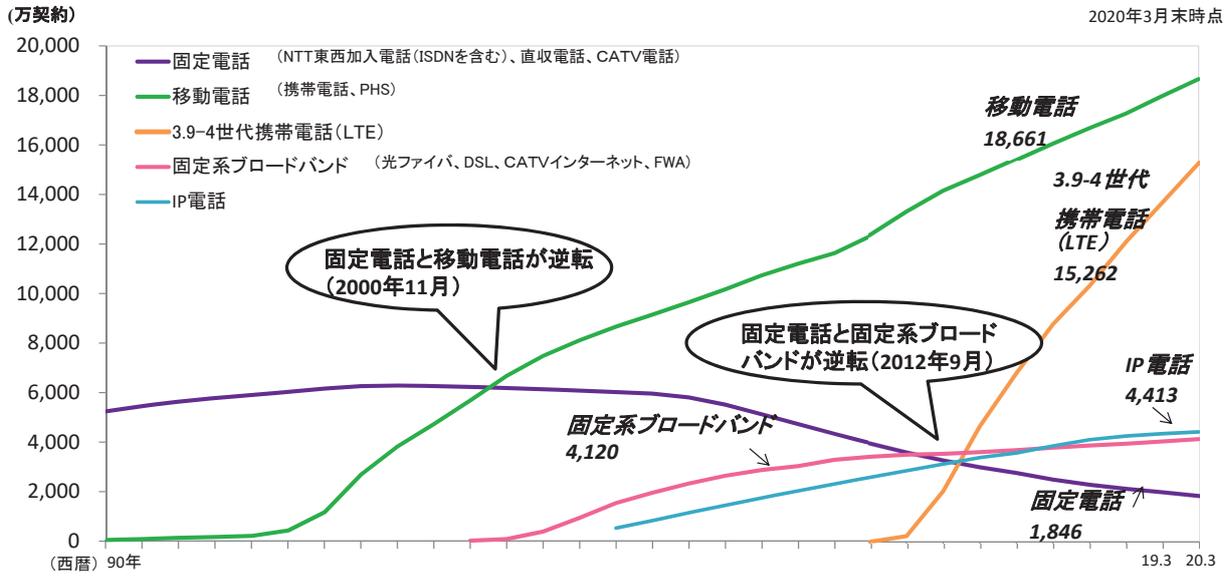
10



※各事業者の決算資料等に基づき総務省にて作成。
 ※国内事業者(国内事業者の海外子会社を含む)が海外で行う事業の売上を含む。

電気通信サービスの契約数の推移

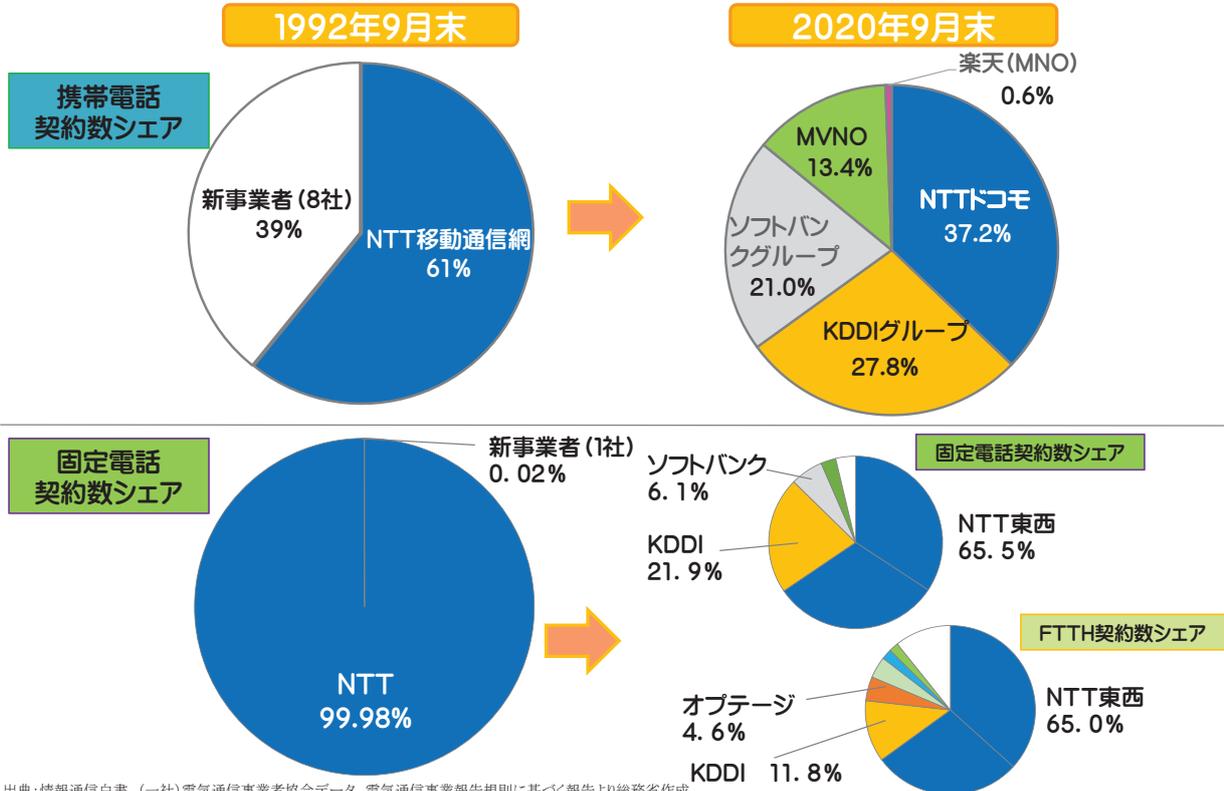
11



※各年は3月末時点の数字。
 ※移動電話は、2013年度第2四半期以降、グループ内取引調整後の契約数。

移動体分離時及び現在におけるサービス別契約数シェア

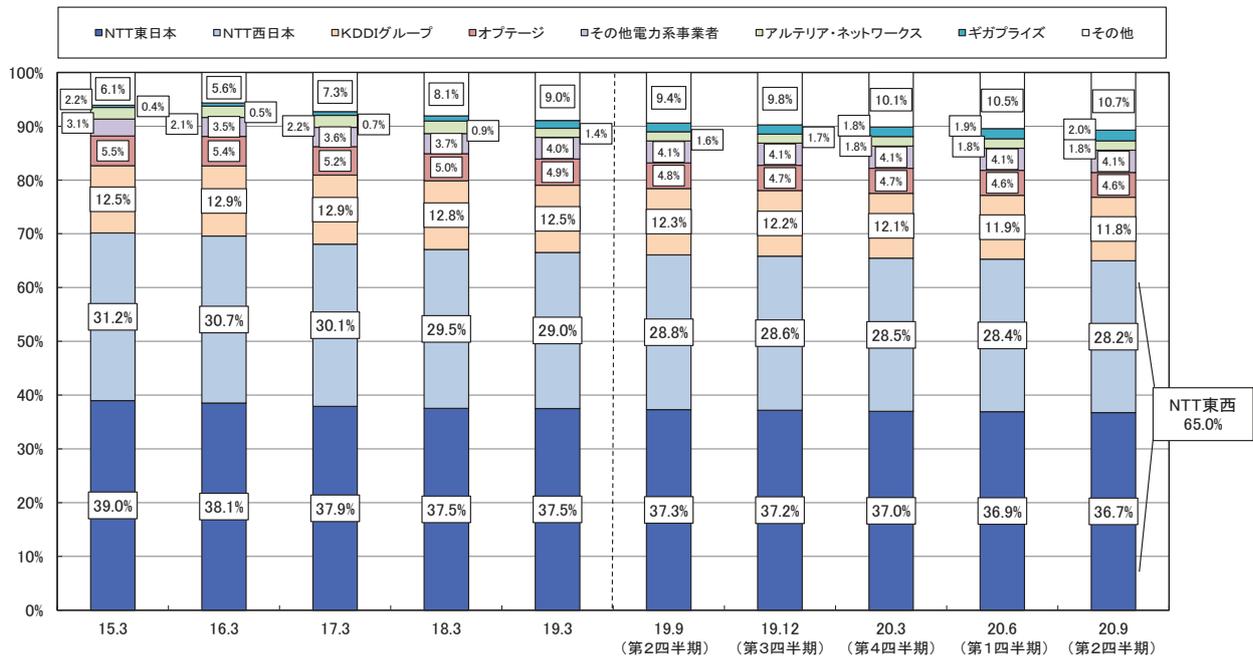
12



出典:情報通信白書、(一社)電気通信事業者協会データ、電気通信事業報告規則に基づく報告より総務省作成

FTTHの契約数シェアの推移 (設備設置事業者別)

13

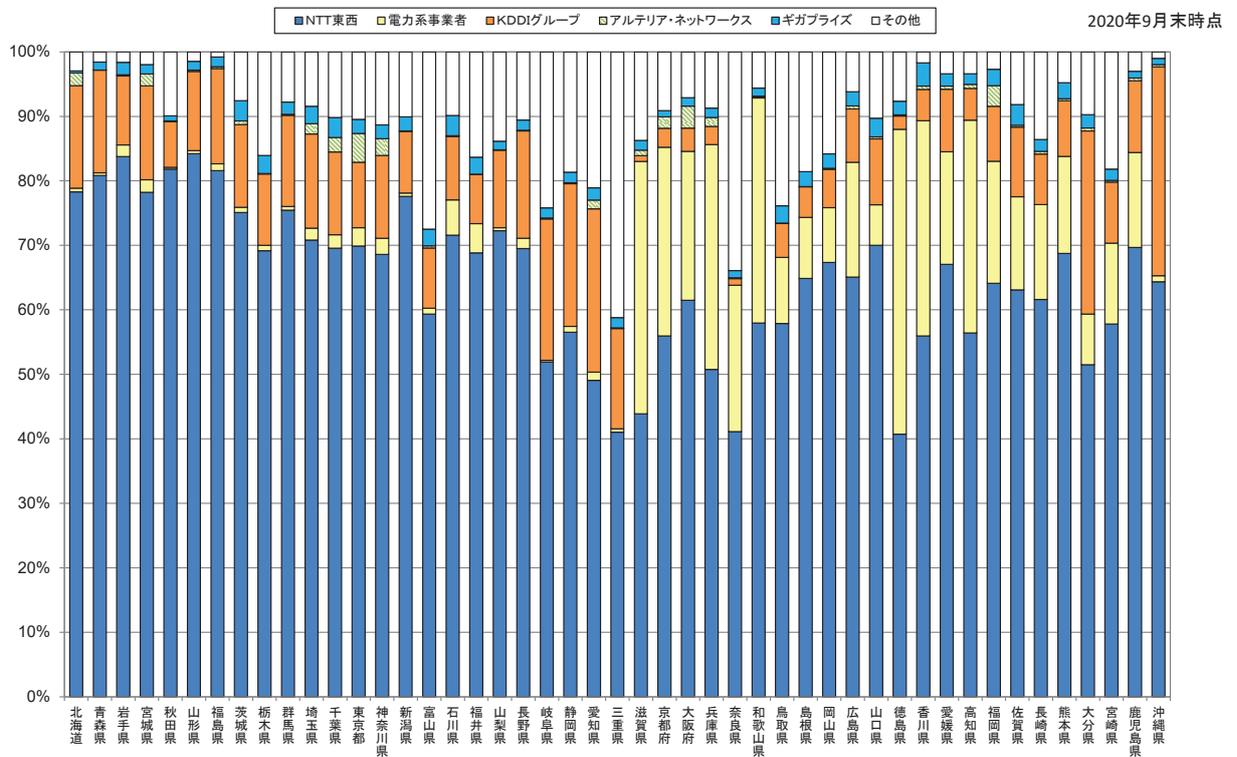


※各社のシェアには、卸電気通信役務としての提供分も含まれている。

出典:電気通信事業報告規則に基づく報告

都道府県ごとのFTTHの契約数シェア (設備設置事業者別)

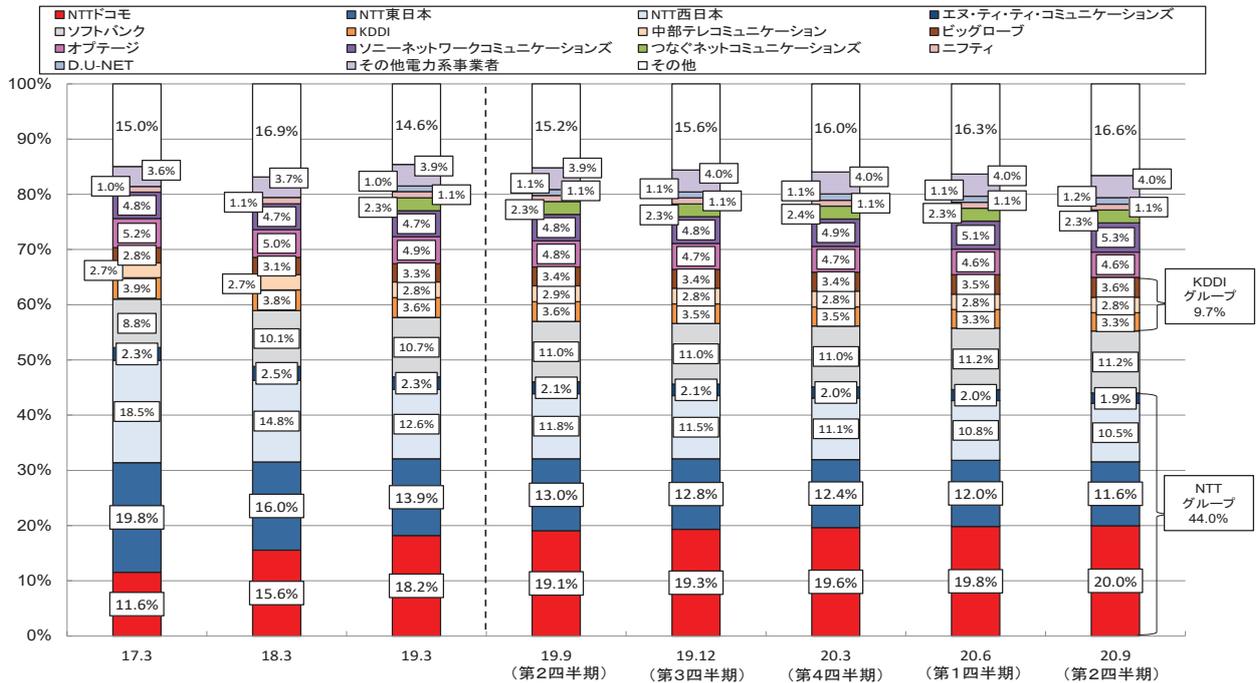
14



出典:電気通信事業報告規則に基づく報告

FTTHの契約数シェアの推移(サービス提供主体別)

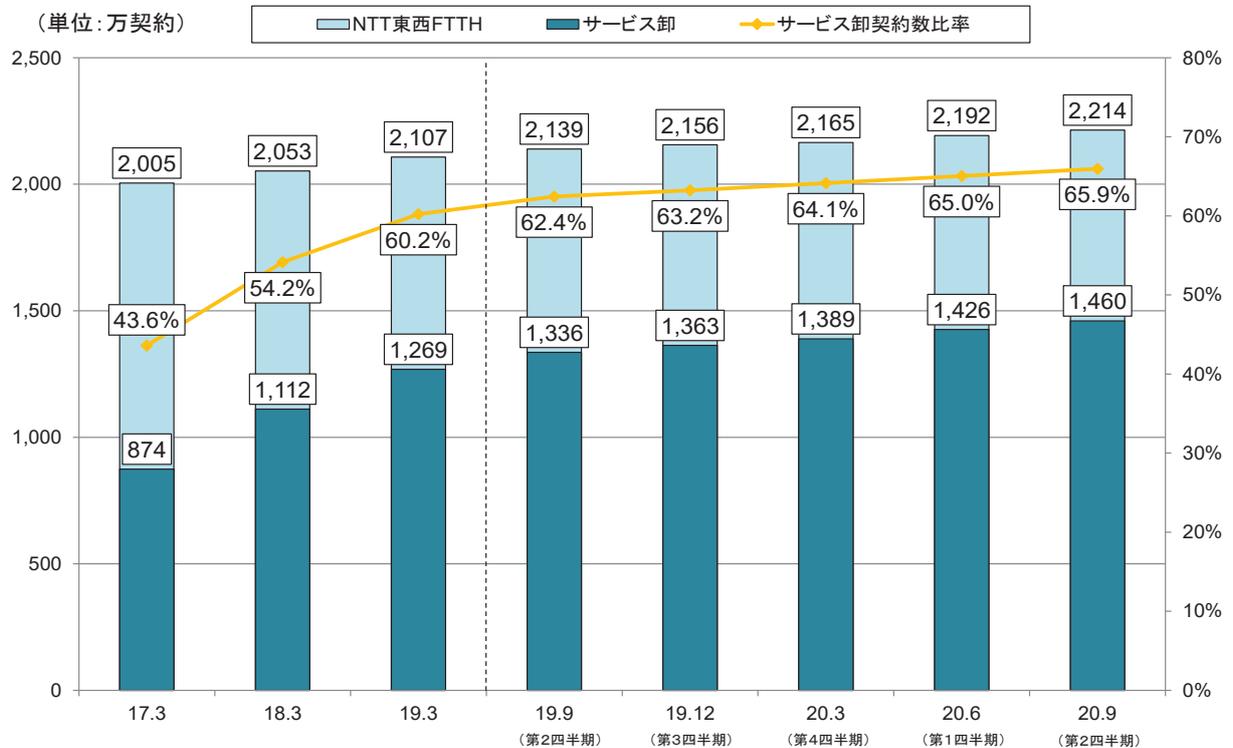
15



出典:電気通信事業報告規則に基づく報告

NTT東西のFTTHの契約数及び当該契約数に占めるサービス卸の契約数比率

16

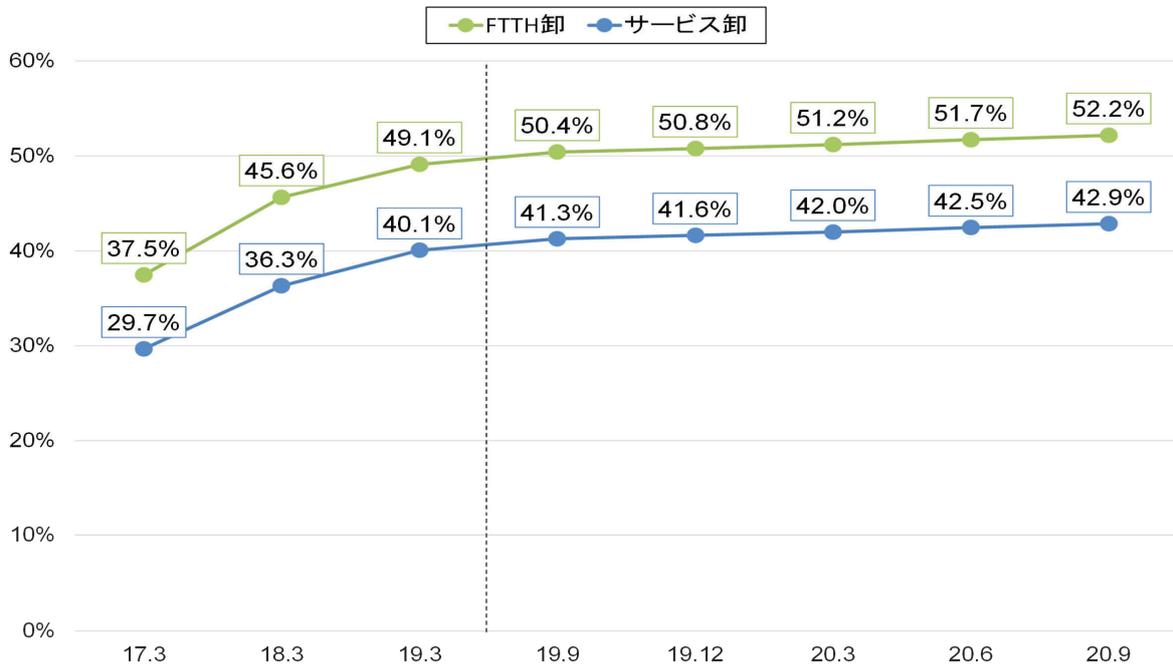


※サービス卸: NTT東日本・NTT西日本の提供するFTTHの卸サービス

出典:電気通信サービスの契約数及びシェアに関する四半期データ(令和2年度第2四半期)

FTTHの契約数における卸契約数等の割合の推移

17

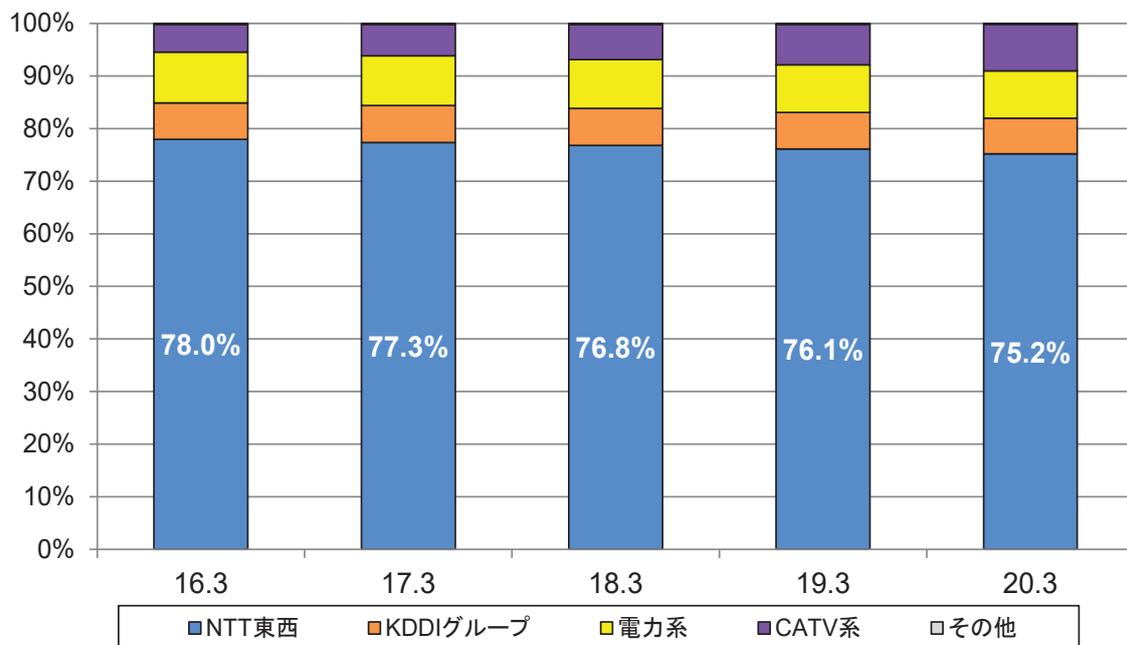


※FTTH卸：卸電気通信役務を利用して提供されるFTTHサービス
 ※サービス卸：NTT東日本・NTT西日本の提供するFTTHの卸サービス

出典：電気通信事業報告規則に基づく報告

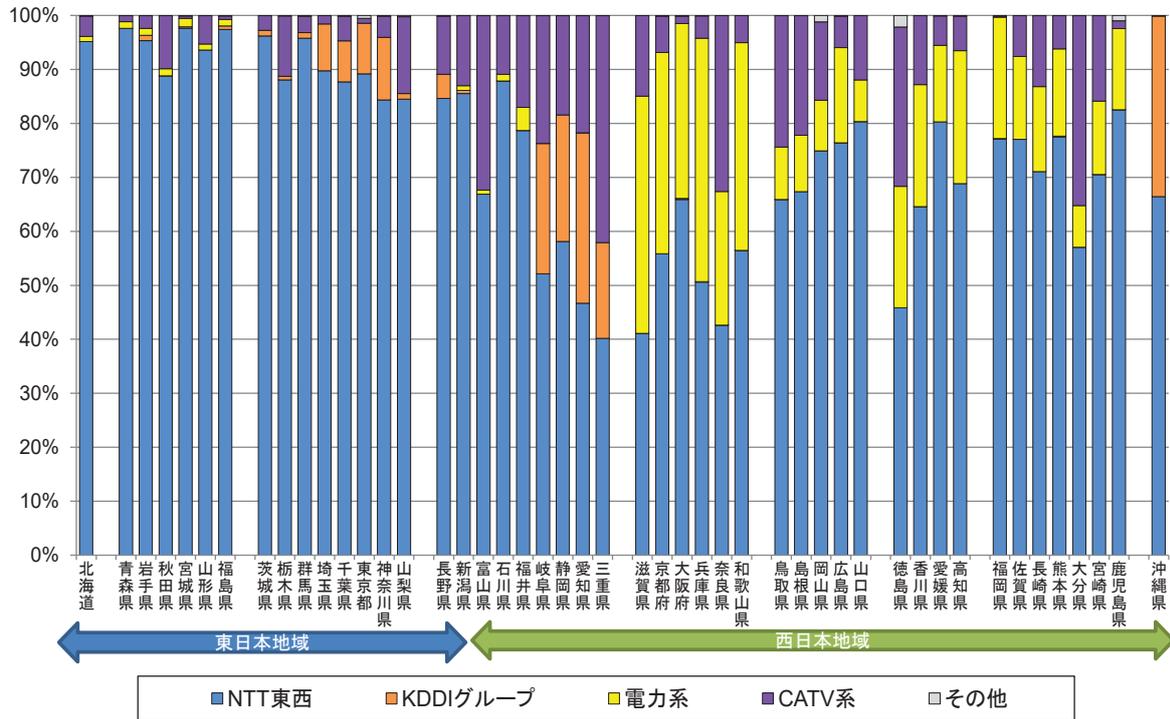
光ファイバ回線の設備シェアの推移(全国)

18



出典：電気通信事業報告規則に基づく報告

光ファイバ回線の都道府県設備シェア (2019年度末)



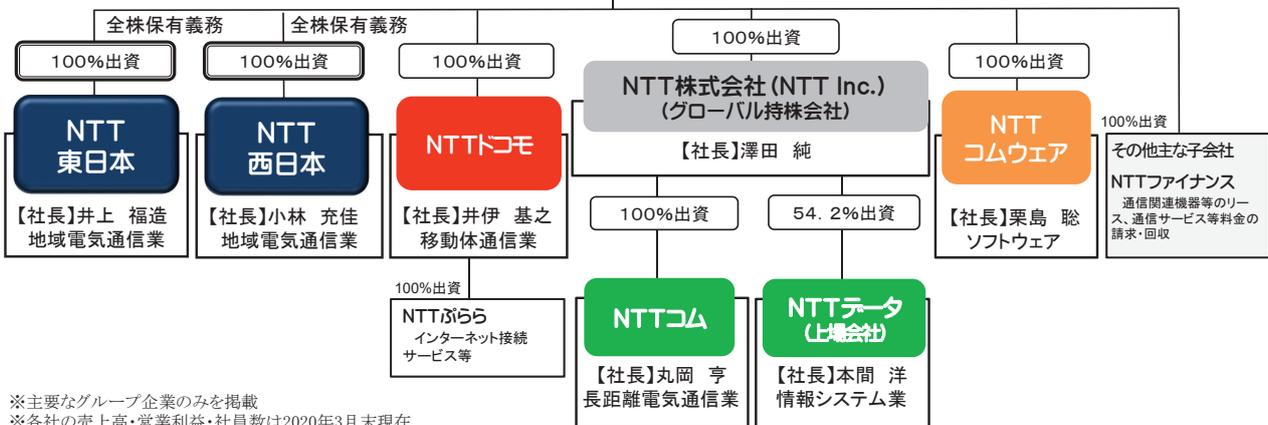
出典:電気通信事業報告規則に基づく報告

NTTグループの概要

NTT持株(上場会社)

【社長】澤田 純 (さわだ じゅん)
 【株式政府保有比率】 33.33%
 【連結】売上高 : 1兆8,994億円
 営業利益 : 1兆5,622億円
 人員数 : 319,050人(うち、国内拠点183,850人)

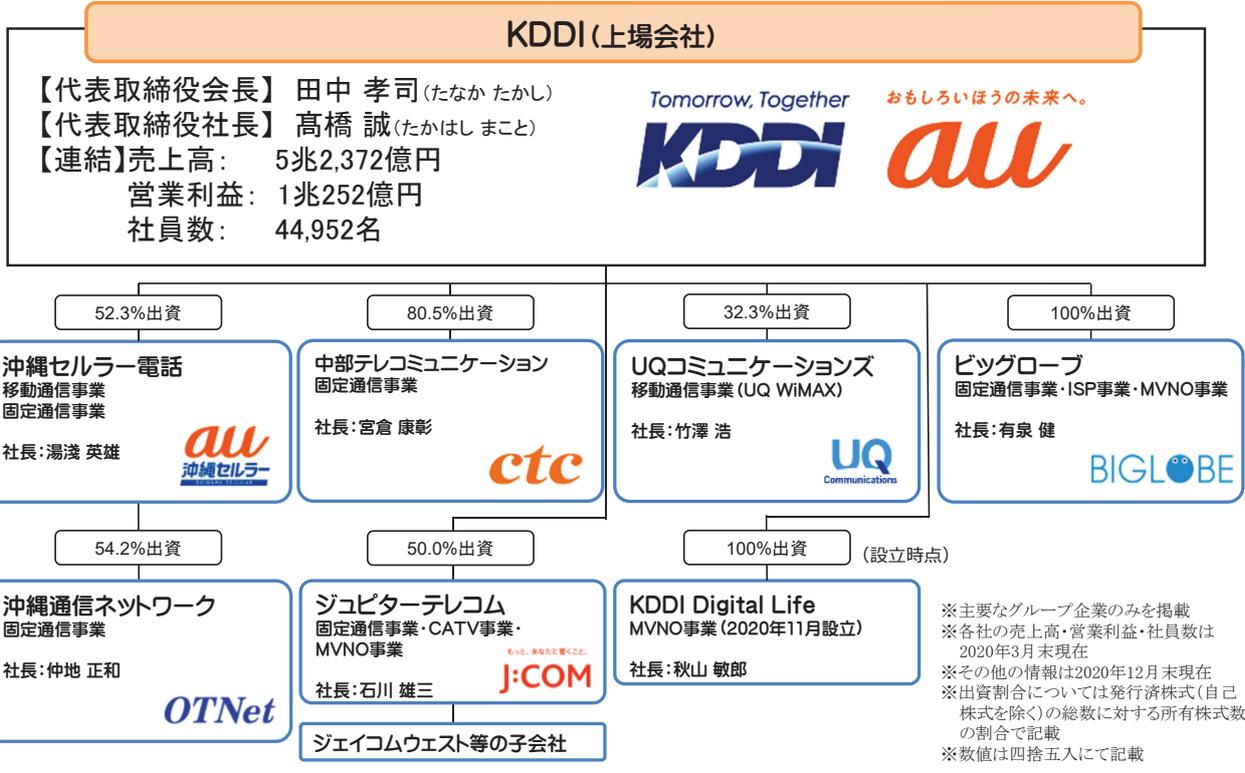
【NTT持株単体】 売上高: 6,497億円
 営業利益: 5,103億円
 人員数: 2,500人



※主要なグループ企業のみを掲載
 ※各社の売上高・営業利益・社員数は2020年3月末現在
 ※その他の情報は2020年12月末現在
 ※出資割合については発行済株式(自己株式を除く)の総数に対する所有株式数の割合で記載
 ※数値は四捨五入にて記載

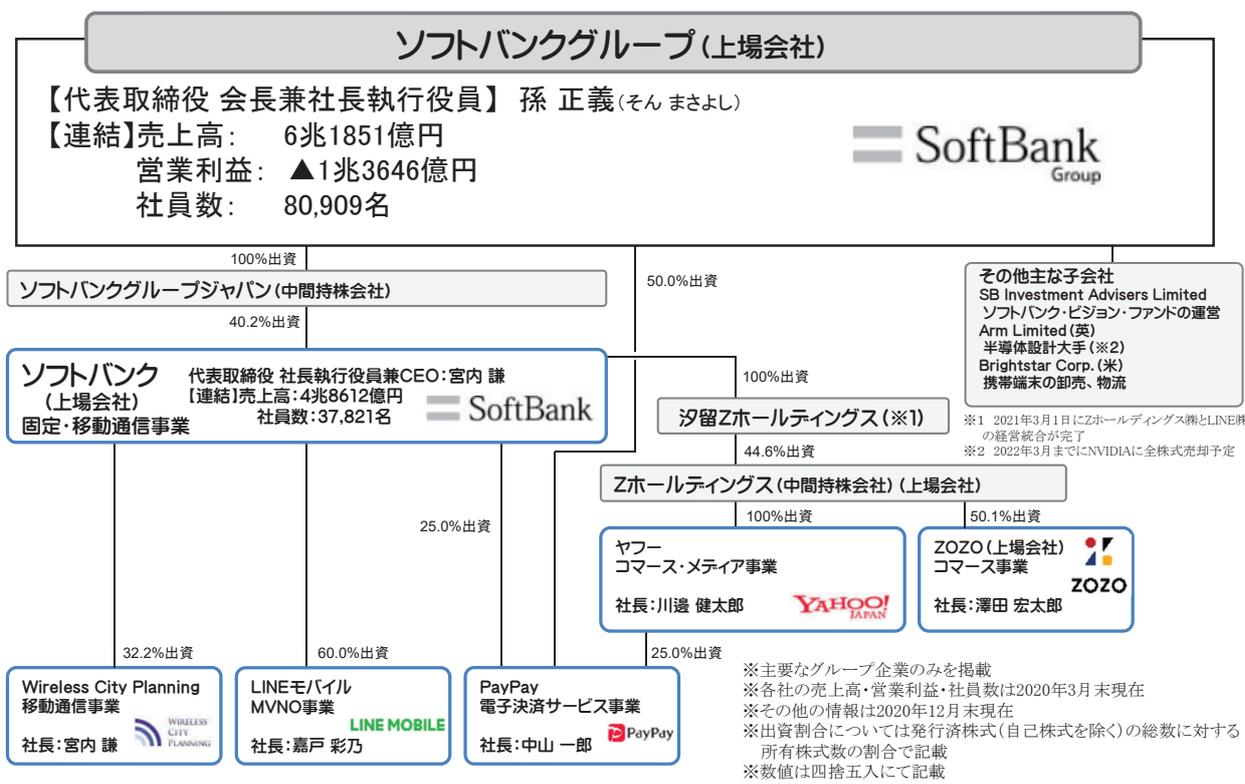
KDDIグループの概要

21



ソフトバンクグループの概要

22



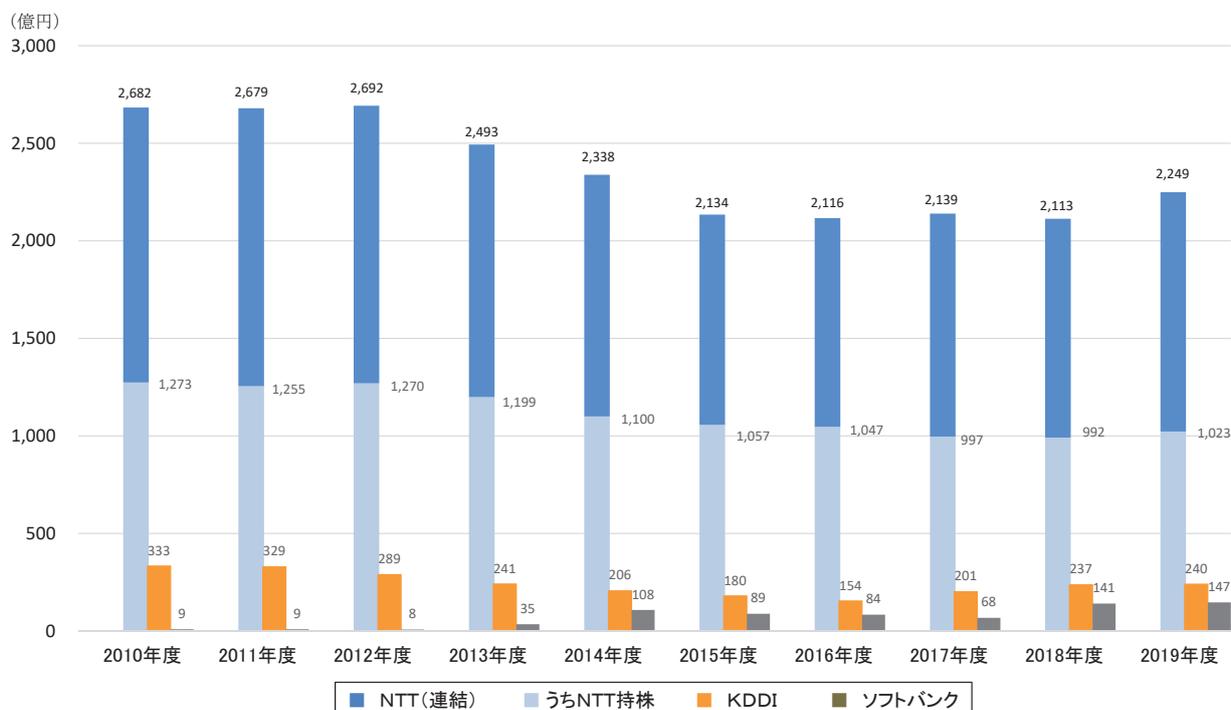
楽天グループの概要

23



NTT(連結)、KDDI、ソフトバンクの研究開発投資額の推移

24



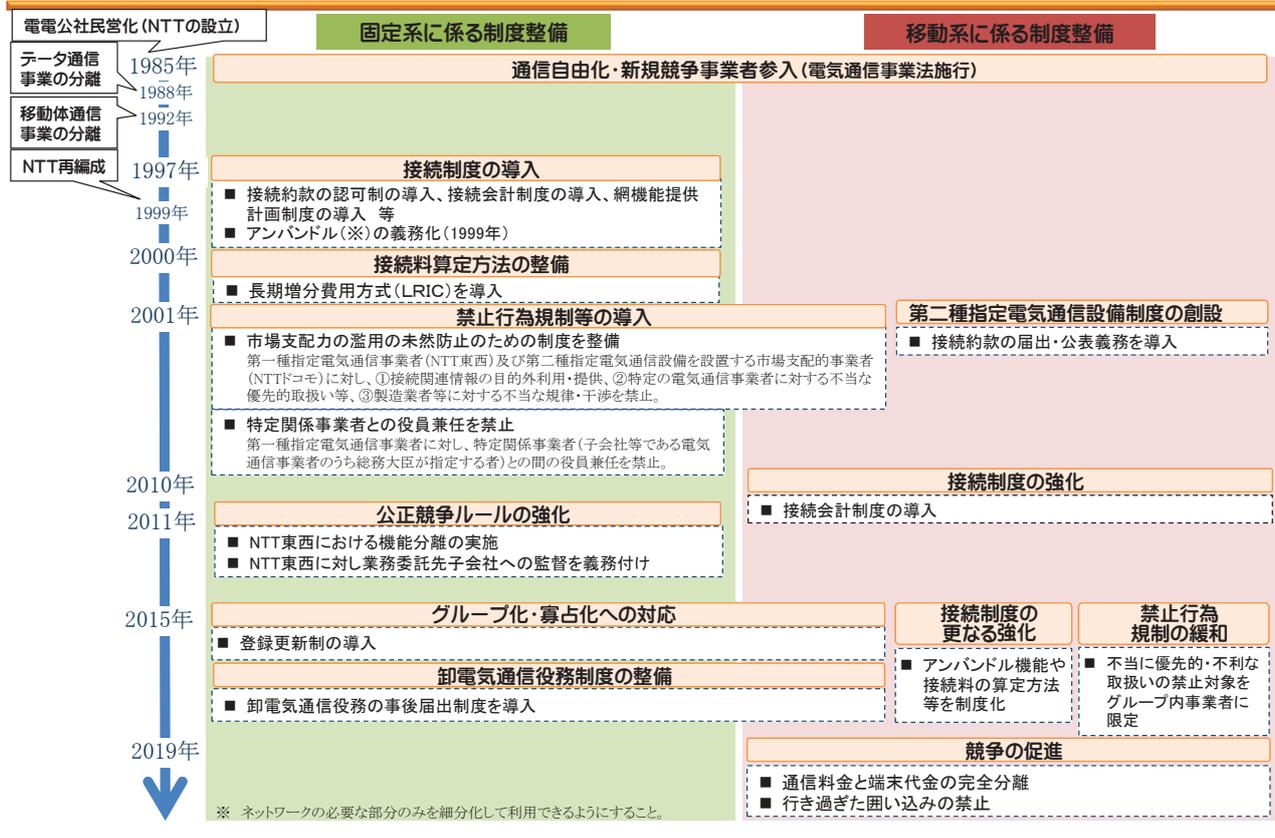
※ソフトバンクの2016年度の研究開発費についてはアームを除く数値を記載。

出所:各社の有価証券報告書の数値を基に総務省作成

3 制度の状況等

固定系・移動系に係る制度整備

26



禁止行為規制の概要 (電気通信事業法第30条)

27

- シェアが高く市場支配力を有する事業者(市場支配的事業者)に対し、市場支配力を濫用して公正な競争を阻害することがないよう、不当な競争を引き起こすおそれがある行為についてあらかじめ禁止する制度。

<対象事業者>

【固定通信市場】一種指定事業者：NTT東西

【移動通信市場】二種指定事業者のうち、収益シェア等を勘案して*指定されたもの：NTTドコモ

* 収益シェアが25%を超える場合にその推移その他の事情を勘案

禁止される行為 (第3項・第4項)

接続の業務に関し知り得た情報の目的外利用・提供

【具体例】

他の事業者との接続の業務に関して知り得た情報を、本来の利用目的を超えて社内他部門や他社に提供すること



<対象事業者>
【固定】:NTT東西 【移動】:NTTドコモ

特定の事業者に対する不当に優先的・不利な取扱い

【具体例】

特定の事業者*のみと連携し、排他的な取引をすること

*移動通信市場においてはグループ内の事業者(子会社、親会社、兄弟会社等であつて、総務大臣が指定する者)



<対象事業者>
【固定】:NTT東西 【移動】:NTTドコモ

製造業者等への不当な規律・干渉

【具体例】

製造業者・コンテンツ事業者等に対し、他の事業者と取引をしないことを強要すること



<対象事業者>
【固定】:NTT東西 【移動】:なし

そのほか、

・総務大臣による上記禁止行為の**停止・変更命令**(第5項)

・禁止行為規制対象事業者に対する電気通信役務に関する

会計整理義務(第6項)

* NTTドコモについて、不当に優先的な取扱いをし、利益を与えることを禁止する相手方として8社を指定。

東日本電信電話、西日本電信電話、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ、NTTぷらら、エヌ・ティ・ティ・エムイー、エヌ・ティ・ティ・ブロードバンドプラットフォーム、エヌ・ティ・ティ・ビー・シー・コミュニケーションズ、エヌ・ティ・ティ・メディアサブライ

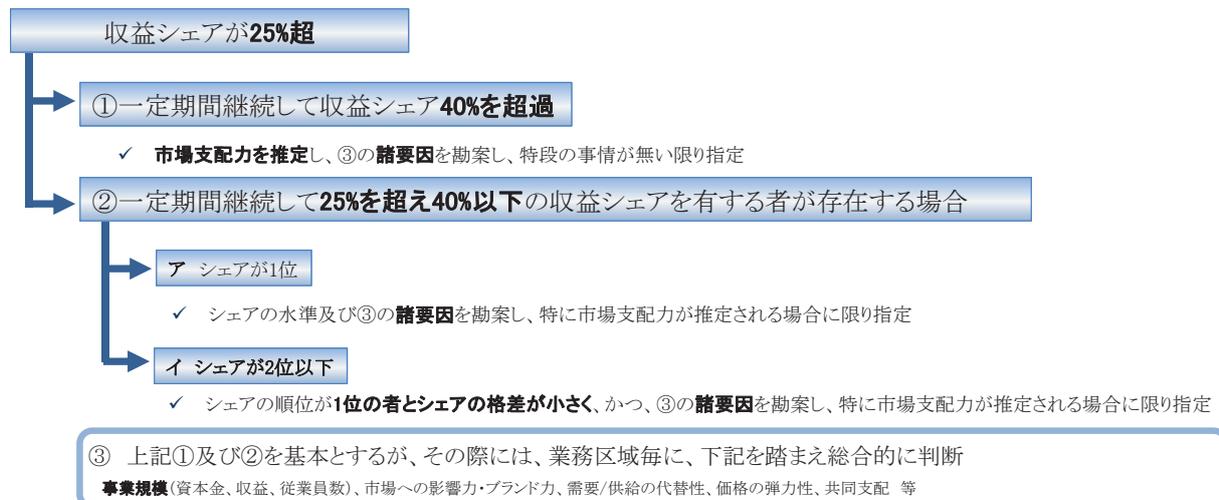
(参考) 移動通信分野における市場支配的な事業者の指定の考え方

28

- 収益シェアに加え、事業規模等も勘案し、ガイドラインの基準に基づき、市場支配的な事業者を指定。

市場支配的な事業者の指定基準

(「電気通信事業法第30条第1項及び第3項第2号の規定による電気通信事業者の指定に当たっての基本的考え方」(2016年3月改定))

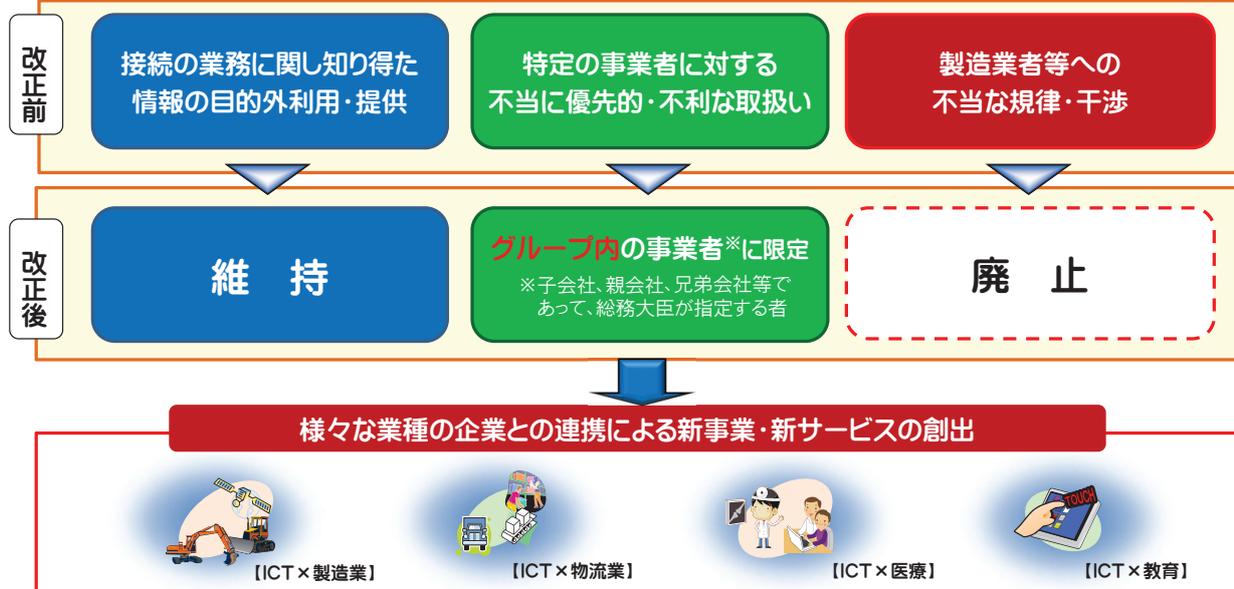


(参考) 禁止行為規制の緩和(平成27年電気通信事業法改正)

29

- 市場の環境変化を踏まえ、公正な競争環境を確保しつつ、様々な業種の企業との連携により新事業・新サービスの創出を促進するため、移動通信市場の禁止行為規制を緩和。

- ※ 固定通信市場の禁止行為規制は維持。
- ※ 緩和された行為が実際に行われ、公正競争上の問題が生じた場合は、事後的な業務改善命令の対象。



特定関係事業者制度の概要(電気通信事業法第31条)

30

- 第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者に対し、他の電気通信事業者との公正競争を確保するため、特定関係事業者との間において、役員兼任を禁止する等の規律が課されている。

<対象事業者>
一種指定事業者：NTT東西

<特定関係事業者*1>
NTTコミュニケーションズ(平成14年総務省告示第8号により指定*2)

禁止される行為

役員兼任の禁止
第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者と、特定関係事業者との間において、**役員兼任を禁止**(第1項)

特定関係事業者に比して他の電気通信事業者を不利に取扱うことの禁止

接続や電気通信業務に関連した周辺的な業務(※)についても、特定関係事業者と比して不公平な取扱いを原則禁止(第2項)
※ ① 第一種指定電気通信設備との**接続に必要な電気通信設備の設置・保守、土地・建物等の利用、情報の提供**
② 電気通信役務の提供に関する契約の締結の媒介等他の電気通信事業者からの業務の受託

その他規律

- ・業務の受託を受けた子会社が反競争的な行為を防止するための**監督**を義務づけ(第3項)
- ・他の電気通信事業者との適切な競争環境を確保するため、一定の**ファイアーウォール**の整備を義務づけ(第6項及び第7項)

- そのほか、
- ・他の電気通信事業者を不利に取扱う行為等に対する総務大臣による**停止・変更命令**(第4項)
 - ・電気通信事業法第31条の規制の順守のために講じた措置及びその実施状況に関する**総務大臣への定期的な報告**を義務づけ(第8項)

1 第37条の3^{*1}に基づく規律についての基本的考え方

◆ 電気通信事業法第37条の3^{*1}の規定に基づき課される規律(いわゆるファイアウォール規制)は、第一種指定電気通信設備を設置する第一種電気通信事業者について、当該設備の強い独占性・ボトルネック性にかんがみ、一定のグループ関係企業との間において、役員兼任を禁止し、接続や電気通信業務に関連した周辺の業務についても公平な取扱いに厳正を期する等の規律を課すことにより、ボトルネック独占の弊害が及びやすい構造的な温床を断ち切り、公正競争を徹底させることを目的とするものである。

2 NTTコミュニケーションズを指定する理由

- ◆ NTTコミュニケーションズは、次の理由から、公正競争上、東・西NTTの「特定関係事業者」として指定することが適当である。
- ① 分離前は、第一種指定電気通信設備を設置する第一種電気通信事業者たる東・西NTTと一体として電気通信役務を提供していたこと、NTT再編後も、利用者利便の維持を理由に東・西NTTへの委託が認められている数々の業務が存在していることが、東・西NTTとの間で、一体的かつ排他的な共同営業が行われやすい構造的要因となっていると考えられること
(NTT再編成時の特例事項)
電話サービスの申込み・移転手続き、故障の受付、料金の請求、サービス・商品の問い合わせ対応・販売 等
- ② また、実際にも、東・西NTTとの間で不適切な一体営業が行われているとの苦情等が後を絶たず、これに対して、総務省からも重ねて行政指導等の処分を行ってきたこと^{*2}
- ③ NTT再編成時のファイアウォール措置のうち必要最小限のものを法的規制として存続させることとした、先の電気通信事業法等の一部を改正する法律の趣旨にも適うものであること

【その他の電気通信事業者の扱いについて】

東・西NTTの子会社・兄弟会社のうち、NTTコミュニケーションズ以外の電気通信事業者については、現時点においては、反競争的行為が繰り返されるおそれのある構造的要因があるとは認められないことから、指定しないこととする。なお、問題が生じれば、第37条の2第3項第2号^{*1}の行為規制によって子会社の優先的取扱いを禁止することは可能である。

^{*1} いずれも2001年12月当時。

^{*2} マイライン等をめぐる一体営業等の是正等を求める指導文書を発出(2001年5月及び10月)。なお、マイラインの登録総数は近年減少している(ピーク時の約1億7千万件(2003年度)から約5千万件(2019年度))ものの、当該指導文書の趣旨である、「日本電信電話株式会社の事業の引継ぎ並びに権利及び義務の承継に関する基本方針」(平成9年郵政省告示第664号)等を踏まえた適正な営業活動の徹底等については、引き続き確保される必要がある。

NTT東西の機能分離等の実施(電気通信事業法第31条第6項)

■ 事業者間の公正競争環境の整備を図る観点から、電気通信事業法を改正し、NTT東西の機能分離、子会社との一体的経営への対応等を実施(2011年11月30日施行)。

⇒ 以下の措置について、総務省はNTT東西から実施状況等の報告を受けている。

改正概要

①NTT東西の機能分離

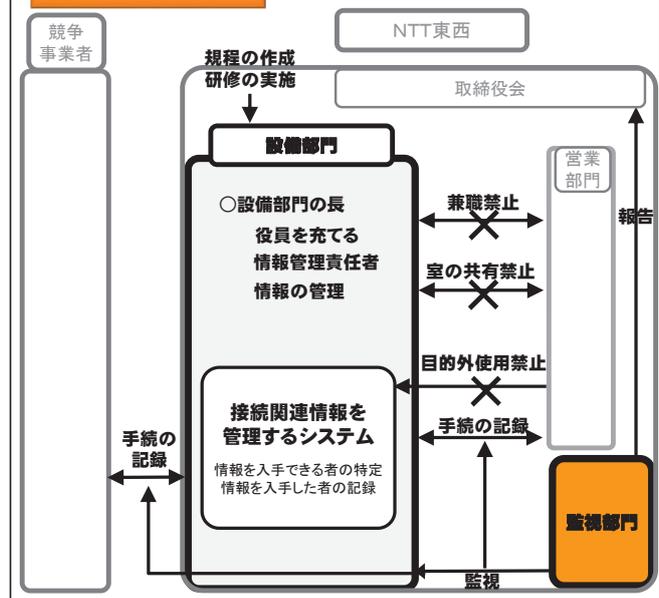
- ✓NTT東西に対し、設備部門と営業部門との隔離等、接続業務に関して知り得た情報を適正に管理するための体制の整備を義務付け。
- ✓NTT東西に対し、第一種指定電気通信設備と他事業者設備との接続業務の実施状況を監視する部門を、設備部門とは別個に構築することを義務付け。

②業務委託先子会社に対するNTT東西の監督義務

- ✓NTT東西(※)に対し、業務委託先子会社が反競争的行為(接続情報の目的外利用等)を行わないように当該子会社の適切な監督を義務付け。

※加入光ファイバ等のボトルネック設備(第一種指定電気通信設備)を設置する電気通信事業者

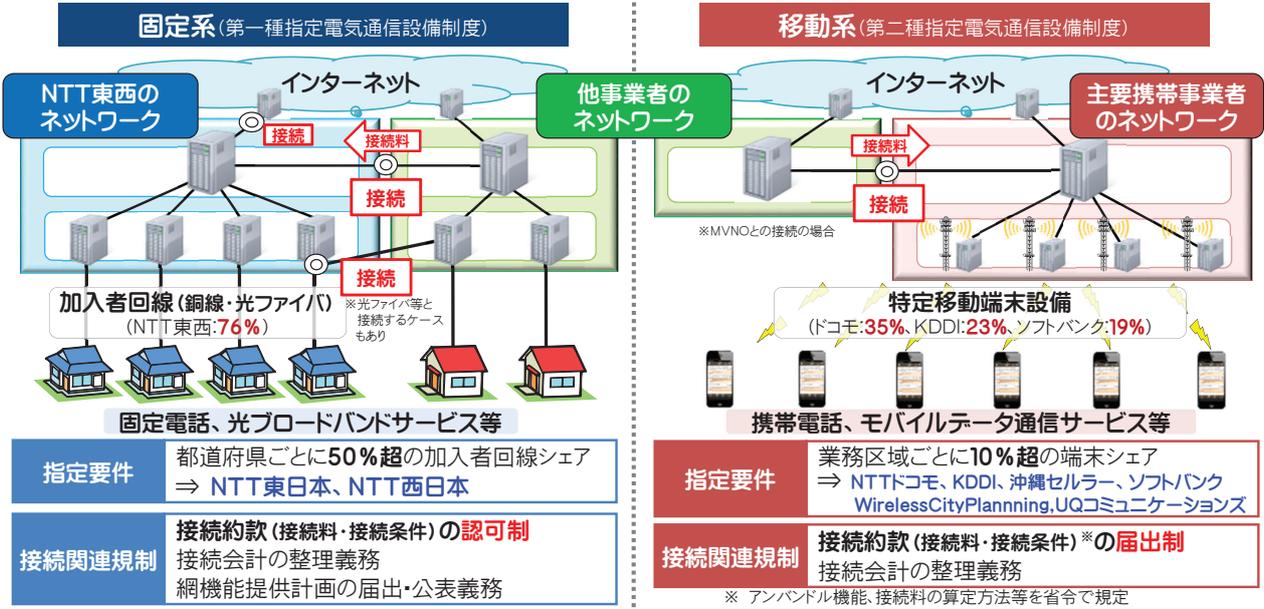
機能分離の概要



接続制度 (電気通信事業法第32条～)

33

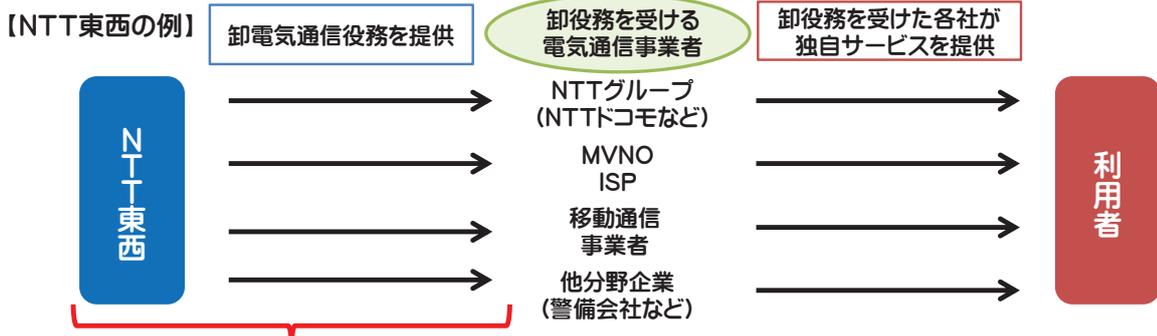
- 固定通信では、加入者回線系の設備 (光ファイバ等) を経由して通信することが不可欠。
- 移動通信では、高いシェアを占める事業者が、他の事業者に対し強い交渉力を保持。
- このため、電気通信事業法では、主要なネットワークを保有する特定の事業者に対して、接続料等の公平性・透明性、接続の迅速性を担保するための規律 (指定電気通信設備制度) 等を課している。



卸電気通信役務の事後届出、整理・公表制度 (電気通信事業法第38条の2～)

34

- NTT東西の光回線の卸売サービス等、第一種指定電気通信設備・第二種指定電気通信設備を用いる卸電気通信役務の提供について、事後届出の義務を課するとともに、その届出内容を総務大臣が整理・公表。



事後届出の義務

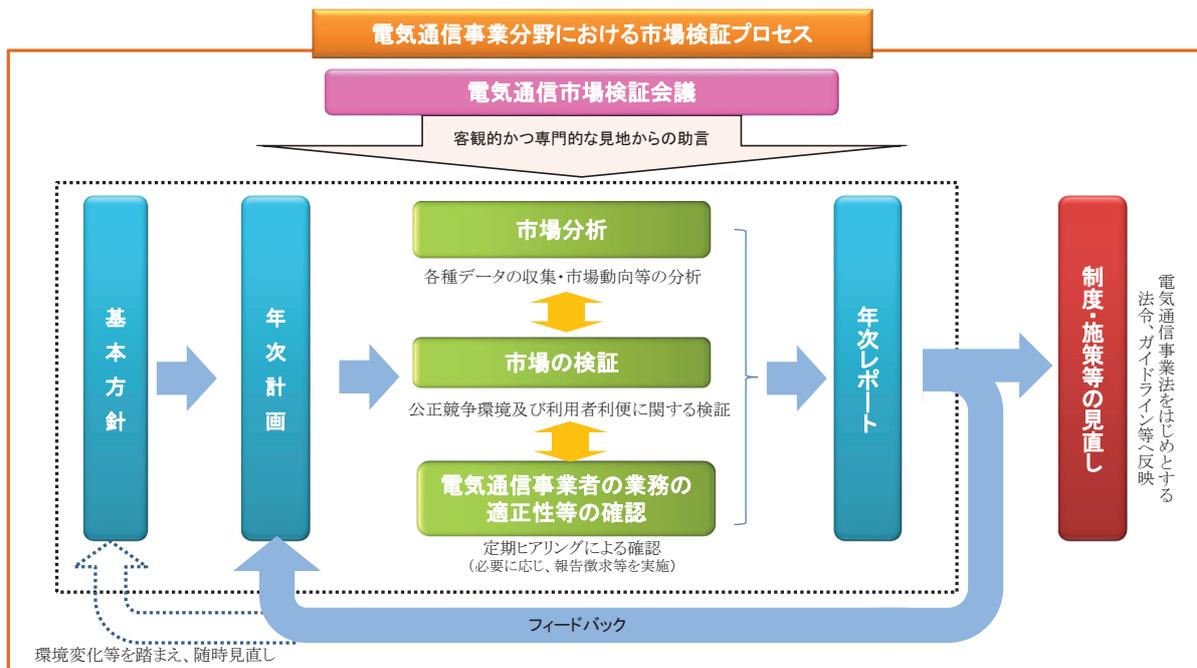
対象事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者 (一種指定事業者) ※ ※ 固定通信市場で回線シェアが50%を超える電気通信事業者: NTT東西 ・第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者 (二種指定事業者) ※ ※ 移動通信市場で端末シェアが10%を超える電気通信事業者: NTTドコモ、KDDI、沖縄セルラー、ソフトバンク WCP、UQ
届出内容	<p>公正競争への影響が大きい事業者※への卸電気通信役務の料金や提供条件等</p> <p>※ 卸元事業者の特定関係法人 (5万回線以上の卸先)、50万回線以上の卸先等 (省令で規定)。</p>

総務大臣による整理・公表

4 市場検証等

電気通信事業分野における市場検証の概要

- 市場動向の分析・検証及び電気通信事業者の業務の適正性等の確認を一体的に行う市場検証を実施（2016年度～）。



電気通信事業分野における市場動向の分析

変化の激しい電気通信事業分野における公正競争を確保し、利用者利便を確保するためには、市場の動向を的確に把握・分析し、政策展開に反映することが重要。

以下の各分析対象市場における競争状況や市場動向について、電気通信事業報告規則に基づく報告内容や事業者・利用者アンケートの結果等に基づき、定量的・定性的な観点から分析。

移動系通信市場
(部分市場: MNOサービス市場、MVNOサービス市場)
※卸売市場も対象

固定系ブロードバンド市場
(部分市場: 固定系超高速ブロードバンド市場、FTTH市場) ※FTTHは卸売市場も対象

ISP市場

固定電話市場

050-IP電話市場

WANサービス市場

※ 市場画定については、需要の代替性を踏まえて画定。必要に応じて見直し(現行の画定は2016年度より継続)。
※ 2020年度検証において、IoT向け通信サービス市場の試行評価を実施予定。

電気通信事業者の業務の状況等の確認

規制の実効性を確保するためには、定期的・継続的に情報収集を行い、電気通信事業者の事業運営を確認し、業務の健全性や適正性に係る問題の早期発見、改善の取組を推進していくことが重要。

以下の各項目について、定期的にアンケート・ヒアリング等を実施し、禁止行為規制やサービス卸GLの遵守状況等を確認。

NTT東西及びサービス卸先事業者におけるサービス卸GLの遵守状況等

固定系における禁止行為規制の遵守のために講じた措置及びその実施状況等

移動系における禁止行為規制の遵守のために講じた措置及びその実施状況等

※ このほか、接続料の算定等に関する研究会等における検討内容のうち、市場検証年次計画において確認項目とした事項(2019年度は、将来原価方式の導入、全国BWA事業者の二種指定及び5G導入の中でのネットワーク提供条件等)について、市場検証会議にも報告。
※ 2021年度より、NTTの共同調達指針に基づいた検証も実施予定。

電気通信事業分野における市場動向の主な分析内容

市場画定 ✓ 需要の代替性を踏まえて市場画定。画定した市場のうち、一定の独立性・個性が認められるサービスについては、部分市場として画定。必要に応じて見直し(現行の画定は2016年度より継続)。
✓ 2020年度より、移動系通信市場の部分市場として、IoT向け通信サービス市場を試行的に画定し、検証を行うために実態を把握中。

移動系通信市場(MNOサービス市場、MVNOサービス市場) ※卸売市場も対象

- ◆ 報告規則に基づく契約数データを用いて、各市場における事業者別シェア、契約数の純増数等を算出。
 - ✓ 事業者単位で契約数を得ており、同一法人内のサブブランドはアンケートに基づき任意に確認。
 - ✓ 法人向けビジネスに関して、IoT向け通信モジュールの各社契約数・シェアは把握。一方、SIMカード型契約数については、契約相手の属性(個人・法人)ごとに区別していない。
- ◆ IRデータに基づき、MNO各社のモバイル売上高・営業利益・ARPU等の推移比較を実施。
- ◆ 利用者の動向等に関し、利用者アンケートを実施。

固定系ブロードバンド市場(固定系超高速ブロードバンド市場、FTTH市場) ※FTTHは卸売市場も対象

- ◆ 報告規則に基づく契約数データを用いて、各市場における事業者別シェア、契約数増減率等を算出。
 - ✓ 事業者単位で契約数を得ており、法人向けビジネスに関して、契約相手の属性(個人・法人)ごとに契約数を区別していない。
- ◆ 利用者の動向等に関し、利用者アンケートを実施。

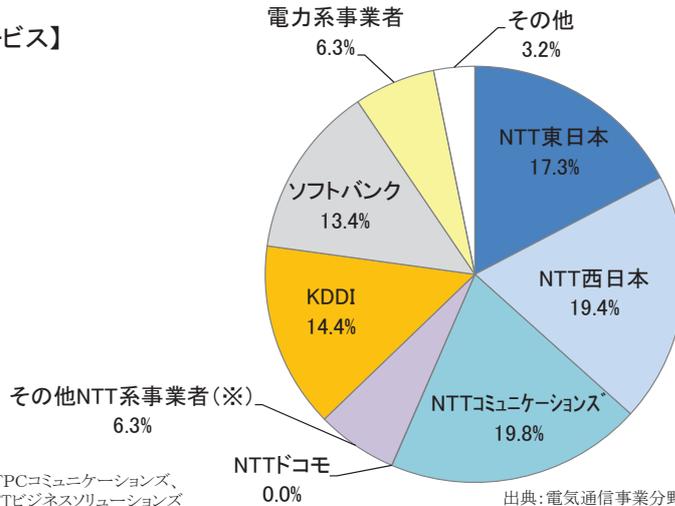
ISP市場、固定電話市場、050-IP電話市場、WANサービス市場

- ◆ 報告規則に基づく契約数データを用いて、各市場における事業者別シェア等を算出。
 - ✓ 法人向けビジネスに関して、契約相手の属性(個人・法人)ごとに契約数を区別していない。
- ◆ 利用者の動向等に関し、利用者アンケートを実施。

法人向けサービスの契約数における事業者別シェア

39

【法人向けWANサービス】
(2020年3月末)



※ その他NTT系事業者:NTTPCコミュニケーションズ、NTT-ME、NTTネオメイト、NTTビジネスソリューションズ

出典:電気通信事業分野における市場検証(令和元年度)年次レポート

【通信モジュール】
(2020年3月末)

KDDI 40%台前半
NTTドコモ 30%台前半
ソフトバンク 20%台半ば

※上記シェアは、MVNOへの提供に係るものを含む。

出典:電気通信事業分野における市場検証(令和元年度)年次レポート

電気通信事業分野における市場動向の分析対象市場

40

小売市場

- ① 移動系通信市場(部分市場:MNOサービス市場、MVNOサービス市場)
- ② 固定系ブロードバンド市場(部分市場:固定系超高速ブロードバンド市場、FTTH市場)
- ③ ISP市場
- ④ 固定電話市場
- ⑤ 050-IP電話市場
- ⑥ WANサービス市場

卸売市場

- ① 移動系通信市場
 - ② FTTH市場
- ※ 移動系通信及びFTTH以外においても、卸電気通信業務の提供が行われている可能性があることに留意して分析を行う。

移動系	小売市場		移動系通信(携帯電話、PHS、BWA)
	卸売市場		移動系通信(携帯電話、PHS、BWA)
固定系	データ通信	小売市場	固定系ブロードバンド
			固定系超高速ブロードバンド (FTTH、通信速度下り30Mbps以上のCATV)
		卸売市場	FTTH
			ADSL
音声通信	小売市場	CATV	
		ナローバンド	
法人向けネットワーク			ISP
			FTTH
			固定電話
			中継電話
			050-IP電話
			WANサービス
			専用サービス

注:表中、明朝部分は従前から分析の対象としないものを表す。

電気通信事業者の業務の状況等の主な確認内容

41

NTT東西及びサービス卸先事業者におけるサービス卸GLの遵守状況等の確認

- ◆ NTT東西から届け出られている個別の契約内容、NTT東西からの報告内容等に基づき、サービス卸GLにおいて電気通信事業法上問題となり得る行為とされている事項の有無等を確認。
- ◆ 併せて、サービス卸先事業者等に対し、サービス卸GLにおいて電気通信事業法上問題となりうる行為とされている事項の一部(競争阻害的な料金の設定等)の有無等を確認。

固定系通信における禁止行為規制に関する業務の状況等の確認

- ◆ NTT東西に対し、
 - ①接続関連情報の目的外利用を防ぐためのファイアーウォールの実施状況
 - ②特定の電気通信事業者に対する不当な差別的取扱い等や不当な規律・干渉を防ぐための研修の実施・契約チェック体制を確認。
 ※ 事業法第31条において禁止されている行為についても、NTT東西に対し、遵守のために講じた措置・実施状況を確認。
- ◆ 併せて、NTT東西の契約の相手方・競争事業者に対し、禁止行為規制に抵触する疑いのある具体的なNTT東西の行為の有無を確認。

移動系通信における禁止行為規制に関する業務の状況等の確認

- ◆ NTTドコモに対し、
 - ①接続関連情報の目的外利用を防ぐためのファイアーウォールの実施状況
 - ②特定関係法人に対する不当な優先的取扱い等を防ぐためのチェック体制・マニュアル整備の実施状況を確認。
- ◆ 併せて、NTTドコモの特定関係法人・競争事業者に対し、禁止行為規制に抵触する疑いのある具体的なNTTドコモの行為の有無を確認。

サービス卸GLの遵守状況等の確認項目等

42

確認対象	確認項目	根拠条文	確認の根拠
NTT東西	① 競争阻害的な料金の設定等	第29条第1項第2号 第29条第1項第10号 第30条第4項第2号	・NTT東西から届け出られている個別の契約内容(以下「届出契約内容」という。)に記載の料金水準等 ・NTT東西からの報告(接続料と卸料金との比較、利用者料金との関係の検証結果) ・契約数の多い卸先事業者等に対する調査結果
	② 提供手続・期間に係る不当な差別的取扱い		
	③ 技術的条件に係る不当な差別的取扱い		
	④ サービス仕様に係る不当な差別的取扱い		
	⑤ 競争阻害的な情報収集	第29条第1項第10号	・届出契約内容に情報収集・利用に関する一定の制限があること ・NTT東西からの報告(社員教育の実施) ・契約数の多い卸先事業者等に対する調査結果
	⑥ 情報の目的外利用	第29条第1項第2号 第29条第1項第10号 第30条第4項第2号	
	⑦ 情報提供に係る不当な差別的取扱い	第29条第1項第5号 第29条第1項第10号 第30条第4項第3号	・届出契約内容に不当な規律・干渉を認める規定・条件が設けられていると認められないこと ・NTT東西からの報告(社員教育の実施、情報の公平な提供など同等性の担保、卸先事業者の禁止行為の明確化、不当な差別的取扱いが行われていないこと) ・契約数の多い卸先事業者等に対する調査結果
	⑧ 卸先事業者の業務に関する不当な規律・干渉		
	⑨ 業務の受託に係る不当な差別的取扱い		
	⑩ 消費者保護の充実等の観点から望ましい行為	—	・NTT東西からの報告(卸先事業者の不適切営業への対応スキームの存在等)
	⑪ 事業者変更の提供に係る不当な差別的取扱い	—	・NTT東西からの報告(システムや提供条件が同一となっていること、情報の公平な提供など同等性の担保) ・契約数の多い卸先事業者等に対する調査結果
卸先事業者	① 競争阻害的な料金の設定等	第29条第1項第5号 第29条第1項第11号	・NTT東西からサービス卸の提供を受ける卸先事業者、接続事業者及び自己設置事業者(NTT東西を除く)への調査結果
	② 消費者保護の充実等の観点から望ましい行為	—	
	③ サービス提供に当たっての課題等	—	
	④ 事業者変更の提供に係る不当な差別的取扱い	—	

固定系通信における禁止行為規制に関する業務の状況等の確認項目等

43

確認対象	確認項目	根拠条文	確認の根拠
NTT東西	接続の業務に関して知り得た情報の目的外利用・提供を防ぐための措置・実施状況	第30条第4項第1号	・NTT東西への確認結果(接続関連情報の目的外利用・提供を防ぐためのファイアーウォールの実施状況) ・NTT東西の契約の相手方・競争事業者への調査結果
	電気通信業務についての特定の電気通信事業者に対する不当な差別的取扱い等を防ぐための措置・実施状況	第30条第4項第2号	・NTT東西への確認結果(研修の実施、契約チェック体制) ・NTT東西の契約の相手方・競争事業者への調査結果
	他の電気通信事業者の業務に対する不当な規律・干渉を防ぐための措置・実施状況	第30条第4項第3号	
	第一種指定電気通信設備との接続に必要な電気通信設備の設置・保守等について特定関係事業者に比して他の電気通信事業者を不利に取り扱わないように講じた措置・実施状況	第31条第2項第1号	・NTT東西への確認結果(情報の公平な提供など同等性の確保) ・NTT東西の契約の相手方・競争事業者への調査結果
	電気通信役務の提供に関する契約の締結の媒介等その他他の電気通信事業者からの業務の受託について、特定関係事業者に比して他の電気通信事業者を不利に取り扱わないように講じた措置・実施状況	第31条第2項第2号	
	第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者の業務を受託した子会社等が、当該業務に関して上記の行為に相当する行為を行わないようにするための措置・実施状況	第31条第3項	・NTT東西への確認結果(責任者の設置、社員研修・自主点検の実施、社内規定制定、監督対象子会社との覚書締結) ・NTT東西の契約の相手方・競争事業者への調査結果
NTT東西の契約の相手方・競争事業者	電気通信業務及び電気通信業務以外の業務であって電気通信役務の提供に密接に関連した業務に関する不当な差別的取扱い等の有無	第30条第4項第2号	・NTT東西への確認結果(密接に関連した業務の契約) ・NTT東西の契約の相手方・競争事業者への調査結果

移動系通信における禁止行為規制に関する業務の状況等の確認項目等

44

確認対象	確認項目	根拠条文	確認の根拠
NTTドコモ	接続の業務に関して知り得た情報の目的外利用・提供を防ぐための措置・実施状況	第30条第3項第1号	・NTTドコモへの確認結果(接続関連情報の目的外利用・提供を防ぐためのファイアーウォールの実施状況) ・NTTドコモの特定関係法人・競争事業者への調査結果
	電気通信業務についての特定関係法人に対する不当に優先的な取扱い・利益付与を防ぐための措置・実施状況	第30条第3項第2号	・NTTドコモへの確認結果(研修やマニュアル整備の実施、チェック体制整備) ・NTTドコモの特定関係法人・競争事業者への調査結果
NTTドコモの特定関係法人・競争事業者	電気通信業務及び電気通信業務以外の業務であって電気通信役務の提供に密接に関連した業務に関する不当な優先的取扱い等の有無	第30条第3項第2号	・NTTドコモへの確認結果(密接に関連した業務の契約) ・NTTドコモの特定関係法人・競争事業者への調査結果

5 その他資料

電気通信事業法第172条に基づく意見申出について

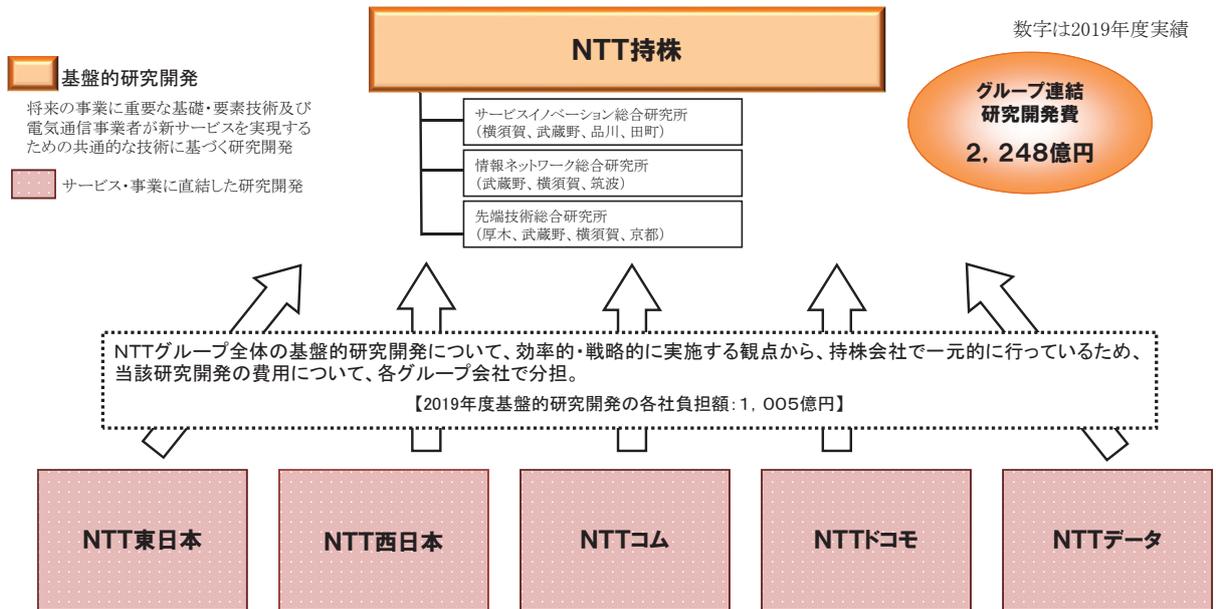
- 電気通信事業法第172条第1項により、電気通信事業者等の業務の方法等に苦情その他の意見のある者は、総務大臣に対し意見の申出をすることができる。
- 2020年11月11日、KDDI、ソフトバンク、楽天モバイル等28者は、NTTドコモの完全子会社化に係る意見申出書を総務大臣に提出。

意見申出書の概要

- 提出日
2020年11月11日
- 申出事業者 28者
KDDI、ソフトバンク、楽天モバイル、IDCフロンティア、アットアイ、EditNet、オーシャンブロードバンド、沖縄セルラー電話、沖縄通信ネットワーク、オプテージ、関西ブロードバンド、Qnet、Coltテクノロジーサービス、ZIP Telecom、ソラコム、中部テレコミュニケーション、TAM、徳之島ビジョン、(有)ナインレイヤーズ、新潟通信サービス、(一社)日本ケーブルテレビ連盟、ビー・ビー・バックボーン、ビッグロープ、北陸通信ネットワーク、北海道総合通信網、UQコミュニケーションズ、LINEモバイル、Wireless City Planning
- 申出対象の電気通信事業者
NTTドコモ、東日本電信電話、西日本電信電話、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ、エヌ・ティ・ティ・コムウェア
- 申出の概要
NTT持株がNTTドコモを完全子会社化することにより、申出対象事業者の業務の方法が、現在又は将来において、公正競争上の問題を引き起こし、競争事業者が実質的に排除されることによって、利用者料金の高止まりやイノベーションの停滞が起こるなど、利用者利益を損なう。
⇒ 総務省において、公正な競争環境を確保するための厳格な措置を講じ、措置の対象事業者に対して当該担保措置の遵守・履行を指導・徹底することで、業務の方法の改善を求める。
なお、業務の方法の改善に当たり、以下の対応を要望。
1. 競争事業者等のステークホルダーを含めた公開の場での議論
・従来の公正競争要件と今回のNTTドコモ完全子会社化との関係について、議論に先立ち総務省の見解を公表
・議論に必要なNTTグループの具体的なデータ・考え方を開示
・情報通信審議会又は同等の場において公開の場で議論・検討
2. 公正な競争環境確保のための担保措置
・NTT持株によるNTTドコモ完全子会社化に伴う必要な公正競争の担保措置を策定
・措置の対象事業者に対して、当該措置の遵守・履行を指導・徹底
・措置の対象事業者に対して、遵守・履行状況の報告を求め、総務省が確認結果を公表

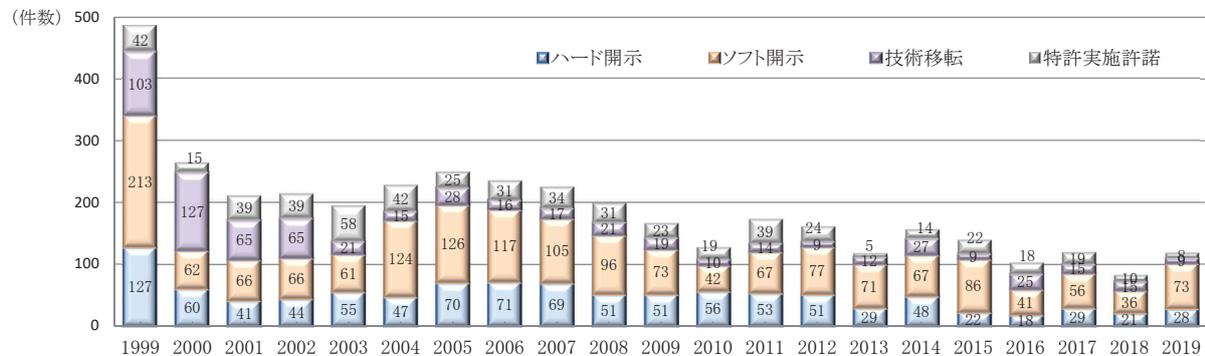
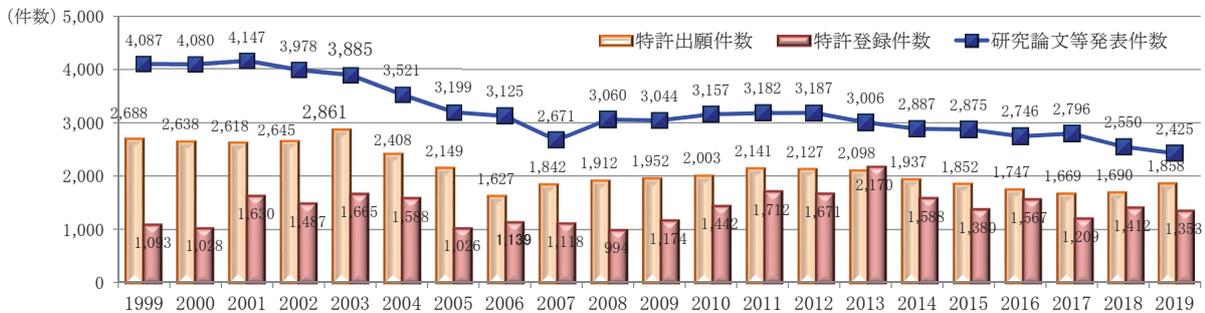
NTTの研究開発体制

47



技術開発成果の公開状況

48



- ・ハード開示: NTTの研究開発において試作品の開発を行ったメーカ等が、当該試作品と同一仕様の製品を販売することを許諾
- ・ソフト開示: 希望者に対してソフトウェアの使用を許諾
- ・技術移転: 希望者に対して技術ノウハウの使用を許諾
- ・特許実施許諾: 希望者に対して特許の実施を許諾

NTT研究所における最近の研究開発事例

49

研究事例	研究概要等
<p><AI> 精華町とのAI対話システムにおける共同実験の開始について 【実証実験】</p>	<p>(研究概要)</p> <ul style="list-style-type: none"> NTTと精華町は連携して精華町に関する高度な知識や経験を含んだ対話データを収集 なりきりAIの対話データ収集方法を改善し、非常に広範かつ高度な知識をもつ対話データを集めることで、これまで難しかった役場業務に関する対話を実現できる対話制御モデルを学習 <p>(利用場面)</p> <ul style="list-style-type: none"> 学習したなりきりAI京町セイカ(精華町の広報キャラクター)を用いて、窓口業務の一部を補助 等 (現在、精華町役場における受付業務の場を活用して、実証実験で性能を確認)
<p><セキュリティ> 暗号分野の最高峰国際会議CryptoでBest Paper Awardを2件受賞 【論文発表】</p>	<p>(成果概要)</p> <ul style="list-style-type: none"> Crypto 2020(暗号分野の最高峰国際会議)において、採択論文85本(採択率85/371=22.9%)の中から最も優れた論文3本が受賞 セキュアプラットフォーム研究所(藤堂洋介 研究主任)とNTT Research Inc., CIS LAB (Dr. Brent Waters) がそれぞれ受賞 <p>(論文概要)</p> <ul style="list-style-type: none"> 藤堂研究主任が著者の論文「Improved Differential-Linear Attacks with Applications to ARX Ciphers」は、差分線形攻撃と呼ばれる解読法の理論を進展させ、ソフトウェア環境で優れた性能を有するARX型暗号の安全性評価を行った結果を論じたもの Waters博士が著者の論文「Chosen Ciphertext Security from Injective Trapdoor Function」は、公開鍵暗号の安全性要件であるChosen Ciphertext Attack (CCA)セキュリティを満たすための画期的な構成法を提案したもの
<p><ネットワーク> 「低軌道衛星-地上間の20Gbps超通信と超広域IoTデータ収集」実現に向けた技術実証案が革新的衛星技術実証テーマとして採択 【実証実験】</p>	<p>(研究概要)</p> <ul style="list-style-type: none"> 要素技術の検討・検証、衛星搭載装置の設計・開発等、2022年度の小型実証衛星打上げ、および2023年度にかけての技術実証実験をJAXAと協力して実施 低軌道衛星-地上間通信の大容量化(伝送速度20Gbps超)、地上通信網の未整備エリアを含む全世界あらゆる場所における低コストでのセンシング(超広域衛星IoTプラットフォーム)の実現をめざす <p>(利用場面)</p> <ul style="list-style-type: none"> 地上通信網が整備されていないエリアでのIoTセンサの活用(海洋や山間部における各種監視・観測等)を含む全世界あらゆる場所でのセンシング等
<p><先進技術開発> テラヘルツセンシングに適用可能な500GHz帯20dB利得の増幅器ICを実現 【基礎研究】</p>	<p>(研究概要)</p> <ul style="list-style-type: none"> 増幅器の周波数を制限する要因となっていたトランジスタの寄生容量成分をインダクタ成分で中和する中和回路を500GHz帯で初めて増幅回路に適用し、500GHz帯での20dBの高利得増幅器ICの実現に成功 <p>(利用場面)</p> <ul style="list-style-type: none"> これまでに報告されている500GHz帯増幅器ICの2.5倍の利得であり、台風や集中豪雨などの気象予報精度の向上 等

将来の通信ネットワークの変遷

50

想定時期	~2020年頃	2020年代~			
想定モデル	モデル1	モデル2	モデル3	モデル4	
携帯電話の動向					
ネットワークの特徴	仮想化	・コア機能の一部仮想化	・コア機能の仮想化が進展 ・基地局機能の一部仮想化	・コア機能の仮想化の更なる進展 ・基地局機能の仮想化が進展 ・伝送機能の一部仮想化	・コア機能、基地局機能の完全仮想化 ・伝送機能の仮想化が進展
	ネットワークスライス	なし	・単一事業者内で一部サービスにネットワークスライスが導入	・単一事業者内でE2Eのネットワークスライスが進展	・複数事業者間でE2Eのネットワークスライスが導入
	クラウド	・コア機能の一部に導入	クラウド化の進展(VM型からコンテナ型へ移行)		クラウドネイティブ化
ステークホルダー	電気通信事業者	電気通信事業者	電気通信事業者以外にも3rd Party (OTT等)が参入	電気通信事業者以外の3rd Party (OTT等)の役割が増大	

※この変遷は「想定」であり、これらの技術が実際に導入される時期にはばらつきがある

<用語説明>

- コア機能・・・EPC(Evolved Packet Core)、IMS(IPMultimediaSubsystem)等
- 基地局機能・・・BBU(Baseband Unit)、EMS(Element Management System)等
- 伝送機能・・・スイッチング、ルーティング等
- NSA・・・Non-Standalone
- SA・・・Standalone

出典:情報通信審議会 情報通信技術分科会 IPネットワーク設備委員会 第三次報告

将来の通信ネットワークの変遷

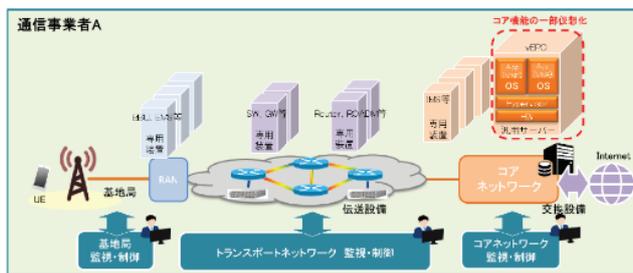


図 2.2.2 モデル1において想定される通信ネットワーク(概念図)

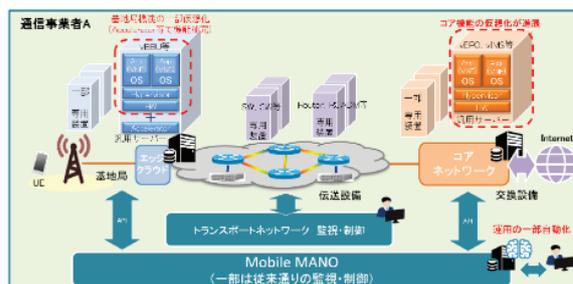


図 2.2.3 モデル2において想定される通信ネットワーク(概念図)

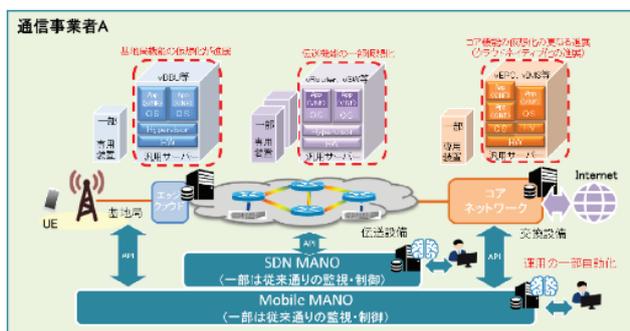


図 2.2.4 モデル3において想定される通信ネットワーク(概念図)

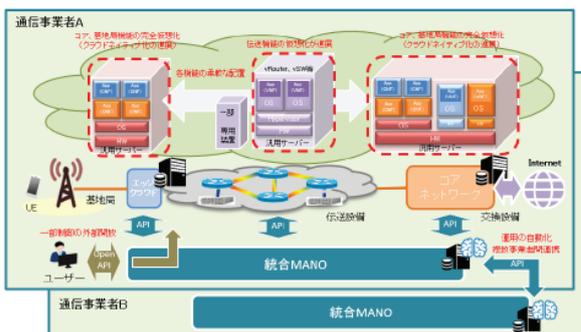


図 2.2.6 モデル4において想定される通信ネットワーク(概念図)

出典:情報通信審議会 情報通信技術分科会 IPネットワーク設備委員会 第三次報告